

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

この法案は、二月十日日本委員会に付託されましたので、委員会において政府側の提案理由の説明を聞き、質疑が行われました。これら在外公館の新設及び昇格は、主として、貿易の促進、移民等、経済上の理由に基くものでありますが、その詳細は会議録につき御了承を願います。

次に、二月二十二日、討論は省略し、採決の結果、全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(三月五日)

○山川良一君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、外務省としては貿易の促進、移住の振興等の見地から、昭和三十一年度において、パラグアイ及びギリシャに公使館、ウイニベッグ及びメルボルンに領事館を新設し、また、ハイティ、エクアドル、サウディ・アラビア、ジョルダン及びスーダンに対し、近隣国に駐在する大公使に兼轄せしめる公使館を設置し、並びにシアトル及びベレーンの領事館を総領事館に昇格せしめることになり、これに伴う法律措置としまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正して、前述の公館の新設並びに昇格を行い、また、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正して、前述の各館に勤務する外務公務員の在勤

俸を定めるのが本法律案の趣旨でございます。

委員会の質疑におきましては、曾祿、加藤、鶴見、羽生の各委員より、現下の国際情勢にかんがみ、中近東における在外公館は、人員並びに経済調査の面において十分充実せしめる要があること、在外公館の設置に当っては、一そう重点的配置に意を用うべきこと、その他外務省予算の決定事情等につき、熱心な質問並びに要望がありました。詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

委員会は、二月二十八日、質疑に引き続き、討論を経て本案の採決を行いましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました次第でございます。

以上、報告いたします。

◎大蔵省関係法令の整理に関する法律の

一部を改正する法律 (昭三一、三、一六法一一)

一、提案理由(二月九日)

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案外八法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

旧政府の契約の特例に関する法律は、昭和二十九年法律第二百二十一号大蔵省関係法令の整理に関する法律により廃止されましたが、その際の経過措置として、廃止前に締結された特定契約については、同法の規定はなお効力を有するものとされたのであります。

現在特定契約に関する事務が終了したのに伴い、旧政府の契約の特例に関する法律に規定する政府による支払金額の指定、相手方に対する政府の検査等の事務を行う必要がなくなりましたので、今回この経過措置を廃止するとともに、あわせて、指定金額について改定の申請があった場合の政府の諮問機関である特定契約審査会を大蔵省の附属機関から削除するため、大蔵省設置法を改正しようとするものであります。

次に、在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十六年途中で在外公館等借入金の返済を開始するために必要な法律措置を講じ、かつ、借入金を表示する現地通貨の

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律

評価に関する事項を調査審議するため大蔵省に在外公館等借入金評価審議会を設置することとし、第十回国会に在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案を提出し、御審議の上、可決成立するに至ったのであります。すでにこの法律に基く一切の事務は、終了いたしましたので、今回これを廃止し、これに伴って大蔵省設置法を改正して、大蔵省の附属機関のうち、在外公館等借入金評価審議会の項を削除しようとするものでございます。

以上、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案外八法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いを申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(二月十七日)

(製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭三一―法三))の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六))の委員長報告と一括して掲載)



### ◎外務公務員法の一部を改正する法律

(昭三二、三、一七法一一)

#### 一、提案理由(二月十五日)

○森下政府委員 外務公務員法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容を説明いたします。

まず提案理由を説明いたします。現在国際慣行といたしまして、特派大使の制度が世界各国においてとられておるのであります。この特派大使は、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務処理に当り、たゞい当該国に常駐の大使がある場合においても、別に本国から派遣されるのであります。当該国との親交関係増進のため非常に有効な方法であります。しかしして、この派遣の場合、特派大使の称号を与え、信任状を携行させることは、この使節の使命と地位を重かつ大ならしめ、また、相手国に対する儀礼上も必須の場合が多く、これまた国際慣行上普通に行われている状況であります。

わが国におきまして、右のごとき外交上の目的に資するため、国際慣行に準拠して特派大使の制度を法律上明白に規定した方がよいと考えられますので、今般この外務公務員法の改正法律案を提出する次第であります。

ここに規定される特派大使は、政府代表及び全権委員と類似の臨時の特別職であり、従いまして、国会法第三十九条ただし書きの規

て、特別職の給与に関する法律第一条第十六号を改正して、同法律中の大使及び公使は、特派大使を含まず、特命全権大使及び特命全権公使をさす旨を明定しました。

以上をもちまして、本法律案の提案理由及び内容説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

次に日本国とカンボジアとの間の友好条約の批准について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

カンボジアは、一九四九年十一月八日のフランス・カンボジア条約によって独立国の地位を獲得して以来、終始一貫してわが国に対する友好的態度を示してきましたが、なかんずく、昭和二十九年十一月には対日賠償請求権を放棄することを声明し、また、昭和三十年十一月には桑港条約第十六条に基づく連合国捕虜に対する戦争損害補償金の同国取得分を日本赤十字社に寄付する旨を申し入れ、その外交の基調が不変の親日政策にあることを内外に表明しました。わが国といたしましても、かかるカンボジアの好意に対し、できるだけだけ同国との協力関係を密接にし、ひいては東南アジア諸国との善隣外交に資すべく努力しておりましたが、たまたま、昨年十二月下旬シアヌーク総理大臣兼外務大臣を長とする同国の親善使節団の来日の機会に、両国間の友好条約の締結について両国政府間で話し合いが行われました結果、十二月九日東京において両国外務大臣の間で本条約の署名が取り運ばれた次第であります。

外務公務員法の一部を改正する法律

定に基き、両院一致の議決により国会議員も任命されることができるのであります。また、この特派大使は、外国における重要な儀式に参列する場合、天皇の認証ある信任状を携行し、もつて、その地位の尊重と相手国に対する儀礼の点につき間然するところがないよう考慮を加えた次第であります。

以上が提案理由の説明であります。

次に本法律案の内容につき説明いたします。

まず、外務公務員法第二条におきまして、特派大使の称号及び定義を規定し、あわせて、特派大使は顧問及び随員を随伴できる旨を規定しました。

次に第四条におきまして、特派大使並びにその顧問及び随員は、在任中国国家公務員として、職務に専念する義務、上司に忠実なる義務、名誉信用保持の義務及び秘密を守る義務等を負う旨を規定しました。

次に、第八条におきまして、特派大使並びにその顧問及び随員の任免は、外務大臣の申し出により内閣が行う旨を規定し、あわせて、任務を終了したときは、解任される旨を明文で規定することとしました。

次に第九条におきまして、特派大使が外国における重要な儀式への参列に際して携行する信任状は天皇が認証する旨を規定しました。

最後に、附則におきまして、国家公務員法第二条に、特派大使並びにその顧問及び随員の称号を追加する措置をとつたほか、あわせてしております修好条約と同様、両国間の友好関係を強化することを目的とし、平和の維持、主権、独立及び領土の尊重、外交官及び領事官の待遇等の両国間の基本的関係に関する效力条を設けておりますが、そのほか、特にカンボジアとの協力関係を密接にするため経済、技術及び文化協力関係の強化、移住者に対する便宜供与等についての規定が挿入されております。

本条約は、両国間にすでに存在している協力関係を今後とも維持強化すべき根本原則を明らかにしたものであり、本条約に定められている趣旨に従つて、今後経済、技術、文化、移住等の諸問題について両国間で交渉が行われ、その結果合意に達したところに基づいて両国の協力関係が具体化されていくならば、わが国にとって大きな利益をもたらされることが期待されます。

よつて、ここに本条約の批准について、御承認を求めるとの件であります。何とぞ慎重御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことをお願いいたします。

さらに航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるとの件及び航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるとの件について御説明申し上げます。

ただいま議題となりました航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるとの件及び航空



空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を一括御説明いたします。

政府は、サンフランシスコ平和条約第十三条及びインドとの平和条約第二条の規定に基づき、フランス、オーストラリア及びインドとの間に航空業務に関する協定の締結のための交渉を行なって参りましたが、幸い意見の一致を見ましたので、昨年十一月二十六日にインドとの航空協定、本年一月十七日にフランスとの航空協定、同じく一月十九日にオーストラリアとの航空協定にそれぞれ署名をいたしました。

これらの協定は、さきに国会の御承認を得て締結いたしました日米、日英、日加等の航空協定と同一の目的及び意義を有しております。その内容にも大差はございません。インド、フランス、オーストラリアは、いずれも、サンフランシスコ平和条約及びインドとの平和条約の定めるところによりまして、これらの条約の発効後四年間、すなわち本年四月二十七日までわが国への乗り入れの権利を認められているのでありますが、これらの協定が締結されますとその後にはこれらの協定に基づく権利に切りかえられ、また、わが国の航空企業も双務的にかつ平等の条件でこれらの諸国へ乗り入れる権利を有することとなるわけでありませぬ。

よつて、これらの協定の御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御承認あらんことをお願いいたします次第であります。

を与え、天皇の認証ある信任状を携行させることといたしたいといふのであります。さような目的のために外務公務員法を改正し、かつ、これに伴う国家公務員法及び特別職の職員に関する法律の改正を行わんとするものであります。

この特派大使は、法律上、従来の政府代表及び全権委員と類似の臨時の特別職でありまして、外国における重要な儀式に参列する場合、天皇の認証ある信任状を携行することとなつており、この点において政府代表等と異なつているのであります。

本法案は、二月十三日外務委員会に付託されましたので、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑に入りましたが、質疑中において、三月六日、北澤直吉君外四名の委員から、本法案に対する修正案が提出されました。その趣旨は、原案においては、特派大使、政府代表及び全権委員等は、特別職として、国会法第三十九条ただし書きにより、両院一致の議決によつて、内閣行政各部における各種の委員、顧問、参事その他これに準ずる職として、国会議員もこれに任ずることができることになつております。しかし、特派大使とか全権委員等は国の公務員であり、これらの委員、顧問よりも重大な権限を持った職務であります。一方、国会議員は、国会法第三十九条本文の規定で、國務大臣、政務次官等及び別に法律で定められた場合を除いては、国の公務員を兼ねることはできないことになつております。ゆえに、そのただし書きで議決しても妥当であるかどうかにつき疑義を生じますので、むしろ、外務公務員法中に一項を設けて、特派大使、全権委員等の臨時の特別職については、両院一致の

外務公務員法の一部を改正する法律

さらにただいま議題となりました国際民間航空条約の改正に関する議定書二件について提案理由を御説明いたします。

この二つの議定書は、一九五四年に国際民間航空機関、すなわち、いわゆるICAOの第八回総会で採択されたものでありまして、その目的とするところは、ICAOの所在地を総会の決定によつて一時的でなく他の場所に移すことができるようにすることと、ICAOの総会の開催回数を現在の毎年一回から少くとも三年に一回に改めようとするのであります。

これらの改正は、いずれも趣旨として望ましいものでありますから、わが国がこれに加入することは時宜に適したものと認められます。

以上の点を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことを希望する次第であります。

## 二、衆議院外務委員長報告(三月十三日)

○山本利壽君 ただいま議題となりました外務公務員法の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務処理に当り、当該国に常駐大使あるにかかわらず、別に本国から特派使節を派遣することは、世界各国においてしばしば行われることであり、また、当該国との親交関係増進のため非常に有効な方法であります。よつて、わが国においても、かような使節に特派大使の資格

議決に基づき、国会議員のうちから任命することができると明定して、第三十九条の本文の、別に法律で定められた場合の適用を受けることにしたいといふのであります。なお、これらの詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、三月十日、本法案並びに修正案を一括して討論が行われ、社会党を代表して穂積七郎君より、本特派大使制度の運用については十分慎重にせられたい旨の希望を付して賛成の意を表明せられ、続いて採決に入り、本修正案並びに修正部分を除いた原案は、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院外務委員長報告(三月十六日)

○山川良一君 ただいま議題となりました外務公務員法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法案は衆議院の修正送付案であります。まず、順序として政府原案につき御説明いたします。政府の説明によりますと、現在世界の多くの国は、特派大使の制度を設けておりますが、わが国には、旧官制時代はこの制度がありません。現状においても、かかる大使を特派することは可能であるという解釈論もありますが、これを明確にするために、この特派大使の制度を明文化することとしたのであります。このために特派大使を外務公務員として外務公務員法中に規定し、これに関連する条項を改正したものが政府原案であ



ります。特派大使の性格は認証官にあらざる特別職で、かつ政府代表及び全権委員に類似の臨時の官職であります。また外国における重要な儀式に参列する場合には、特派大使は天皇が認証した信任状を携行し、なお、特派大使には、顧問、随員が付随できること等、この使節の使命と地位を重からしめるようにしてあるのであります。

次に、衆議院の修正は、外務公務員法第八条の改正に関する部分に別に一項を加え、特派大使、全権委員、政府代表等については、国会議員のうちから任命することができる。この場合は両院一致の議決を得なければならないと定めたことであります。この修正の趣旨は、国会議員は、現行の国会法の規定の解釈によつても特派大使等の官職につき得るのでありますが、これを一層明確にして、外務公務員法中に規定したがよいとの意見に基づき修正されたとのことでありました。

委員会においては、三月十五日、本法案の審議を行いました。別に質疑もなく、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案の通り可決いたすべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、報告申し上げます。

### ◎公有林野官行造林法の一部を改正する

法律 (昭三二、三、一七法一三)

#### 一、提案理由(二月十四日)

○政府委員(大石武一君) ただいま上程せられました公有林野官行造林法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

公有林野官行造林法は大正九年、当時著しく荒廃いたしておりました公有林野の造林を促進する目的をもつて制定されたものでありまして、国が公共団体との契約に基づき、収益を分収する条件をもつて、公有林野に造林することができると定められております。この法律に基づきまして、公有林野官行造林事業は、約三十万町歩の造林を目標として出発し、明三十一年度をもつて、おおむね当初の目標面積の植栽を完了する予定であります。御承知の通り公有林野につきましても、なお造林を要すべき土地が相当にありまして、また部落有林野につきましても、いまだに造林が十分に行われていない現状であります。従つて引き続き公有林野の官行造林を実施いたしますとともに、新たに部落有林野を官行造林契約の対象として、その造林を促進することといたしたのであります。元来、部落有林野は、農民の共同利用の対象とされてきている林野であります。その利用の状況はとかく粗放で、土地の高度利用の見地から造林を行うことが望ましい土地があるにもかかわらず、資金の不足、従来の使用慣行による規制や森林経営の知識経験の不足等のた

公有林野官行造林法の一部を改正する法律

め自力による造林がなかなか行われない場合が少なくないのであります。このような土地に国が造林を行うことは、これら農民の要望にも適合し、国の造林政策としても、まことに適切なものと存するものであります。しかも部落の共同利用に供せられている林野のうち市町村の所有名義となつてゐるものは、従来から官行造林の対象とされてきておりますので、それ以外の共有等の私有名義のものでも、実質的に部落有林野であるものについては、公有林野に準じて官行造林の対象にする必要があると存する次第であります。

なお、水源林の造成が目下の急務であることは申すまでもありませんが、その方法として、土地や所有者の状況からみて、国が造林を行う方がより確実にして、効果的である場合があるのであります。このため、従来公有林野官行造林事業においては、保安林を契約の対象から除いておりましたが、本年度初め、これを水源林にまで拡大実施することになりました。ついでには、水源涵養のため造林を行う必要のある土地であつて、公有林野及び部落有林野の官行造林地とあわせて造林をなすことが必要であると思われる一部私有林についても、官行造林を行うことができるようにすれば、官行造林地の管理経営の面からも、水源涵養の目的達成の上からもまことに望ましいことと考へるのであります。

以上の理由によりまして、官行造林契約の対象とすることができるとする土地の範囲を、従来の公有林野のほか、新たに部落有林野及び水源涵養のため造林を必要とする土地の一部にまで拡大し、もつて公有林野事業が一般林政に協力することにより、造林の促進に資する



ことができずようにならしたのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

## 二、参議院農林水産委員長報告(二月十七日)

○棚橋小虎君 ただいま議題になりました公有林野官行造林法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

御承知の通り、大正九年、現行の公有林野官行造林法が制定され、国が公共団体との契約に基いて収益を分収する条件をもって、公有林野に造林することができるとなし、自來、公有林野について、いわゆる官行造林が行われ、昭和三十一年度において、おおむね当初の目標面積である三十万町歩の植栽を完了する予定になっております。ところが公有林野には、なお造林を必要とする土地が相当残されており、さらにまた、いわゆる部落有林野にありましては、その利用状況がとかく粗放で、造林を行うことが望ましい土地であるにもかかわらず、資金の不足や旧來の使用慣行による規制や、あるいは森林経営の知識経験の欠如等のため、自力による造林が容易に行われない場合が少なくないのでありまして、このような土地に国が造林を行うことは、地元の要望にもかない、また国の造林政策としても適切であり、さらにまた水源林の造成が目下の急務であり、その方法として、土地や所有者の状況からみて、国が造林を行うことがより確実、かつ効果的である場合があるなどの理由によつ

て、現行官行造林を継続実施することにも、さらに官行造林契約の対象とすることができる土地の範囲を、従來の地方公共団体の所有する森林または原野、すなわち公有林野ばかりでなく、そのほか市町村の住民または市町村内の一定の区域に住所を持つているものが、旧來の慣行によつて共同で利用している、いわゆる部落有林野並びに水源涵養のため森林の造成を行う必要がある土地であつて、公有林野または部落有林野とあわせて造林をなす必要があるものに対して、これを拡大することに改めようとするのが本法律案のおもな内容でありまして、なお、かような改正に基いて、法律の題名を現法律名「公有林野官行造林法」とあるのを「公有林野等官行造林法」に改めようとするものであります。

委員会におきましては、農林当局から、まず本法律案の提案の理由並びにわが国林野の概況及び林政の概要等、本法律案審査の前提となる諸般の事項について説明を聞き、続いて質疑に入り、現在国においてとられてゐる民有林野造林助長方策及びこれら各方策の得失、官行造林の実施方法、本改正法律案によつて部落有林野等に対しても、その所有者との契約によつて官行造林を行うことができることとなるのであるが、その際、これらの林野の利用者に対する措置、いわゆる国有林の再編成問題、特に保安林整備計画、本改正法律案による水源涵養のための官行造林計画及びその当否、官行造林契約解除の状況及びこれに対する措置、北海道における風害林対策並びにこれら対策と官行造林との関連、民間の林業者等が部落有林野等に対して行なつてゐる分収造林事業についても、官行造林事業

に準じ、民法第二百五十六條の共有物の分割請求の規定を排除することの当否、公有林野使用に関する地方自治法第二百十三條の許可制限の排除、その他諸般の事項について熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は会議録によつて御了承願ひたいのであります。とりわけ、本改正法律案第一條第三号の水源涵養林の官行造林について、その規定にみるように、公有林野あるいは部落有林野の官行造林の付帯事業として行ふ取扱いは、きわめて消極的であるから、これを改めて、もつと積極的にするべきではないかと、当局の見解が究明され、これに対して、「官行造林は望ましい方式であるが、しかし国有林野事業特別会計で実施される都合上、予算的及び機構的制約もあり、水源涵養林の造林の主体は、従來行われてきた高率補助方式によることにしたい」旨答へられ、これに対して、「かかる答弁は納得せられるものではなく、水源涵養林の官行造林は、一段と手広く発展的なものとすべきである」旨が主張されたことを申し述べておきます。

かくして質疑を終り、討論に入り、特別の発言もなく採決に入り、全会一致をもつて、政府提出案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。

## 三、衆議院農林水産委員長報告(三月九日)

○吉川久衛君 ただいま議題となりました、内閣提出、公有林野官行造林法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会に

公有林野官行造林法の一部を改正する法律

おきまする審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

公有林野官行造林法は大正九年に制定せられたものであります。が、自來、国と地方公共団体との契約により造林を行い、その育成をはかつて参つたのであります。このような公有林野官行造林事業は、明三十一年度をもつて当初の植栽目標である約三十万町歩の造林を完了する予定と相なつております。しかしながら、公有林野におきましては、なお造林を要すべき土地が相当面積あり、今後この事業を継続する必要があるものであります。さらに、この際、従來契約の対象外とされていた私有名義で共同利用に供されてゐるいわゆる部落有林野についても、官行造林の対象として造林ができるようにしたいというのが第一点、さらに、公有林野及び部落有林野の官行造林地とあわせて造林をなすことが必要であると思はれる一部私有林野についても、水源涵養のための造林ができるように範囲を拡大実施したいというのが第二点、主として以上二つの理由によりましてこの改正法案を提出せられ、この改正に伴つて、題名をも公有林野等官行造林法と改めようというのであります。本案は、二月十七日参議院送付をもつて委員会に付託され、昨八日の委員会において審査をいたし、質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を終わります。



◎法務省設置法の一部を改正する法律

(昭三二、三、二〇法一四)

一、提案理由(二月十四日)

○松原政府委員 ただいま上程になりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に御説明いたします。

この法律案の要旨は、少年院を新設し、若干の少年院の分院及び少年鑑別所の分所を、本院または本所に昇格させ、火災により、その施設の大部分を失った少年院を廃止し、及び市町村の廃置分合により、位置の改められた刑務所、少年院等の位置を改正することの四点であります。

第一の少年院の新設につきましては、最近、広島矯正管内の少年院に送致される少年が、かなり増加しておりますので、同管内の少年院の収容力の実情にかんがみ、新たに岡山県に少年院を一カ所新設することといたしましたのであります。

第二に、福岡少年院の分院貞志寮は、福岡矯正管内の精神薄弱少年を、北海少年院の分院紫明寮は、札幌矯正管内の女子少年を収容する施設であります。それぞれの特殊性にかんがみ、この際、貞志寮を中津少年学院として、紫明寮を紫明女子学院として、いずれも本院に昇格させ、さらに、施設の整備充実をはかる必要があり、また、福岡少年鑑別所の分所小倉鑑別支所は、少年鑑別所と

しても屈指の施設であるので、この際、これを本所に昇格させ、さらに、整備することといたしましたのであります。

第三に、東京矯正管内の宇都宮少年院は、昭和二十八年一月収容少年の放火により、事務庁舎を除き全焼したのであります。その後の同管内の少年の収容状況にかんがみまして、復旧の必要がないものと思われましますので、この際廃止することといたしました次第でございます。

第四に、最近の市町村の廃置分合に伴い、刑務所及び少年刑務所で、位置の改められたものは、府中刑務所外五カ庁、少年院にあつては、多摩少年院外二十一カ庁ありますので、これ等について、法務省設置法の別表の整理を行うことといたしました。

以上が提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、参議院内閣委員長報告(二月二十四日)

○小柳牧衛君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の改正の要旨を申し上げますと、その第一は、最近、広島矯正管内の少年院に送致される少年がかなり増加しておりますので、同管内の少年院の収容力の実情にかんがみ、新たに岡山県に少年院を一カ所新設することとし、その第二は、福岡少年院の分院貞志寮及び北海道少年院の分院紫明寮は、いずれもこれ

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告(三月八日)

○保科善四郎君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨について説明申し上げますと、その第一は、広島矯正管内の少年院に送致される少年がかなり増加しておりますので、岡山県に少年院一カ所を新設することとあります。第二は、精神薄弱少年を収容している福岡少年院分院の貞志寮並びに女子少年を収容しております北海少年院分院の紫明寮を、それぞれ特殊性にかんがみ、いずれも本院に昇格させ、その整備充実をはかることに、福岡少年鑑別所の分所たる小倉鑑別支所も、その収容人員及び施設の整備状況が他の本院たる少年鑑別所と比べて何ら遜色がなないので、これを本所に昇格させ、さらに整備することとあります。第三は、宇都宮少年院が火災によりまして施設の大部分を失いましたが、同じ管内にある他の少年院の収容能力に相当の余裕がありますので、これを廃止することとあります。第四は、市町村の廃置分合に伴い、刑務所、少年院等の位置を改称することとあります。本案は、二月九日当委員会に予備付託され、二月二十四日あらためて本付託となったものであります。

委員会におきましては、二月十四日政府の説明を聞き、昨七日質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもって原案通り可

を本院に昇格させ、また福岡少年鑑別所の分所、小倉鑑別支所を、この際本所に昇格させることとし、その第三、東京矯正管内の宇都宮少年院は、昭和二十八年一月、事務庁舎を除き全焼いたしましたので、その後の同管内の少年の収容状況にかんがみ、この際これを廃止することとし、その第四は、最近の市町村の廃置分合に伴い、刑務所及び少年刑務所で位置の改められたものは、府中刑務所ほか五カ庁、少年院にありましては、多摩少年院ほか二十一カ庁ありますので、この際、法務省設置法の別表の整理を行うことといたしましたのであります。

内閣委員会は、前後二回委員会を開き、松原政務次官その他政府委員の出席を求めまして、本法律案の審査に当たつたのであります。その審査におきまして、現在少年院の建物、施設等がきわめて不完備である点、職員の出遇が十分でなく、かつ所要の定員が充実されていない点、食費の単価が低廉であるがために、発育さかりの青少年に対し非常にカロリーの不足せる点、退院した青少年に対する保護対策等の点につきまして、政府の所見をただされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終了いたしましたので、討論に入りましたところ、千葉委員は、少年院改善の急務であることは明らかであるがゆえに、法務当局において、すみやかに改善の策を講ぜられんことを特に要望いたしました。本法律案に賛成の旨の発言があり、次いで本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決せられました。



決いたしました。  
右、御報告申し上げます。

◎在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律

(昭三二、三、二〇法一五)

一、提案理由(二月九日)

(大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律(昭三二一法一一)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院大蔵委員長報告(二月十七日)

(製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭三一一法三)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一一法五六)の委員長報告と一括して掲載)

在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律



◎道路運送車両法の一部を改正する法律

(昭三二、三、二〇法一六)

一、提案理由(三月一日)

○国務大臣(吉野信次君) それでは提案理由について御説明申し上げます。

最近における自動車の発達はきわめて顕著でありまして、すでに自動車の数は百四十万台を越えるに至りました。また最近の特色として、自動車の大型化及び構造装置の複雑化等の進歩が特に目立っております。

自動車は検査官の検査を完了して初めて運行出来ることになるのでありますが、検査は一定の手数料を納付させて行なっております。現行では、一律に二百円となっております。最近の自動車の大型化及び構造装置の複雑化等により検査も複雑化して参りましたので、ダンプカー等の特殊自動車、バス及び一部の乗用自動車等の普通自動車につきましては、これを三百円とし、他の自動車は現行通りとして、手数料の適正化をはかりたいと存じます。

ちなみにトヨペットクラウン級程度までの車は後者に属して、手数料額も現行通りに据え置きます。

次に臨時運行許可手数料は五十円ですが、現行の額では、諸経費が見合わず、また各市町村からもかねてから値上げを要望されておりますので、この際百円の手数料として、かたがた許可証の

乱用防止の一助ともいたしたいのであります。

検査証の再交付につきましては、当然手数料を納付させてしかるべきものと考えておりますが、現在これが規定がございませんので、この際これを新設して検査証の紛失及び乱用防止の一助としたいのであります。

本法案は、いずれも手数料を適正化して、検査、登録業務の円滑をはかるための改正でございますので、何とぞ十分御審議の上すみやかに本法案を可決されるようお願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告(三月十四日)

(船舶職員法等の一部を改正する法律(昭三二―法一七)の委員長報告を一括して掲載)

三、衆議院運輸委員長報告(三月十五日)

(船舶職員法等の一部を改正する法律(昭三二―法一七)の委員長報告を一括して掲載)

◎船舶職員法等の一部を改正する法律

(昭三二、三、二〇法一七)

一、提案理由(三月一日)

○国務大臣(吉野信次君) ただいま議題となりました船舶職員法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の船舶職員法は昭和二十六年第十回国会において画期的な改正が加えられましたが、平和条約発効以後、国際環境の変化に伴って、わが海運界並びに漁業界は著しい情勢の変化を来いたしました。当時予想し得なかつた状況を呈するに至っております。

このため船舶職員資格定員表、免許更新制度などにつきまして、海事関係団体等から新情勢に即応するように改正されたい旨の要望がなされておりますので、政府といたしましては海上航行安全審議会にはかる等これらの問題について慎重に検討を進めて参りましたが、いまだ結論を見るに至っておりません。

しかるに、船舶職員法の実施につきましての経過措置を定めた同法附則第二項及び第九項ないし第十一項並びに海上運送法の一部を改正する法律附則第六項及び遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律の有効期限が、本年三月二十二日までとなっており、また、免許更新については、第一回の更新期限が本年十月十四日をもって満了することとなっておりますが、審議検討の終りますまでの間に、現在実施中の規定に

船舶職員法等の一部を改正する法律

変更を来たすことは適当でないと思われまますので、これらの規定を昭和三十三年十月十四日まで延長し、その間に所要の改正をいたしたいと考えております。

簡単でございますが、以上が本法案の提案理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

二、参議院運輸委員長報告(三月十四日)

○左藤義詮君 ただいま上程になりました船舶職員法等の一部を改正する法律案及び道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に船舶職員法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

船舶職員法は、昭和二十六年第十回国会において旧船舶職員法に全面的改正を加え、これにかわる新法として制定せられたものであります。本年三月二十二日までは、同法付則並びに第十六回国会において制定されました海上運送法の一部改正法の付則及び第十九回国会において制定されました遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律によりまして、船舶職員の資格定員表の特例措置、新しく設けられた丙種船長等の資格についての無試験免許、学校卒業者に対する学術試験免除の特例措置が講ぜられております。この改正法案は、これらの



特例措置の適用をさらに約一年半、すなわち昭和三十二年十月十四日まで延長いたしますとともに、同日までに有効期間の満了する免許については、その効力を一年延長しようとするものであります。

さて、政府はこの理由について次のように説明しております。すなわち、船舶の就航区域の拡大、船舶の大型化等の海運界及び漁業界における情勢の変化に伴い、政府は、船舶職員の資格定員表、免許更新制度等について検討中であり、いまだ結論を得ていないので、その間に現在実施中の特例措置に変更を来たすことは適当でないから、この特例措置を延長し、その間に所要の措置を講じたいということでもあります。

本法案につきましては熱心な質疑が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じますが、そのおもなるものにつきまして申し上げますと、片岡委員より、「十九国会における船舶職員法等の一部改正法案審議の際、本委員会は、今後特例措置を再び繰り返す必要のないよう、政府は船舶職員の充足についてもかかわらず、特例措置を延期しようとするのはいかなる必要によるか。なお、この決議に基づき政府はいかなる措置をとったか。また特例措置による資格定員表の適用のために海難事故が発生した例ありや。」との質問がありました。これに対し政府委員より、「講習会の開催、国家試験の施行場所と回数増加、試験内容の改善、内燃機関についての限定免許を甲種一等機関士まで認めたこと等により、船舶職員の充足に努力したが、それにもかかわらず、特

に、かつお・まぐろ漁船の著しい発展に追いつけず、また水産学校には、経費の負担が大きいことや適当な教諭の確保のため、機関科の設置されてないものが多い等の事情により、特に機関部船舶職員に不足を生じている。また特例措置による資格定員表の適用のためには海難事故の発生が多いとは思わない」旨の答弁がありました。さらに片岡委員よりの、「船舶の大型化、就航区域の拡大、船舶運航技術の高度化等に伴い、より高度の資格の船員を必要とするという主張については異論はないので、新規に船員になる者に対しては、従前よりは高度の資格を要求してもよいと思うが、経験の豊富な従来の乗組船員に対しては、現在の資格の効力を認めるべきではないか」との質問に対し、政府委員は、「船舶は貴重な人命を預っているもので、可及的資格の高い船舶職員を乗り組ませて航行の安全を確保し、海難の防止をはかりたい。特に遠洋かつお・まぐろ漁船は、インド洋、豪州海域等の遠洋区域に出漁するので、乗組船員については高度の資格の免状を要するものとしたが、現状よりすれば、その法定資格はやや高過ぎる感があるので、この改正案により特例措置を約一年半延長し、その間において、船舶の航行の安全にも支障を与えず、かつ現状に即するように改正したい」旨答弁いたしました。さらに片岡委員の「改正案作成に際して、従来の船員の乗船経験年数を考慮する用意ありや」との質問に対し、政府委員より、「ぜひ何らかの措置を講じて失業することのないようにいたしたい」との答弁がありました。さて、質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、

直ちに採決に入りましたところ、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、御報告申し上げます。

最近におけるわが国の自動車の発達はいわゆる顕著なものがあり、その数においてすでに百四十万両をこえ、これに加えて自動車工業の進歩発達は、ますますその型を大型化し、また構造装置も複雑化して、本法制定当時に比較して、量、質ともに若干変化を来たしており、従って自動車行政の第一線業務も、それに応じて増加複雑化して参っております。

しかるに、自動車の検査手数料等は、本法制定当時のまま現在に至り、実情に沿わない状態にありますので、これらを実情に適合した料金に改めようとするのがこの改正案の趣旨であります。

次にこの法律案の改正点について申し上げます。まず第一点は、現行法においては自動車一両につき一律に二百円の検査手数料を徴収しておりますが、改正案では、この検査手数料を、二輪小型自動車を除く小型自動車にあっては、現行通り二百円として、普通自動車及び特殊自動車について三百円に改めることとした点であります。

第二点は、新たに検査証の紛失と乱用防止の目的から、検査証再交付の手数料納付についての規定を設け、一件について五十円を徴収することとしたことでもあります。

第三点は、臨時運行許可手数料は、現行法において五十円であり

船舶職員法等の一部を改正する法律

ますのを、今回百円に改めることとした点であります。

委員会の質疑におきましては、大倉委員、森田委員、一松委員及び岡田委員よりそれぞれ質疑が行われましたが、その質疑事項は車両検査、及び臨時運行許可の値上げの理由、及び業務量の過度の膨脹に対する、現在の車両検査所の施設ならびに要員等に関する状況、及び業務の実態等に関するものであります。

これに対して政府委員から、「最近では車両も大型化し、構造も複雑化し、これに伴い検査の回数もかかるので、政府の労務に対する報償という見地から、原価に近い検査手数料に値上げするのが財政上必要であると考えられること、なお、手数料の改正に伴う増収分は、要員の増加、車両検査所の施設拡充及び機械化をはかつて、自動車検査の一そのの能率の向上と交通安全の確保に役立たしめた」旨、臨時運行許可手数料については、「かねてから関係市町村より増加の要望もあり、これを原価に近くしたこと、また手数料の低廉であることによる、許可証の乱用と紛失を防止したためである」旨の答弁がありました。なお平林委員より、昭和三十年度の収入額と三十一年度の収入見込額について質疑が行われ、政府委員から、「昭和三十年度の収入は約三億八千万円、昭和三十一年度は自動車の自然増加を見込み、平年度約五億円程度とみなされるが、昭和三十一年度は改正法律の実施期日の関係から、八千万円ないし一億円程度の増収の見込みである」旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了し、ついで討論に入りましたところ、大倉委員より、「陸運事務所の業務の実態を見ると、車両検査等業務遂行に



不十分な点が見受けられるから、将来完全なる検査の実施ができるようにせられたい」旨の要望を附し、この法案に賛成の意見の開陳がありました。

以上で討論を終局し、ただちに採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院運輸委員長報告(三月十五日)

○白井莊一君 たいま議題となりました船舶職員法等の一部を改正する法律案及び道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、船舶職員法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法は昭和二十六年に画期的な改正が加えられたのでありますが、平和条約の発効後、わが国の海運界並びに漁業界は著しい情勢の変化を来いたしました。当時予想し得なかつた状況を呈するに至つたのであります。これのために、海事関係諸団体等から、船舶職員資格定員表及び免許更新制度等について、新情勢に即応するように改正方の強い要望があり、政府において、これらの問題について慎重に検討を加えて参つたのでありますが、いまだ結論を得るに至つていないのであります。

す。しかるに、現行法の経過措置として定められております船舶職員資格定員表の適用の特例、一定の丙種船長、丙種機関長及び小型船舶操縦士に対する試験免除、学校卒業者に対する学術試験の免除等の規定及び遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律は本月二十二日失効となり、また、免許更新につきましては、第一回の更新期限が本年十月十四日満了することになっておりますので、これらの有効期間をそれぞれ昭和三十三年十月十四日まで延長いたしました。その間に懸案の問題について所要の改正を行おうとするものであります。

本法案は、去る二月二十三日予備審査のため本委員会に予備付託され、同月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、三月十四日本付託となり、即日質疑が行われましたが、その内容は会議録に譲ることといたします。

本十五日、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決した次第であります。

次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、最近自動車の大型化及び構造、装置の複雑化等により車両の検査も複雑になつて参りましたので、この際手数料を適正化して、検査、登録業務の円滑をはからうとするもので、その要旨は次の通りであります。

第一は検査関係手数料の改正でありまして、普通自動車及び特殊自動車については一両につき二百円を三百円とし、自動車検査証再

交付の手数料を新設し、一件につき五十円とすることとしたのであります。第二に、臨時運行許可手数料を、一両につき五十円を百円とすることとしたのであります。

さて、本法案は、二月二十八日予備審査のため本委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聴取し、十四日本付託となり、本十五日質疑を打ち切り、討論を省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案の通りこれを可決いたしました。以上、御報告申し上げます。



### ◎司法書士法の一部を改正する法律

(昭三二、三、一二法一八)(衆)

#### 一、提案理由(二月二十四日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました司法書士法の一部を改正する法律案及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、提案の趣旨並びにその内容を御説明申し上げます。

御承知のように、司法書士法は、一般国民の囑託を受けて、裁判所、検察庁または法務局もしくは地方法務局に提出する書類を作成する業務を、原則として司法書士に独占的に行わしめるものでありまして、この司法書士の業務は、ひとり国民の公私にわたる権利義務に関係を持つものであるだけでなく、裁判、検察、法務行政等の運営に大きな影響を与えますので、司法書士には右の業務にふさわしき適格を有せしむるとともに、その資質の向上と業務の改善進歩をはかるため、適切なる措置を講ずる必要があることは申すまでもないところであります。

現行の司法書士法は昭和二十五年の制定にかかるとはありますが、過去五年間における実施状況に照らし、若干の改正の必要が認められるのでありまして、その改正しようとする主要なる点を申し上げますと、第一は、従来、裁判所事務官、検察事務官または法務事務官等の在職年数三カ年以上の者は司法書士としての認可が得られたのでありますが、これを、在職年数五年以上の者で、法務局ま

たは地方法務局の長の選考を経て認可を受けた者に改めようとするのであります。第二は、現行法におきましては、各法務局または地方法務局単位で司法書士会を任意に設立できることになっておりますが、この点について、司法書士会を強制設立とし、業務を行う司法書士は司法書士会に必ず入会しなければならないことに改めようとするのであります。なお、司法書士会の会則の制定、変更については、全面的に法務大臣の認可を要することにいたしました。第三は、司法書士会連合会も強制設立に改めまして、全国的視野に立つて、司法書士会及びその会員たる司法書士の指導、育成に遺憾なからしめようとするのであります。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

土地家屋調査士法は、一般国民の依頼を受けて、土地台帳または家屋台帳の登録について必要な土地家屋に関する調査、測量または申告手続をする業務を、原則として土地家屋調査士に独占的に行わしめるものであります。この業務は、不動産登記の基礎である土地台帳、家屋台帳の正確性の保持に重要な役割を果すものであり、従って、国民の不動産に関する権利関係に重大な影響を及ぼします。この業務の適正迅速な処理を保障しなければならぬことと、ちろんであります。そのためには、土地家屋調査士に右の業務にたえる適格を有せしめたる上、さらにその品位の向上と業務の改善進歩をはかる措置を講ずべきものであることは、司法書士の場合と同様であります。

現行の土地家屋調査士法は昭和二十五年の制定にかかるとはありますが、過去五年間における実施の状況に照らしまして、これに若干の改正を加えるの要があると認められるのであります。その主要なる改正内容につきましては、先に述べました司法書士法改正案の内容とはほとんど趣旨のものでありまして、調査士の資格の引き上げ、調査士会の強制設立、調査士の強制加入及び調査士会連合会の強制設立等であります。

法務委員会におきましては、本日、以上申し述べました趣旨に従い改正案を作成いたし、全会一致をもって委員会提出の法律案と決定した次第であります。

何とぞ諸君の御賛成をお願いいたします。

#### 二、参議院法務委員長報告(三月十四日)

○高田なほ子君 ただいま上程されました司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

もともと、この司法書士法と申しますのは、一般国民の囑託を受けて、裁判所、検察庁または法務局、いわゆる登記所でございまして、これに提出する書類を作成する業務を司法書士に適正に行わしめんとする法律でございまして、まず、このたびの改正案の主要点について申し上げますと、その第一点は、かような司法書士の業務がより一そう適正かつ迅速に処理されるよう、資格をより厳選することいたしました。すなわち現行法におきましては、裁判所事務

官、検察事務官等の在職年数が三年以上の者またはこれと同等以上の教養及び学力を有する者は、法務局長等の認可によって司法書士となれることになっておりますのを、このたびの改正では、これらの在職年数が五年以上の者、及びこれと同等以上の学力等を有する者と、資格の要件を引き上げました上、その中から法務局長等が選考して認可をするものと改めたこととでございます。

次に第二点は、司法書士の質的向上だけではなく、なお進んでその品位の保持と業務の改善をはかるため、今日では任意に設立できることになっております各司法書士会の組織を、いわゆる強制設立として、必ず各法務局または各地方法務局単位に設立しなければならぬものと定めたのでございます。そして、この司法書士会に入会していない司法書士は、その業務を行うことができないことと改めるとともに、各司法書士会は、その会員について法令違反の非行等があった場合には、法務局長または地方法務局長にその旨を報告しなければならぬものと新規に規定いたしているものでございます。

第三点は、かように司法書士会が強制的に設立されることに伴いまして、会の会計に関する事項等、新たにその会則に規定すべき必要な事項を追加すると共に、会員である司法書士には、この会則に規定しておりますところの、司法書士が受けるべき報酬に関する定めについてだけでなく、会則全般についても順守の義務があることを明記いたしました。

第四点は、かく司法書士会の自主性をはかりながらも、さらに全



国的な視野に立つて各司法書士会、ひいては各司法書士の指導育成に遺憾ならしめる方途といたしまして、今日やはり任意に設立できることになっております司法書士会連合会の組織をも強制設立に改め、各司法書士会は会則を定めて、全国を通じて一個の連合会を設立しなければならぬものと規定いたしましたのでございます。そして法務大臣が各司法書士会の定めんとする会則に対し、認可、不認可の処分をするに当っては、従前とは異なり、その全般について、この連合会の意見を聞かねばならぬと改めたのでございます。

その他、この改正案では、改正法施行の円滑化をはかるため、その施行時に司法書士である者、または施行の際現に存する司法書士会連合会は、それぞれ改正法の規定による司法書士または司法書士会連合会とするともに、今日の各司法書士会は、この改正法の施行前に、その会則について法務大臣の認可を受けたものに限り、施行後も存続せしめる等、経過措置を定めていただいております。

以上が本法律案改正の要点でございますが、当委員会といたしましては、この司法書士の業務は、一面において民、刑事にわたる国民の権利義務に関することが多大であるとともに、他面において裁判、検察、法務行政の公正円滑な運営にも関連のありますことにかんがみまして、小林委員を初め、各委員からも熱心かつ適切な質疑がなされたのでございますが、その詳細は、速記録によって御了承願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、小林委員は、この改正案における連合会及び各司法書士会の性格にかんがみ、法務当局としては今

後これらの団体に対し、より適切な指導監督をなさるべきことを主たる条件として、さらにまた中山委員とともに、第二条の任用認可規定の適用に際しては、いたずらに形式にとらわれず、適材にこの職を与え得るようすべきことを条件として、最後に羽仁委員は、法律用語の社会化とともに、従って将来における司法書士業務の大衆化をはかることを主たる条件として賛成する旨の発言がなされたのでございますが、討論を終え、採決をいたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

続いて土地家屋調査士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

元来この土地家屋調査士法と申しますのは、一般国民の依頼を受けて、土地台帳または家屋台帳の登録について必要な土地家屋に關する調査、測量、または申告の手続を行う業務を土地家屋調査士をして適正に行わしめんとする法律であります。過去五年間におけるこの法律の施行の状況にかんがみ、さらには取引のひんぱん化と、建築様式等の変化に対処すべく、この改正案においては、現行法を次の諸点において改正せんとしていただいております。

その概要を申し上げますと、まず現行法では、一定の学校を卒業し、測量に關し二年以上の実務の経験の有する者は土地家屋調査士となることができますのを、この改正案では、五年以上の実務の経験を有する者に改めるとともに、調査士の欠格事由を追加して規定いたしました。これは調査士の質的向上をはかり、業務を適正迅速

速に処理せしめんとするものでございます。

次に、土地家屋調査士会について、本改正案では、現行の任意設立制を改めて、各法務局または地方法務局ごとに必ず一個の土地家屋調査士会を設けねばならぬこととし、これに入会していない調査士は、その業務を行うことができないものと明定するとともに、各調査士会はその会員について法令違反の非行等があつた場合に、法務局長、または地方法務局長にその旨を報告すべき旨の規定を新たに設けたのでありますが、これらの措置によつて調査士をして相互に切磋琢磨せしめるとともに、進んでその品位の保持と業務の改善、進歩を期待しているわけでございます。またかように調査士会を強制的に設立せしめることに伴ひまして、このたびの改正案では、この調査士会の会則中に規定すべき必要事項として、会の会計に關する規定等をも追加するとともに、現行法とは異なつて、この会則中に規定しております調査士が受けるべき報酬に關する定めについてだけではなく、会則全般についても法務大臣の認可を要するものと改め、調査士には報酬規定だけではなく、会則全般について順守の義務があることを明らかにいたしました。

さらにまた現行法では調査士会と同様、任意に設立できることになつております調査士会の連合会をも、本改正案では各調査士会は全国を通じて一個の土地家屋調査士会連合会を設立しなければならぬことに改めて、法務大臣が各調査士会の定めんとする会則を認可するに當つては、この連合会の意見を聞いて処分すべきことを規定いたしました。かく改めることによりまして、調査士制度の改善

進歩のため、さらには全国的視野に立つて自主的かつ団体的に各調査士会およびその会員である調査士の指導育成の強化に遺憾ならしめるよう期しておるわけでございます。

その他この改正案では、この改正法の施行時に、土地家屋調査士である者、または施行の際現に存する土地家屋調査士会連合会は、それぞれ改正法の規定による土地家屋調査士、または土地家屋調査士会連合会とするともに、今日の各土地家屋調査士会は、この改正法の施行前、その会則についてこの法案の改正規定にのっとり、法務大臣の認可を受けたものに限り、施行後も存続せしめる等の経過措置を定め、法律施行の円滑化をはかつておるのでございます。

以上が本法律案改正の要点でございますが、当委員会といたしましては、この土地家屋調査士の業務が不動産登記の基礎である土地台帳または家屋台帳の正確さの確保に重要な役割を持つものであること、ひいては国民大衆の不動産に關する権利関係に影響を及ぼすことにかんがみまして、小林委員を初め各委員からも熱心かつ適切な質疑がなされたのでございますが、その詳細は会議録によつて御了承願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、小林委員は類似の業務を行う者がこの法案にならつて強制加入、強制設立の会や連合会を組織して、特権的地位を築き、これに対する監督権が十分行われないうことが起らないように、また門戸を開放し過ぎて、程度の低いものを作らぬように留意すべきことを条件として、羽仁委員は、当事者がみずから手で法的処理ができるよう繁文縟礼を改めるべきこ



とを条件として、中山委員は、改正案の趣旨は当初から実現されるべきであり、場当りのな改正是慎しむべきことを条件として、それぞれ賛成する旨の発言をされたのでございますが、討論を終えて採決いたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎土地家屋調査士法の一部を改正する法律

律 (昭三一、三、二二法一九)(衆)

一、提案理由(二月二十四日)

(司法書士法の一部を改正する法律(昭三一―法一八)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院法務委員長報告(三月十四日)

(司法書士法の一部を改正する法律(昭和三一―法一八)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



◎入場譲与税法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三三法二〇)

一、提案理由(二月十一日)

○太田国務大臣 たいいま議題に供されました入場譲与税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、入場譲与税の総額の改正であります。入場譲与税は、入場税収入の十分の九に相当する額となつておるのでありますが、地方財源を拡充する立場から入場税収入の全額に改めるものであります。この改正によります入場譲与税の増額は昭和三十一年度では十六億円であります。

改正の第二点は、地方財源調整機能を強化するため、一部の都道府県の入場譲与税の額を減額いたしました。これを他の都道府県に再譲与しようとするものであります。入場譲与税は、御承知の通り、人口に按分して譲与されるのでございますが、地方交付税の算定上基準財政収入額が基準財政需要額をこえるいわゆる収入超過団体に対しましては、その超過額の一定割合に相当する額だけ入場譲与税の額を減額いたしました。その減額した額を他の地方団体にさらに人口に按分して再譲与するものでございます。その方法を具体的に申し上げますと、まず減額されることとなる都道府県は、前年度の地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額が基準財政需要

正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、地方財政改善の一方途として、入場譲与税につき、その総額を増加して地方財源を拡充するとともに、都道府県間の財源調整を行い、地方財源の偏在を是正しようとするものであります。その内容は次の二点であります。

すなわち、その第一点は、都道府県に譲与せられるところの本税の総額を、現行法の入場税収入の十分の九より十分の十と改めることとあります。その第二点は、地方交付税の算定上、基準財政収入額が基準財政需要額をこえるため地方交付税を受けない団体、いわゆる収入超過団体に対しては、これに譲与すべき入場譲与税の額から、収入超過額の一定割合——この割合は政令で定め、二割を予定しておりますが、この割合を乗じて得た額を減額して譲与し、その減額分を、他の都道府県に、さらに人口に按分して再譲与しようとするのであります。

以上の措置により、昭和三十一年度の入場譲与税の総額は予算上百六十二億二千百万円となり、また、財源調整のため譲与額が減額されるのは東京、大阪、神奈川の各都道府県で、この調整額の総額は十七億九百万円となっております。

本案は、二月九日本委員会に付託、同十一日太田自治庁長官から提案理由の説明を聴取し、慎重審議いたしました。二十三日質疑を終了、本二十四日討論を省略して採決に付し、全会一致、本案は可決すべきものと決しました。

額をこえる団体でございます。法律の制定または改廃によりまして、当該年度の基準財政収入額または基準財政需要額が前年度のそれと著しく異なることとなる場合におきましては、実際の状態に近づけるため、その基準財政収入額または基準財政需要額に必要な補正を加えることができることとしております。たとえば五大都市所在の府県にありましては警察費の負担が本年度は九カ月分でありましたが、三十一年度は一年分となりますので、このような場合には基準財政需要額の警察費を一年分に増額補正しようとするのでございます。

減額すべき額は、基準財政収入額が基準財政需要額をこえる額に政令で定める率を乗じた額でございます。政令で定める率は、二割と予定してあります。

この調整措置による昭和三十一年度における変動は、東京都につきましては入場譲与税の全額十四億六千万円を減じ、大阪府につきましては、人口按分による額八億四千万円から二億三千三百万円を減じ、神奈川県におきましては、人口按分による額五億三千万円から千六百万円を減ずることとなり、調整額の総額は、十七億九百万円となる見込でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(二月二十四日)

○大矢省三君 たいいま議題となりました入場譲与税法の一部を改

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(三月十四日)

○松岡平市君 たいいま議題となりました、入場譲与税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要点は、第一は、入場譲与税の総額の改正であります。すなわち入場譲与税は、現行法では入場税収入の十分の九に相当する額とされているのを、今回地方財源を拡充する見地から入場税収入の全額に改めるものであります。この改正により、入場譲与税は昭和三十一年度において十六億円の増額が見込まれるのであります。

第二は、地方財源調整機能を強化するために、一部の都道府県の入場譲与税の額を減じて、これを他の都道府県に再譲与する点であります。すなわち入場譲与税は人口に按分して譲与されるのであります。地方交付税の算定上基準財政収入額が基準財政需要額をこえるいわゆる収入超過団体に対しては、その超過額の一定割合に相当する額だけ入場譲与税の額を減額し、その減額した額を他の都道府県にさらに人口に按分して再譲与するものであります。この調整措置により昭和三十一年度において東京都、大阪府及び神奈川県より減額して他の都道府県へ再譲与される総額は十七億九百万円の見込みであります。

地方行政委員会におきましては、二月二十一日、太田自治庁長官より提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重



ね、慎重審議を行なつたのでありますが、その詳細については速記録によつてごらんを願ひたいのであります。

三月十三日、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもつて衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

◎日本学術会議法の一部を改正する法律

(昭三二、三、一二法二)

一、提案理由(二月七日)

○根本政府委員 たいま議題となりました日本学術会議法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、日本学術会議法の第二章及び第四章、すなわち、日本学術会議の職務及び権限に関する規定と会員の選挙に関する規定の一部を改正しようとするのが、主眼でありまして、その他若干の規定の整備をしようとするものであります。

まず、日本学術会議の職務及び権限に関する規定の一部改正であります。日本学術会議は、その設立の目的及びその職務として、科学に関する研究の連絡をはかり、その能率を向上させるために、国際学術団体に加入してきておりますが、この加入に關しましては、現行の日本学術会議法に明文の規定がなく、日本学術会議の前身である学術研究会及び日本学士院が当時の規定によつて、文部大臣の認可を受けて学術上の国際団体の会員となつていたものを、それらの廃止の際日本学術会議法第三十一条の規定によつて継承した趣旨と、同法第二条及び第三条第二号の規定の解釈による運用によつて、加入してきていたのであります。最近、国際学術交流の促進はことに著しく、将来、ますます国際学術団体への加入の必要

日本学術会議法の一部を改正する法律

が痛感されますので、この際、これに關する明文の規定を設けて日本学術会議の職務達成に遺憾のないようにいたしたいと存じまして、第六条の次に第六条の二として、日本学術会議は学術に關する国際団体に加入することができること及びその加入する場合において政府が新たに義務を負担することとなる場合においては、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経ることの規定を明文化した次第であります。

次に会員の選挙に關する規定の一部改正であります。日本学術会議の会員は、わが国の一定の資格を有する科学者の互選によつて就任するものであります。その選挙は、日本学術会議法に基く日本学術会議会員選挙規則の定めるところによつて実施されておりますが、この選挙において、選挙規則の規定に違反する行為をした場合における制裁に關しては、規定されておりましたので、このたび、第十七条の次に、第十七条の二として、会員の選挙権及び被選挙権を有する者が選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めるところによつて、選挙権及び被選挙権を停止され、または当選が無効とされる旨の規定を新たに設けることとしたのであります。

これとともに、この選挙権の行使については、現行法に、一定の資格を有する科学者で登録された者のみに限る旨の明文の規定がありますが、被選挙権については、明文の規定を欠いているために、ややもすると被選挙権者は、必ずしも登録されている者のみには限らないかのように解釈されるおそれがありますので、被選挙権につい



ても、登録された者のみが有するものである旨、第十八条の規定を改正して明文の規定を設けることとした次第であります。

なお、これに伴う他の条文の改正と、その他若干整備を要する規定の改正を加えました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします次第でございます。

## 二、衆議院文教委員長報告(二月二十三日)

○佐藤観次郎君 ただいま上程になりました、内閣提出にかかる日本学術会議法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

本法律案の要点を簡単に御説明申し上げますと、第一は、日本学術会議の国際学術団体への加入に関し、現状におけるような現行法の解釈、運用によることなく、これが加入についての根拠規定を法文に明記いたしました点であります。すなわち、日本学術会議は学術に関する国際団体に加入することができること、及び、加入する場合において、政府が新たに義務を負担することになる場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経ることとし、日本学術会議の職務達成に遺憾のないようにしていることであります。次に、第二といたしましては、日本学術会議の会員の選挙に関する規定の一部に改正を加えんとするものであります。すなわち、この会員の選挙は、日本学術会議会員選挙規則の定めるところにより実施されてい

るのであります。選挙違反に対する制裁の規定がないので、違反行為に対しては、選挙権及び被選挙権の停止並びに当選無効の措置を講ずる制裁規定を新たに設けようとしていたのであります。さらに、この選挙は、登録された科学者以外の者は選挙権を行使することができないことになっていたのであります。被選挙権についても同様に登録者のみに限定するものであることを明らかに規定する等、所要の改正を加えているのであります。

本法案は、去る一月三十一日本委員会に付託となり、二月七日根本内閣官房長官より提案理由の説明を聴取して以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、日本社会党河野正君、自由民主党坂田道太君より、国際団体に加入し来たった経過、及び、加入に際して政府が新たに負担する義務とは何か、国際学術団体との活動状況などについて熱心に質疑が行われましたが、その詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、二月二十三日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

## 三、参議院文教委員長報告(二月十六日)

○飯島連次郎君 ただいま議題となりました日本学術会議法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、日本学術会議の職務及び権限に関する規定と、会員の選挙に関する規定の一部を改正しようとするのがその主眼点でございます。すなわち第一に、日本学術会議の職務及び権限といたしまして、国際学術団体に加入することができること、及びその加入の場合において政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとすることを設けております。従来、日本学術会議は、その設立の目的及び職務として、事実上国際学術団体に加入してきております。これは日本学術会議の前身たる学術研究会議の事務を引き継いだものと解釈し、予算支出等もいたしてきたのであります。近時学術交流の促進はことに著しく、将来ますます国際学術団体への加入の必要が痛感されますので、この際これに関する明文の規定を設けるとともに、負担金の多額に上ることも予想されますので、政府がその義務を負担することとなる場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経ることとしたいというのであります。

第二に、会員の選挙につきましては、従来の選挙の実情にかんがみ、今回その選挙規則を厳格なものに改めるとともに、会員の選挙権及び被選挙権を有する者が、右選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めるところによつて選挙権と被選挙権を停止され、または当選を無効とされる旨の規定を新たに設けるというのであります。

委員会におきましては、本案につきまして活発な質疑応答が行われましたが、その主な点は次のようなものであります。

日本学術会議法の一部を改正する法律

第一に、「日本学術会議は、その職務権限として、科学の振興に關して、政府の諮問に答えるとともに、勧告することができるのであります。さらに一歩を進め、その設置の目的に照して、科学を行政、産業及び国民生活に反映、浸透せしむるために、その活動状況を国会に報告する等のほか、広く国民に対して啓蒙活動をする努力が不足であると考えらるべきか」との質問に対しては、「今後はその活動面にも十分努力したい」との答弁がございました。

また、「日本学術会議が発足以来行なつた政府に対する勧告、申し入れ、答申等は相当数に上つているが、政府はそれらを採用していかどうか」との質問に対しては、「大部分のものはこれを取り入れられているが、不採択のものもなかった」とのこととございました。

第二に、「日本学術会議が国際学術団体に加入する場合、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとなることとなっているが、これは良識ある学術会議が加入するのであるから、内閣総理大臣の承認を経る必要がないのではないか、」また、「政府の承認については政治的、思想的配慮から左右される危険はないか」との質問に対しては、「加入に伴つて発生する分担金支出は相当多額になる場合もあり、あらかじめ内閣総理大臣の承認を求めることを適当としたこと、またこの承認に當つては、純粋な学術上の立場からの学術会議の要望は、当然尊重されるものと考えらるべき」との答弁がございました。

第三には、会員選挙について新たに設けられた制裁規定につきま



して、従来の選挙の実情、弊害について、また今回の法改正に基いて改正される選挙規則案の内容、あるいは選挙取締りの方法等、詳細な質疑応答が行われましたが、これらはいずれも速記録に譲ることといたします。

かくて質疑を終り討論に入りましたところ、湯山委員よりは、「学術会議の広報活動を一そう強化するよう努力してもらいたい」と、また選挙規則の実施に当っては、科学者にふさわしい公明な選挙が行われるよう十分な配慮をすること、さらにまたかような選挙は、学者の良心によつて行われるべきものであるから、嚴重な選挙規則や、法律上の制裁規定を必要としない日の、一日もすみやかに来たることを希望して本案に賛成する」旨の発言がございました。

次に竹下委員よりは、「学術会議無用論というものが従来一部にあつたが、その理由の根拠としては、不正な会員選挙が行われて来たことだと考へる。今回学術会議が率先して、きびしい選挙規則を設けられるという、この反省的態度に敬意を表し、今後に大きな期待を寄せるものである」との賛成討論がなされました。

以上で討論を終り、本案を採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

(昭三一、三、二三法二二)(衆)

#### 一、提案理由(三月一日)

○瀬戸山委員 ただいま上程になりました特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本法案の目的といたしますところは、現行の特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五年間延長しようというのでありますが、わが国の国土のうちシラス、ボラ、赤ホヤ、花崗岩風化土等のいわゆる特殊土壌地帯は、台風、豪雨等による災害を特に激しく受けておりますので、これらの地帯の災害防除及び振興をはかるため、さきに昭和二十七年四月議員立法いたしました特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法が制定され、この法律に基きまして対策事業が実施されて参つたのであります。

この事業実施の結果は相当の効果を示し、関係者の大きな喜びとなつておるのであります。しかしながら昭和三十年度までの事業進捗状況は、関係区域が計画いたしました事業の五分の一、内閣総理大臣が決定いたしました事業計画について見ても、その約三分の一にすぎないのであります。

特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

ところで同法は、昭和三十一年度を最終年度とする五カ年の時限立法でありますので、このままでは期限内に政府の決定した事業計画の大半が残事業となり、また積年の努力によつて次第に整備改善の効果を現わしてきたこの事業が中途にして断たれ、その効果が十分に発揮されないことになるのであります。

そこでこの際同法の一部を改正し、昭和三十七年三月三十一日までの五カ年間その有効期限を延長いたしましたして、これら残事業を完全に遂行いたしたいと存するのであります。

以上本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げたのであります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月六日)

(東北興業株式会社法の一部を改正する法律(昭三一―法九五)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院建設委員長報告(三月十二日)

○赤木正雄君 ただいま議題となりました特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案の提案の理由並びに要旨について申し上げます。特殊土じ、よう、地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土じ、よう、地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良事業を実施し、この地帯



の保全と農業生産力の向上とをはかる目的をもちまして、昭和三十一年度を最終年度とする五カ年間の時限法として、去る昭和二十七年第十三回国会において成立したものでありまして、昭和三十年年度までに内閣総理大臣の決定した事業計画の約三分の一が実施されたに過ぎない状況であります。今回さらに同法の効力を三十二年度より昭和三十六年度まで五カ年間延長し、所期の目的を達成しようとするものであります。

本法案は二月二十九日に当建設委員会に付託され、提案者及び政府に対する質疑のおもなるものを申し上げますと、地域指定が加えられて一般公共事業の実施並びに計画に障害を来たす点がないか、また指定が一方に偏していないかということでありまして、これにつきましては、今後十分調整していきたいとの明確な答弁がございました。

また、指定地域における災害防除事業と災害復旧事業とはいかなる関連を持って行われているかということですが、これについては、原則として別個の事業ではあるが、災害復旧事業と本法の目的たる防災の意味とを加味して実施しているということでありました。その他特殊土じ、より、地帯対策審議会の運営等について質疑が行われました。

かくて質疑を終って討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告を申し上げます。

### ◎食糧管理特別会計の昭和三十年年度における損失をうめるための措置に関する法律

(昭三二、三、二三法二三)

#### 一、提案理由(二月二十一日)

(特定物資納付金処理特別会計法(昭三一―法一二九)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

○春日一幸君 ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の昭和三十年度当初予算におきましては、この会計の昭和三十年度末における損失を、昭和二十九年年度からの繰り越し損失を含め約百億円と見込んでいたものであります。が、豊作と集荷の好調により、三十年度産米の政府買い入れ数量が当初の予定を大幅に上回ったため、これに伴う早場米格差の支払いが当初よりも増加したこと等により、三十年度末におきましては約百六十七億円の損失が生ずるものと予想されるのであります。この百六十七億円の損失のうち百億円は、昭和二十六年度において一

食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律

般会計から繰り入れたインベントリー・ファイナンス百億円に見合いますので、今回この百億円に相当する金額につきましては一般会計に繰り戻さなくてもよいこととするともに、残額の六十七億円につきましては、これを一般会計からこの会計に繰り入れることとして、その損失を補てんすることとしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、昨八日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、漁船乗組員給与保険法の規定により、漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険につきまして、昭和二十九年年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、さきに、とりあえず一般会計からこの会計の給与保険勘定に繰入金をいたしたのであります。が、なお約二百万円の損失が残り、また、昭和三十年度におきましては、引き続き保険事故が異常に発生し、本年二月末日までの間に、さらに約六千五百万円の損失を生ずることとなりまして、今回これらの損失を埋めるため、昭和三十年度におきまして、一般会計から六千三百五十万円をこの勘定に繰り入れることができることとしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、昨八日質疑を打ち切り、討論



を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。  
右、御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(三月十六日)

(漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三一一法二四)の委員長報告と一括して掲載)

◎漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業についての生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三一、三、二三法二四)

一、提案理由(二月十四日)

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭三一法一六七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月九日)

(食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律(昭三一法二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十六日)

○岡崎眞一君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。  
まず、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

最近において漁船乗組員の抑留が増加し、また抑留の長期化などに伴い、漁船乗組員給与保険法に基づく支払い増加により、政府の引当金の繰入金に関する法律

受再保険勘定に異常な損失を生じ、この赤字補てんのため、従来漁船再保険特別会計に、一般会計から繰り入れられました繰入金の措置を、しばしば講じて参つたことは御承知の通りであります。本案もまた、昭和二十九年及び三十年におけるこれらの損失をうめるため、昭和三十年度におきまして、一般会計から六千三百五十万円を限度として、この会計の給与勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

本案の審議におきましては、抑留の状況、保険未加入者に対する見舞金、抑留者留守家族の実情等について質疑応答がありました。が、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計の昭和三十年度末における損失は、二十九年度の繰り越し損失金を含めて当初約百億円と予想されておりましたが、三十年度においては、政府買入れ数量の著しい増加と、これに伴う早場米格差の支払いの増加、準内地米の業務用売却予定数量の減少等によつて、百三十六億円余の損失を生ずる見込みであり、これに二十九年度の決算上の損失が三十億円余となりますので、結局この会計の昭和三十年度末における損失は百六十七億円と見込まれるに至つたのであります。

本案は、この損失を補てんするため必要な措置を講じようとする



漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業についての生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

もので、百六十七億円の損失のうち百億円は、昭和二十六年度に一般会計から繰り入れたいわゆるインベントリー・ファイナンス百億円に見合いますので、この分を一般会計に繰り戻さなくともよいことといたし、残り六十七億円については、昭和三十年年度において一般会計からこの会計に繰入金をする事ができるようにしようとするものであります。

本案の審議においては、インベントリー・ファイナンス取りくずしと一般会計との関係、病変米の処理状況等について熱心なる質疑がなされましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正点の第一は、合同庁舎等の行政財産の管理の合理化をはかるために、大蔵大臣がその所管者を指定する制度を設けようとするものであります。第二は、従来物品として取り扱われてきた航空機は、船舶等と同様、不動産に準ずるものであるにかんがみまして、これを国有財産として管理しようとするものであります。第三は、行政財産を他の各省各庁の長に使用させる場合は、その調整をはかるため大蔵大臣に協議することとしようとするものであります。

本案は別段の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致をもつて

### ◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律

(昭三二、三、一三法二五)

#### 一、提案理由(三月五日)

○堀川政府委員 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、御承知の通り昭和二十五年六月に設立されましたが、以来五年余にわたり約三十三万余戸の住宅の建設資金を融通し、国民大衆の要望にこたえて参りました。

住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする全額政府出資の公法人であります。その業務の遂行に当つては、一般の金融機関に委託するほか、みずからも貸付、管理等の金融業務を行なつてゐるものであります。かように住宅金融公庫は、現実的性格を有しているにもかかわらず、その業務に従事している役員は、現在国家公務員とされておりますが、これは、国の重要施策の一環として設立された住宅金融公庫の業務体制を急速に整備する必要があつたことによるのであります。すでに設立後五年余を経過した現在におきましては、役員を国家公務員として存続させる必要は認められませんが、従いましてこの際役員員の地位を国家公務員でないものとし、

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

原案通り可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告いたします。

これに伴いこれらの者の恩給及び退職手当等に関し所要の措置を講ずることが必要であると考へ改正を行うことといたした次第であります。

なお、以上のほか、住宅金融公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の構造を合理化するため所要の改正を行うことといたしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に本法律案の概略を御説明申し上げます。

まず第一に、公庫の役員員の地位を国家公務員でないものとし、刑法その他の罰則の適用についてのみ公務員と同様の取扱いをすることといたしました。

第二に、公庫の役員員の地位の変更に伴い、役員員の欠格条項及び兼職禁止の規定を置くことといたしました。

第三に、公庫は、役員員の退職手当の支給の基準を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を要することといたしました。

第四に、公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の定義について、その住宅の構造を合理化するため、所要の改正を加えることといたしました。

第五に、この法律改正の際現に公庫の役員員であつて恩給法の適用を受けていた者の恩給については、この法律施行後も、当分の間、従前の例によることといたします等所要の経過措置を講ずることといたしました。



以上の改正に伴いまして、必要な条項を整理するとともに、関係法律について必要な改正を行うこといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いする次第であります。

## 二、衆議院建設委員長報告(三月九日)

○荻野豊平君 たいだいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

住宅金融公庫は、設立以来すでに五年を経過し、その業務は現業的性格を有しているにもかかわらず、業務に従事している役職員の地位は、現在国家公務員となっておりまして、よって、本法案は、この際、役職員の地位を国家公務員でないものとし、これに伴い、これらの者の恩給及び退職手当等に関する所要の措置を講じ、あわせて、住宅金融公庫の貸付対象となる簡易耐火構造を合理化するため必要な改正を行わんとするものであります。

本法案は、去る三月一日本委員会に付託されて以来、慎重に審議いたしました。質疑の内容は速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論は省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院建設委員長報告(三月十六日)

○石井桂君 たいだいま議題となりました、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。住宅金融公庫は、昭和二十五年六月に、住宅建設資金の融通機関として、全額政府出資をもって設立された公法人でありまして、その業務は、一般の金融機関に委託するほか、みずからも貸付、管理等を行うなど現業的性格を持つていたものであります。役員及び職員はこれまで国家公務員とされて参りました。これは公庫の業務体制を急速に整備する必要があったことによるものであります。すでに設立後五カ年を経過した現在、その必要も認められなくなりました。よって本改正案は、役職員の地位を国家公務員でないものとし、これに伴って、恩給及び退職手当等に関し、必要な措置を講じようとするものであります。すなわち、役職員で、現に恩給法の準用を受けている者の恩給については、改正後においても、自分の間恩給法の規定を準用することにし、退職手当等については、主務大臣の承認を受けて支給の基準を定めることにしたのであります。

なお、役職員の刑法その他の罰則の適用については、公務員と同様の取扱いをしております。このほか、住宅の工法、資材等の発達に伴い、公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の定義について必要な改正をしております。「耐火構造住宅を促進する方法」と本法案の審議に関連しまして、「耐火構造住宅を促進する方法と

して、造作部分等は入居者がみずからの資力に応じて作ることにし、それを除く部分に全額融資する考えはないか」との質問がありました。したが、これに対しては、政府から、「融資住宅設計基準の内容について検討していきたい」との答弁がありました。

本案は、三月十三日、質疑を終了、十五日、討論を省略、全会一致原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。



### ◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭三一、三、二四法二六)

#### 一、提案理由(二月二日)

○清瀬国務大臣 御上程の順序に従いまして国立学校設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和三十一年度予算に照応いたしまして関係条文を改正するものであります。国立大学付置の研究所の設置について規定するものでございます。

改正の点は、京都大学に付置研究所として、ウイルスの探究並びにウイルス病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究を目的といたします。ウイルス研究所を設置することでございます。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、日本学士院法案の提案理由と内容の概要とを御説明いたします。

この法案を提案いたしますおもな理由は、現在、総理府の機関であります日本学術会議のうちに置かれております日本学士院につきましてその会員を日本学士院自体において選定することとした、これに伴って日本学士院を文部省に移管することでございます。

日本学士院は、明治十二年に創設せられました、以来七十有余年

の間、わが国最高の学術上の諮問機関といたしまして、碩学を集め、学術の振興に多大の貢献をいたして参りました。また、その会員たることは、科学者として最高の名譽とされてきたのでございます。この間、時代の変遷に應じまして、その権限には多少の変化が見られましたが、その基本的な性格には変りはございません。昭和二十三年に至りまして日本学術会議法が制定せられました。日本学士院はもっぱら学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として、その性格を明らかにし、日本学術会議のうちに置かれることになったのでございます。そして、従前日本学士院が有していた諮問機関としての機能は、日本学術会議に引き継がれ、またその会員は、日本学術会議において選定せられることになったのであります。

その後、日本学士院においては、会員の選定について、従前通り日本学士院自体において選定したい旨の強い希望がございまして。また日本学術会議においても、昨年十月の総会において日本学士院を分離独立させることを適当とする旨の議決をいたしました。これを政府に要望してきたので、政府においても慎重研究いたしました結果これを適当と認め、今回この法案を提出するに至ったのでございます。

この法案の内容のおもなものを申し上げますれば、次の通りでございます。

第一は、前申しした通り日本学士院の所轄を昭和二十三年以前に戻しまして文部省といたします。第二は、日本学士院会員を日本学士

院の研究を行うことを目的としております。

本案は、去る一月三十一日当委員会に付託となり、二月二日文部大臣より提案理由の説明を聴取して以来、慎重に審議を重ねて参りました。その審議過程において、日本社会党河野正君、山崎始男君両君から、ウイルス研究所設置の主目的は医学的研究に重点を置いているか、この種の研究所は将来各大学にも設置する考案があるか、また、国立大学に県立大学を統合する際には、その地方の住民の要望を十分に取り入れる考案があるかなどについて、熱心な発言がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、二月二十一日、本案の趣旨が時宜に適したものであることを認めまして、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本学士院法案について申し上げます。

本案の要旨は、日本学術会議のうちに置かれていた日本学士院を日本学術会議から分離独立させようとするものであり、従って、内閣総理大臣の所管から文部大臣の所管となること、また、会員の選定は日本学士院自体で行うこと、さらに、その事業として、恩賜賞、日本学士院賞の授賞、外国人に対する日本学士院客員の称号の授与、国際学士院連合に加入することなどがございましてあります。

本案は、去る一月三十一日当委員会に付託となり、二月二日文部大臣より提案理由を聴取して以来、慎重に審議を行なって参りました。質疑の過程において、日本社会党鈴木義男君、河野正君より、日本学士院会員の選定に当っては、私学関係者をも大いに尊重する

院みずからが選定することといたしたことでございます。その他のことにつきましては、おおむね現状通りであります。すなわち、日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関としてこれにふさわしい事業を行い、学術の発達に寄与することをその目的とするのであります。従ってその事業として、日本学士院は、学術上特にすぐれた研究業績に対して恩賜賞・日本学士院賞を授与いたします。また会員が提出した紹介した学術上のすぐれた論文を発表するために邦文と欧文の日本学士院紀要を編集発行いたします。そのほか国際学士院連合に加入することができるのであります。外国人に対して日本学士院客員の称号を与えることができるのであります。これらを法文上明記いたしました。

以上がこの法案の提案理由及び内容の概要でございます。何とぞ十分御審議の上御賛成下さるようお願いいたします。

#### 二、衆議院文教委員長報告(二月二十一日)

○佐藤観次郎君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる国立学校設置法の一部を改正する法律案及び日本学士院法案の両法案について、文教委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案について、簡単に御説明申し上げます。

本法案は、京都大学にウイルス研究所を付置し、ウイルスの探究並びにウイルス病の予防と治療に関する学理及びその応用面

国立学校設置法の一部を改正する法律



こと、また、年齢の老若を問わず選定すること、年金の支給額については年度ごとに変更されないように措置することなどについて、熱心なる発言がありました。その詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、二月二十一日質疑を終了し、本案について討論を省略、採決いたしました結果、これまた全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院文教委員長報告(二月九日)

○飯島連次郎君 たいま議題となりました二法案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、昭和三十一年度予算に照応して、京都大学にウィルスの探求と、ウィルス病の予防及び治療に関する学理並びにその応用の研究を目的とするウィルス研究所を設置することを規定しているものであります。

委員会の審議におきまして明らかになりましたおもな事項について申し上げます。

まず第一に、本研究所を京都大学に設置する理由であります。京都大学医学部においては、本研究について従来相当の業績をあげており、かつ文部省に置かれている研究所協議会の答申もありません。これを京都大学に設置する旨の答弁がございました。第二に

に、本研究所の構成部門は五部門の計画であります。三十一年度に二部門、次年度に三部門を設置する予定である旨の説明がありました。その他本研究所の定員の確保、施設計画、共同利用等について活発な質疑がなされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、湯山委員より、定員の確保、設備の充実、施設の整備等について善処すること、及び大学の附属研究所は一部の大学に偏しないようにして、地方大学の育成をはかるべきであるという要望を付して賛成意見が述べられました。かくて討論を終り、採決いたしましたところ、文教委員会は全会一致をもって本案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本学士院法案について御報告いたします。

本法案は、現在日本学術会議に学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関として置かれております日本学士院を日本学術会議から分離し、文部省の所管といたすものであります。すなわち本法案におきましては、日本学士院会員は、日本学士院みずから選定することとしたしております。また、日本学士院の事業は、学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対して授賞すること、会員が提出し、または紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行等であると定めております。さらにまた、国際学士院連合に加入することができること、外国人に対して日本学士院客員称号を与えることができること等の規定をもちましております。次に、本法案の審議により明らかになりましたおもな事項について

て申し上げます。第一に、特に国際学士院連合への加入を規定した理由については、日本学士院は、明治三十九年以来国際学士院連合に加入してきておりますので、この際これを明記することにした旨の説明がありました。第二に、日本学士院みずから会員を選定する場合には、広く学界の各分野から選定する規則を定めることになつておるとの説明がありました。その他日本学士院と日本学術会議との関係等につきまして、きわめて熱心な質疑応答がかわされましたが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

委員会におきましては、別に討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって本法案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎日本学士院法 (昭三一、三、二四法二七)

一、提案理由(二月二日)

(国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三一―法二六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(二月二十一日)

(国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三一―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(三月九日)

(国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三一―法二六)の委員長報告と一括して掲載)

◎家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 (昭三一、三、二四法二八)

一、提案理由(二月九日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三一―法三三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月八日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三一―法三三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月十九日)

○戸叶武君 ただいま議題となりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

家畜伝染病予防法は、昭和二十六年に全面改正が行われ、その後数次の改正を経て今日に至っておりますが、最近における家畜防疫の状況にかんがみ、かつまた乳牛の飼養密度の増大等に伴なって、法律の運用に当って実情に沿わない点がありますので、これを適正にする必要があるという理由によつて、今回この改正法律案が提出せられたのであります。そのおもな内容は、大要次のようであります。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

すなわち第一は、家畜の移動に関する規定の緩和でありまして、現行法によりますと、牛、馬及び豚の所有者が、これらの家畜を都道府県の区域を越えて移動する際には、特定の場合のほかは、すべて都道府県知事または獣医師が発行する家畜伝染病にかかつていない旨の健康証明書がなければならぬことになっておるのであります。最近の家畜の伝染病の発生状況等からみて、これを緩和し、牛に關しては、和牛等を除き、乳牛及び種雄牛についてはブルセラ病及び結核病、馬については馬伝染性貧血、豚については豚コレラにかかつていない旨の証明書さえあれば差しつかえないこととし、第二は、ブルセラ病の予防に關する措置でありまして、ブルセラ病の脅威に備えて、その蔓延の危険を未然に防ぐために、これら検査を強化することとし、ブルセラ病についても、結核病または馬伝染性貧血と同様、乳牛及び種雄牛の所有者は現行法第三十一条によつて、都道府県知事が毎年一回以上行なつておる検査を受けなければならないこととし、第三は、ブルセラ病にかかつて殺処分を命ぜられた牛の所有者に對して交付する手当金の増額についてでありまして、手当金は現行法によりますと、家畜が病氣にかかる前のその評価額の三分の一を支払われることになっておりますが、結核病及び馬伝染性貧血にかかったものと同様、評価額の五分の四に引き上げることとし、第四は、都道府県知事の報告及び通報に關してでありまして、家畜伝染病の予防を円滑にするために、家畜伝染病予防のためとられた措置の実施状況及びその結果について、都道府県知事は農林大臣に對して報告を、または關係都道



府県相互間に通報をしなければならぬことにしようとする等であり、

委員会におきましては、まず、農林当局から提案の理由、法律案審査の前提である家畜伝染病及びこれが防疫の現況、その他の参考事項並びに本法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、農林当局との間に、ブルセラ病にかかった患畜の殺処分手当金を当時の時価の三分の一から五分の四に引き上げ、豚コレラ等の場合は三分の一というように二段に区分されている理由及びその当否、輸入乳牛等で病気の原因がすでに買付のときあった場合、これを導入した農家に対する措置、家畜の移動の際における健康証明書携行の義務を緩和した理由、さらに携行を必要とする場合を法律の規定で明文化することの当否、馬の伝染性貧血及びブルセラ病に関する研究の現況並びにこれが防疫対策、本改正法律案は防疫の強化をはかったものであると言われているにかかわらず、昭和三十一年度の防疫関係予算額が減少している理由、家畜用ワクチンの流通措置及びジャージー種乳牛の輸入と防疫関係等について質疑応答が行われたのでありまして、これが詳細については会議録に譲ることを御了承願いたいのでありますが、これらの答弁のうち、その一、二についてその大要を申し上げますと、「殺処分手当金の率に差異のあるのは、病気のたちが悪く治療方法がなく、急速に処分しなければならぬものを五分の四の高率にしている、ブルセラ病は、現在は国内にはほとんど発生していないが、今後における乳牛の輸入に對して、本法律案を提案してこれに備えることとした。予算は差し

当り最小限度のものとし、不足を生じた場合は、予備費をもってまかなう予定である。輸入乳牛について、検査直後非常に短かい期間に発病したものは、別途の措置を講じなければならぬと思ふが、健康状態が不明なもの、相当長期間検査所に置き、その結果を確認して引き渡すことにしている。最善を尽してなお発病した場合はやむを得ないと考えている。ここにおいて殺処分手当金を時価の五分の四に引き上げ、残りの五分の一は、家畜共済金で補うことになつてゐる」等と答えられたのであります。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。

### ◎ 中小企業金融公庫法の一部を改正する

法律 (昭三二、三、二六法二九)

#### 一、提案理由(二月二十一日)

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三一―法三〇)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院商工委員長報告(三月八日)

○神田博君 ただいま議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案外一件について、商工委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

現在、商工組合中央金庫は、中小企業金融の分野において、組合系統金融機関として独特の役割を果しているのですが、組合金融を一そう円滑にし、中小企業の組織化をさらに推進するためには、当金庫の現行貸出金利の引き下げが当面における重要な問題の一つとなつてゐるというのであります。そのためには、当金庫の所属組合の協力を期待するところが大きいのはもちろんであります。昭和三十一年度には、資金運用部資金特別会計より二十億円の低利資金を中小企業金融公庫に供給をし、中小企業金融公庫はこのうちの十億

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができようにするものであります。

以上が提案の理由並びに改正の要点であります。

本改正法律案は、二月十七日当委員会に付託され、同月二十一日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。三月六日質疑に入り、翌七日の二日間にはわたり、政府委員と、当委員会委員内田常雄君、阿左美廣治君、首藤新八君、中崎敏君及び加藤清二君等と、熱心な質疑応答が行われたのであります。その主要な論点は、かねがね問題になつておりましたところの、商工組合中央金庫の金利は、最近の金融緩慢の折柄いささか高きに失するをもちつて、これを引き下げることが望ましいということに尽きておりますが、なおその詳細は会議録を御参照願います。

同日質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもって原案通り可決された次第であります。

なお、本案可決後、自由民主党小笠公昭君より附帯決議案が提出せられ、趣旨弁明の後討論に入り、日本社会党田中武夫君より賛成討論が行われたのであります。討論の後採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられたのであります。決議案の詳細については会議録に譲ります。

次に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につき御説明いたします。

御承知の通り、現行高圧ガス取締法が施行されましたのは昭和二十六年でありまして、それ以後高圧ガス工業は急速に進歩発展いた



し、新しい種類の高圧ガスも出回って参りました。この事態に対応して、これに対する規制を強化充実し、あわせて、従来より一段と保安確保の目的を達成するため、二、三の規定を整備改善することの二点が本案の提案された理由であります。

この法律案のおもな改正点は、一、液化酸素の消費者について、災害防止に関する技術上の基準の整備、すなわち、基準に適合せざる場合には、基準適合命令を出し得ることとするともに、液化酸素消費者に、事業の開始とかその施設の変更とかの場合、届出義務を課し、監督の万全を期したこと。二、災害発生を防止するため、液化酸素の消費者と危険な高圧ガスの販売業者、たとえば最近急増しているプロパンガス取扱業者等に、現場監督に相当する取扱い主任者を選任、届出させて、保安上の一切の責任を課したこと。三、現行法施行以後の物価変動に応じて、各種の手数料等を若干引き上げたこと。以上のほか、高圧ガスを充填する容器に対する表示義務を拡張強化する等、二、三の軽微な関連改正を行なったのであります。

本法律案は、去る二月七日当委員会に予備付託となり、二月二十一日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取したのであります。次いで、参議院において原案通り全会一致可決した本案が三月五日送付されましたので、翌六日慎重に審議を行なったのであります。質疑の内容は、プロパンガスの現況、液化酸素並びにプロパンガス等による事故の状況及び取扱い主任者の性格等のことでありました。が、詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

越えて三月七日、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決した次第であります。以上、簡単であります。御報告を終わります。

### 三、参議院商工委員長報告(三月十九日)

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三二一法三〇)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

(昭三二一、三、二六法三〇)

### 一、提案理由(二月二十一日)

○石橋国務大臣 ただいま議題になりました三法案につきまして、その提案の理由を順次御説明申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保険を行いまして、中小企業者の信用を補完することを目的とするものであります。昭和二十五年十二月発足以来すでに四回にわたる改正を経まして、法規及び運用の両面におきまして相当の実績をおさめているのでございます。すなわち、発足以来この一月末までに保険に付せられたものは、件数で十五万四千六百七十一件、金額で八百四十七億九千万円に上り、中小企業者に対する信用の補完上大きな貢献をして参つたのでございます。しかしながら中小企業金融の現状は、一般金融の緩慢化にもかかわらず、容易に樂觀を許さないものがあるのであります。特に小規模企業者の金融難は今なお深刻な様相を呈しているのでございます。この際、中小企業者に対する信用補完を一層強化する必要が認められますので、この観点に立ちまして、今回中小企業信用保険法を改正いた

したいと存する次第でございます。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。第一点は、信用保証協会を相手方とする小口保証保険において、小企業者一人に対する保証限度を現行の十万円から二十万円に、その小企業者が中小企業等協同組合であるときは現行の三十万円から五十万円にそれぞれ引き上げることあります。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包括保証保険制度を創設することあります。すなわち、個々の小企業者の場合は二十万円以下の債務について、中小企業等協同組合の場合は五十万円以下の債務について、信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ契約した金額の限度まで自動的に保険関係が成立する制度でございます。この場合の填補率は九〇%、保険料率は年一分四厘六毛といたしております。

以上の改正は、いずれも信用保証協会の機能の発揮を強力に援護することに由来し、小企業者に対する小口金融の円滑化をはかろうとするものであります。以上が本法案の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします次第でございます。

次に中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

昨今金融情勢はようやく緩慢化の傾向を示しつつありますが、中小企業金融の分野におきましては、この傾向はまだまだ必ずしも十分浸透しているとはいえない状況にあります。従って、政府といたし



ましては、昭和三十一年度において、中小企業金融公庫及び国民金融公庫等の政府関係金融機関の資金源を拡充し、一そう中小企業金融の疎通をはかることといたしておるのであります。他方、商工組合中央金庫は、組合系統金融機関として中小企業金融の分野において独特の役割を果しておりますが、組合金融の一そうの円滑化、中小企業の組織化を推進するためにはその貸出金利の引き下げは当面重要な問題の一つとなっております。そのためにはもとより商工組合中央金庫自身の経営の合理化並びに所属組合の協力に期待することが大きいのでありますが、政府といたしましても極力これを援助するため、さしあたり昭和三十一年度において二十億円の低利資金を同金庫に供給することとしたのであります。このうち十億円は中小企業金融公庫から貸し付けるものといたしまして、今回ここに中小企業金融公庫法の一部について所要の改正を行わんとするものであります。

以上が本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。次第であります。

最後に特定物資輸入臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

昭和三十年度の国際収支は、輸出の著しい増大に伴い非常に改善を見ましたので、今後は必要原材料等の輸入はできるだけ自由化の線に沿って進めて参りたいと考えておりますが、一方輸出、特需等の受け取りの見通しは長期的に見れば必ずしも一がいに樂觀を許さず。

以上、三案の大体の御説明を申し上げました。

## 二、衆議院商工委員長報告(三月九日)

○笹本一雄君 たいだいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保険を行います。中小企業者の信用を補完することを目的として昭和二十五年十二月制定せられ、自來今日まで、その付保件数は十五万四千六百七十一件、金額にして八百四十七億九千万円に上り、中小企業者に対する信用補完作用として、いささか貢献して参つたのであります。しかしながら、中小企業金融の現状は、一般金融の緩慢化にもかかわらず、容易に樂觀を許さない状態でありまして、特に小規模の企業者の金融難は、今なお解決のめど

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

ないものがあります。

従いまして、不要不急物資につきましては、今後もその輸入を制限することによって外貨使用の節約に努め、国際収支の改善に努力いたさねばならないと存するのであります。従いまして、これら不要不急物資につきましては、当分の間その輸入数量はかなり制限されることになると思ふのであります。そのためこれら物資の国内における需給の不均衡が生じ、これら物資を輸入すれば通常の利益以上の利益が生じてくるのはやむを得ないと考えられるのであります。しかしながらこのような異常な利益は、外貨資金の割当によつて反射的に生ずるものでありまして、この全部を関係業者に帰属させることは適当でないと考えられますので、政府としてはこの利益の一部を国庫に納付させて、これが有効な活用をはかることとし、本法案を提案いたしました次第であります。

本法案の内容につきまして概要を申し上げますならば、この法律において特定物資とは、輸入数量が著しく制限されているために、その輸入によつて通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずる物資をいうのであります。さしあたりは、バナナ、パイナップルカン詰、時計、スジコを予定しております。

特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、一定額を国庫に納付しなければならぬことにしております。なお本措置はあくまでも異常な利益に対する臨時措置でありますので、有効期間を三年に限定した次第であります。

本法案により国庫に納入されました特別輸入利益は、別途国会の

もつきかねる事例も多々ありますので、この際中小企業者に対する信用補完を一そう強化することが必要と認められるのであります。

本法案の内容は、第一に、信用保証協会を相手方とする小口保証保険におきまして、小企業者一人に対する保証限度金額を現行の十萬円から二十萬円に、中小企業等協同組合であるときは現行の三十萬円から五十萬円に、それぞれ引き上げることでありまして、

第二といたしまして、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種といたしまして包括保証保険制度を創設することでありまして、すなわち、零細企業者の付保金額が二十萬円以下、並びに、中小企業等協同組合の場合は五十萬円以下の債務について信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ政府と信用保証協会との間に契約した金額の限度まで自動的に保険関係が成立する制度であります。この場合の填補率は九〇%、保険料率はやや低く、年一分四厘六毛といたしております。

以上が本法案の提案の趣旨及び内容の概要であります。本法案は、二月十七日日本委員会に付託せられ、同月二十一日政府委員より提案の理由及び要点を聴取いたしました。三月六日質疑に入り、七日、八日と三日間にわたり熱心に質疑応答が行われ、八日質疑が終了いたしました。その内容の詳細については会議録を御参照いたします。

同月九日、討論を省略し採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。



以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(三月十九日)

○阿具根登君 たいま議題となりました中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の要点を申し上げますと、第一点は、信用保証協会を相手方とする小口保証保険において、小企業者一人に対する保証限度を現行の十万円から二十万円に、その小企業者が中小企業等協同組合の場合は現行の三十万円を五十万円に、それぞれ引き上げることです。第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、小企業者の二十万円以下の債務について、中小企業等協同組合の場合は五十万円以下の債務について、信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ契約した金額の限度まで自動的に保険関係が成立する包括保証保険制度を新たに設けることとあります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の内容を申し上げますと、昭和三十一年度において中小企業金融公庫が資金運用部から借り入れる予定になっている百四十五億円のうち、十億円を商工組合中央金庫に貸しつけることができるようにすることとあります。

当委員会においては、以上の二法律案について慎重に審議を重ね

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

(昭三二、三、二七法三二)

一、提案理由(二月十五日)

○太田国務大臣 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十八年十二月、終戦八年を経過して復帰いたしました奄美群島の復興を促進するために、同群島の特殊事情にかんがみ奄美群島復興特別措置法が制定され、復興事業が進められて参つたのであります。昨年本群島の行政分離中におけるガリオア債権などが、アメリカ合衆国より日本政府に移転されましたので、この債権を出資して、復興事業等に必要な金融措置を円滑に行うために、同法の一部が改正され、奄美群島復興信用保証協会が設立されたのであります。同協会は、発足以来その業務の適切な運営に努めてきていますのであります。先般の名瀬市の大火もあり、資金需要が著しく増大している実情にかんがみ、必要な保証基金を確保するために、国は、同協会に対して二千五百万円を出資することとし、復興事業に必要な金融が円滑化をはかり、復興事業の遂行に遺憾のないよう措置を講ずることといたしましたのであります。

以上この法律案の提案理由及びその内容の概略について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あ

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

ね、特に後者については、表面上、中小企業金融公庫法の改正であり

ますが、実質的には中小企業金融公庫を通じて商工組合中央金庫に低利な財政資金を供給することに目的が置かれておりますので、主として商工組合中央金庫の資金計画、貸出金利引き下げの具体策等に論議が集中されたのであります。これに対する政府側の答弁を要約して申し上げますと、「商工組合中央金庫は、昭和三十一年度において本件による資金運用部よりの十億円と、余剰農産物資金融資特別会計より日本生産性本部を通じて借り入れる十億円と、計二十億円の財政資金を導入する予定である。従つてこの財政資金の借り入れのほか、債券発行条件の改訂、低コスト資金の調達、経営合理化による経費節減等により貸出金利の引き下げを促進させる考えで、差し当り年利一割程度を目標として検討を行なつており、未だ細目については未決定であるが、四月一日から実施したいと考えている」というのであります。そのほか中小企業金融公庫並びに商工組合中央金庫の運営、信用保険における小口金融の金額の問題等についても熱心に質疑が行われたのであります。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、この二法律案を一括して討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告(二月二十一日)

○大矢省三君 たいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

御承知の通り、去る二十二国会において、本法の一部を改正して、アメリカ合衆国より日本政府に移転されましたガリオア債権等を出資することにより、奄美群島復興信用保証協会を設立し、復興事業等に必要な金融措置の円滑化をはかつたのであります。先般の名瀬市の大火もあり、資金の需要が著しく増大して参つた実情にかんがみ、必要な保証基金を確保するため、国は同協会に対して新たに二千五百万円を出資し、もつて同群島復興の促進に便ならしめるより、本法の一部に必要な改正を加えようとするのが、本法案の内容であります。

本案は、二月十五日太田国務大臣より提案理由の説明を聴取し、二十日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

有、御報告を申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(二月二十七日)

(町村職員恩給組合法の一部を改正する法律(昭三二一法一一九)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎開拓者資金融通法の一部を改正する法

律 (昭三二、三、二八法三二)

#### 一、提案理由 (二月十四日)

○大石(武)政府委員 たいま議題になりました開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の概要を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、昭和三十一年度から新たに農地開発機械公団が保有いたします機械を使用して行われますところの、いわゆる機械開墾事業地区の開拓者に対し貸し付けられます資金の範囲、償還条件等を定めた点であります。

御承知の通り機械開墾は、ごく短時日の間に開墾が完了いたしましたので、その営農もまたこれに伴い速度を合せて参らなければならぬわけでありまして、従つて機械開墾地区に入植いたします開拓者は、一般の開拓者に比べ開墾営農を通じて当初から相当多額の資金を必要といたしますし、また従来とは異なつた新しい種類の資金も必要となる次第であります。

そこで政府といたしましては、機械開墾地区の特殊性にかんがみ、この地区の入植者に対して新たに必要な資金並びに飲料水供給施設その他政令で定める施設を設置するのに必要な資金を貸し付けることができるようにいたす所存であります。しかしこれら資金の償還条件は、開墾、営農を通じてごく基礎的な資金については従

来の一般入植者に対する営農資金についての条件と同様年三分六厘五毛、据置五年、償還期間二十九年とし、その外の資金については年五分、据置期間中は無利子といたしたのであります。

改正の第二点は、従来既入植の開拓者に対して、家畜資金等の貸付を行い、その経営の確立に努めて参りましたが、これは現在五分五厘で二年据置、五年償還の条件でありまして、営農確立途上の開拓者にとつては、その生産を拡大する上において多少重荷となつては、もう少し償還条件を緩和する必要があるかと存じます。そこで償還期間を若干延長いたしましたして、三年据置、八年償還の条件としたのであります。

最後に、改正の第三点といたしましては、昭和二十八、二十九年の両年にわたりまして、凍霜害、風水害等でかなりの被害をこうむつた開拓者が相当あるわけでありまして、これらの者をこのまま放置いたしますと、受けた痛手のために、遂にはせつかく今まで築き上げてきた成果がくすね、生産の縮小を余儀なくされるものも出て参るかと思われまして、よつて政府といたしましては、これら連年被害を受けた開拓者に対し、農機具、畜舎サイロ、堆肥舎等生産の基盤となる設備を整えるに必要な資金を貸し付けることによつて窮状を打開し、営農の基盤を確立させて経営の安定をはかろうと考へ、新たに五分五厘で三年据置、十二年償還の資金を設けたいと存するものであります。

以上が、この法案の趣旨と内容であります。何とぞ慎重御審議

の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来三年、その前身である農林漁業資金融通特別会計時代をも通算いたしますとすでに五年間にわたり農林漁業者とその組織する農林水産業団体、土地改良区等に対し、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な資金を、長期かつ低利で、融通して参りましたことは、皆様によく御承知の通りであります。

この間に同公庫が貸し付けました資金の総額は、千百六十六億円に上つており、昭和三十年末現在の融資残高は、九百五十億円以上に達する見込みであります。また、同公庫は、昭和三十年から新たに自作農維持創設資金の貸付をも始めておりますが、すでに当初計画額のうち相当額の貸付を完了いたしております。

昭和三十一年度におきましては、前年度に引き続き、食糧増産等重要農林漁業施策に呼応して、土地改良事業、漁船の建造等に要する農林漁業の生産施設資金の融通を行うほか、新たに農山漁村建組合施設等に要する資金の融通を行うことといたしております。三十一年度における同公庫の融資総額は、全体として、二百九十億円でありまして、前年度に比較いたしますと三十億円の増加になっております。この二百九十億円の貸付を行うための原資は、産業投資特別会計からの出資金十億円、回収金八十億円、資金運用部からの借

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

入金百四十五億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金五十五億円となっております。

従いまして、政府の産業投資特別会計から十億円の出資をするため、農林漁業金融公庫法の一部を改正する必要がありますのでこの法律案を提出いたしました次第であります。すなわち同法の現行規定の第四条中政府からの出資金が四百六十六億七千万円となっておりますのを、十億円増額して、四百七十六億七千万円に改めるものであります。

右のような資金構成によりますと、公庫の資金調達原価は、二十九年までと比べ、やや高くなつておりますが、公庫の経費を節約するほか滞貸償却引当金の積立率を調整して貸付金利の引き上げ等を行わないことといたしておる次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

最後に飼料需給安定法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知のごとく飼料需給安定法は、政府が輸入飼料の買入れ保管及び売り渡しを行うことによりまして、飼料の需給及び価格の安定をはかり、もつて畜産の振興に寄与することを目的として、昭和二十八年三月より施行せられた法律でありまして、その運用につきましては、制定の当初は財政上の制約もございまして、遺憾ながらその機能を十分に発揮し得なかつた事例もございしましたが、本年度は、政府の輸入飼料の売買差損を食糧管理特別会計中に織り



込むことといたしましたため、輸入ふすまをはじめ相当量の輸入飼料の買入れ及び保管を行うことができ、また一方には、昨年秋季の大豊作の影響も加わりまして、最近の飼料事情は比較的安定した状況を示し、おおむね本法所期の効果をあげ得たと存する次第でございます。

明年度におきましても引き続き政府の輸入飼料の売買差損につきましては、食糧管理特別会計中に織り込むこととし、この法律に規定されております飼料需給計画に従って輸入飼料の買入れ、保管、売り渡しをいたす次第であります。保管中の輸入肥料、特にふすま等におきましては、梅雨期などに際し、高温多湿等主として気象上の影響によりまして品質が低下し、ために国庫に損失を与える場合も予想されるわけでありまして、

従いまして、本改正案では、保管する輸入飼料の品質が低下し、国庫に著しい損失を生ずるおそれがある場合に、現行法におきましては、買入れ、保管及び売り渡しの対象外となつております国内産飼料も含めまして、同一品目、同一数量の飼料と保管操作上必要な買いかえまたは交換を行い得る規定を新たに設けまして、損失を未然に防止するとともに、保管飼料を良好な状態において保持し、もつて本法の所期の目的達成に資することといたしたいのであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月八日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三二―法三三三)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月十六日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三二―法三三三)の委員長報告を一括して掲載)

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

(昭三二、三、二八法三三三)

一、提案理由(二月九日)

○大石(武)政府委員 ただいま議題となりました開拓融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。戦後開拓地に入植した開拓者は、畑作経営のもとに新しい農村の建設を意図して日夜営農に精進し、その成果に多大の期待すべきものがあります。現状必ずしも安定の域に到達していませんのであります。これらの開拓者の営農の促進確立のためには営農資金の調達が緊要であります。これがため政府は、開拓者に対し農機具、家畜等基本的な生産手段の整備資金は、開拓者資金融通法をもつて直接融通しているのであります。さらに肥料、飼料、種苗等を購入する短期営農資金の融通措置として、昭和二十八年開拓融資保証法を施行し、中央、地方の開拓融資保証協会を設立して開拓者の債務を保証することに よつて営農資金の円滑な融通をはかつてきたのであります。

政府は、中央保証協会に対し現在までに二億円の政府出資を行なつて保証制度の運営をはかつているのであります。その後この制度に対する開拓者の加入も増加し、また営農の進展に伴い資金の需要も増大して参りましたため、現在の中央保証協会の基金をもつてしてはとうてい開拓者の債務保証の要請にこたえられない段階に立ち至りましたので、政府は、さらに昭和三十一年度一般会計から

開拓融資保証法の一部を改正する法律

五千万円を中央保証協会に対し追加出資してその保証ワケの増大をはかり、開拓者の必要とする短期営農資金の融通を円滑にし、もつて開拓者の農業生産力の発展と農業経営の確立を期する次第でございます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるよう御願ひ申し上げます。

次に上程せられました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

言うまでもなく、畜産の振興は、家畜衛生なかつく家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜伝染病の蔓延防止を基本条件とするものであります。この点にかんがみ、わが国におきましては、法律の定めるところにより家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜伝染病の蔓延防止の基本方針を定めて努力が払われ、逐次減少の傾向をたどつて参つたのであります。

現行の家畜伝染病予防法は、昭和二十六年に全面改正せられて、現在に至つております。最近における家畜防疫態勢の整備の状況並びに乳牛等の飼養密度の増大等に伴い、この法律の運用に際して実情に即しない点がありますので、今回その一部を改正して家畜防疫の運営の適正化をはかることとした次第であります。以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、牛、馬及び豚が都道府県の区域を越えて移動する際には、すべて都道府県知事または獣医師が発行する家畜の伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書がなければ移動できないこととなつて



おりますのを、若干緩和いたしましたして、乳牛及び種雄牛につきましてはブルセラ病及び結核病、馬につきましては馬伝染性貧血、豚につきましては豚コレラにかかつていない旨の、都道府県知事または獣医師の発行する証明書がありさえすれば移動できることといたしました。

第二は、ブルセラ病蔓延の危険を未然に防止するために、検査の方法を強化して乳牛及び種雄牛等につきましては都道府県知事が現行法第三十一条の規定によつて行なっている結核病についての検査と同様に、ブルセラ病についての検査も年一回以上受けさせることといたしました。

第三は、ブルセラ病にかかったために殺処分を命ぜられて殺された牛の所有者には、従来第五十八条第一項第一号の規定によつてその評価額の三分の一を交付しておりましたのを、同項第二号の規定によつてその評価額の五分の四を交付することといたしました。

以上のほか、家畜の伝染性疾病の発生予防の円滑を期するため関係都道府県間の相互通報の義務を規定する等、一部条文の整備を行なつたものであります。これが本法案提案の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(三月八日)

○吉川久衛君 ただいま議題となりました、内閣提出、開拓融資保

証法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、農林水産委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正点は、開拓者の増加及び営農の進展に伴う資金需要の増大に伴い、中央保証協会の現在の基金をもつては、開拓者の債務保証の要請に足りなくなりましたので、同協会に対する政府からの出資金を三十一年度においてさらに五千万円追加出資して総額二億五千万円とし、肥料、飼料及び種苗等の購入に必要な短期営農資金の円滑なる融通をはからんとするものであります。

本案は、去る二月四日委員会に付託され、同月九日政府から提案理由の説明を聴取するとともに、二十三日の委員会において質疑を行い、これを終了いたしましたのであります。

質疑の詳細については会議録により御承知願うこととし、そのおもなるものを、一、二申し上げますと、政府は、財政上の制約により、今回の出資金を五千万円にとどめた結果、今後において地方保証協会の出資金と中央保証協会の出資金とは依然均衡を保持することができず、その結果十分なる保証力を發揮し得ないこととなり、開拓農民の必要とする短期営農資金の融通が円滑を欠くこととならないか、また、地方保証協会についても同様、都道府県の出資と開拓農協等の出資の比率の改善に一そう努力すべきでないか等の質問に対し、政府はその趣旨に沿ひ善処したいとの答弁があつ

たのであります。かくして、三月六日討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決された次第であります。

なお、本案に対し次のような趣旨の附帯決議を付すことに、これまた全会一致で決定いたしました次第であります。

政府は、今後中央開拓融資保証協会に対する政府出資金の増大に努めるとともに、政府の出資金と地方開拓融資保証協会に対する都道府県出資金及び会員出資金とが、総体として適正なる均衡状態を維持するよう、行政上万全の措置を講ずべきである。

以上であります。次に、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、食糧増産等重要農林施策に呼応して、その生産施設資金を融通するほか、新農村建設等の新規事業に要する資金を融通するため、昭和三十一年度の貸付計画において二百九十億円を予定してあります。その原資は、出資金として十億円、借入金として二百億円及び回収金の八十億円であります。政府よりこの十億円を公庫へ出資するために公庫法の一部を改正する必要がありますので、この法律案が提出されたのであります。すなわち、公庫法第四条中、政府からの出資金が四百六十六億七千万円となっているのを、十億円増額して四百七十六億七千万円に改めるものであります。

開拓融資保証法の一部を改正する法律

本案は二月十一日委員会に付託となり、同月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、同二十四日及び三月一日委員会において質疑を行い、また、二月二十八日には大蔵委員会の申し入れにより連合審査会を開きましたが、質疑応答の内容については省略いたします。

三月六日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

次いで、井谷委員提出の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

農林漁業の生産力を維持増進するための公庫資金は、長期且つ低利であるべきであるから、政府は今後、十分なる原資の確保に努めることは勿論であるが、これが資金構成についても、出資金と借入金との比率を是正し、もつて公庫業務の円滑なる遂行にいかんなきを期すべきである。

なお、公庫の貸付業務の実施に当つては、農林漁業者の実体に即応し極力手続の簡素化に努むべきである。右決議する。

次に、内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

畜産の振興をはかるため、家畜の伝染病の発生を予防し、その蔓延を防止することの重要性は申すまでもありませんが、家畜伝染病予防法に基いて努力が払われました結果、最近家畜防疫態勢の整備は著しく進捗し、家畜伝染病の発生も次第に減少して参つてゐるの



であります。従いまして、最近、この法律の規定の適用に当りまして、家畜防疫の実情に必ずしも即応しない点が生じたので、この際これを適正化しようというのが提案の理由であります。

その内容とするところは、まず第一は、法第五条において、牛、馬及び豚が都道府県の区域を越えて移動する際には、伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書がなければならぬとなつておりますが、この規定を若干緩和して、乳牛及び種雌牛につきましてはブルセラ病及び結核病に、馬につきましては馬伝染性貧血に、豚につきましては豚コレラに、それぞれかかつていない旨の証明書があれば移動できるようにいたし、家畜の取引について手続の簡素化をはかるうとした点であります。第二点は、都道府県知事が家畜の伝染性疾病の発生の予防のためとつた措置について、その実施の状況及び結果を農林大臣に報告せしめるとともに、関係都道府県知事に通報して相互に防疫の円滑をはかるように改正しようというのであります。その他、ブルセラ病蔓延防止のため、乳牛及び種雌牛等についても一回以上検査を行うこと、ブルセラ病で殺処分を受けた場合、牛の所有者へ交付する殺手当を評価額の三分の一から五分の四に引き上げたこと等がおもな改正点であります。

本案は、二月四日本委員会に付託となり、同九日政府より提案理由の説明を聴取し、三月一日及び同月六日の両日にわたり質疑を行なったのでありますが、その内容については会議録によつて御承知願います。

三月六日質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決いたしました。

たところ、本案は全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、内閣提出、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、機械開墾地区の特殊性にかんがみまして、この地区への入植者に対し、開墾作業に必要な資金並びに飲料水供給施設等に必要な資金を貸し付けることができるようにし、これらの資金の償還条件等をきめたこと、及び、家畜資金等中期資金について償還条件を緩和するとともに、昭和二十八年、二十九年の連年災害をこうむつた開拓者に対しては、農機具、畜舎等、生産の基盤となる設備を整えるに必要な資金を貸し付けることによつて、窮状を打開し、営農の基盤を確立させて経営の安定をはかるため、新たに五五分、三年据置十二年償還の資金を設けたこと等であります。

本案は、二月十日政府から提出され、本委員会に付託となるや、二月十四日提案理由の説明を聴取するとともに、二月二十八日には大蔵委員会と連合審査会を開き、三月六日以来連日にわたつて慎重審査をいたし、本日の委員会において質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告を終わります。

### 三、参議院農林水産委員長報告(三月十六日)

○三浦辰雄君 ただいま議題となりました開拓融資保証法の一部

を改正する法律案及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきましまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

開拓者の農業経営に必要な資金の融通を円滑にし、開拓地における農業生産力の発展と農業経営の安定を促進するため、長、中期の低利資金については、開拓者資金融通法によつて政府が直接融資することになつておりますが、短期資金については、開拓者の団体と政府または、都道府県との共同出資によつて開拓融資保証協会を設立し、その会員が金融機関から受ける債務を保証する制度を確立するため、昭和二十八年開拓融資保証法が施行され、これに基いて都道府県開拓融資保証協会及び中央開拓融資保証協会が設立されて今日に至つております。

しかし、政府は中央保証協会に対し、現在二億円の出資を行なつて、保証制度の運営をはかつているのでありますが、この制度に対する開拓者の加入が増加し、また営農の進展に伴つて資金の需要も増大したため、現在の中央保証協会の基金をもつては、開拓者からの債務保証に対する要請に応ずることが困難であるという理由によつて、政府は、昭和三十一年度、さらに一般会計から五千万円を中央保証協会に追加出資して、中央保証協会に対する政府からの出資金を現在の二億円から二億五千万円に増額して、保証のワクの拡大をはかるうとするのが、この改正法律案が提出された理

開拓融資保証法の一部を改正する法律

由並びにその内容であります。

次に開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

開拓者資金融通法は、開拓者の営農に必要な長期及び中期の資金を低利で融通するため、昭和二十二年制定せられたものであります。が、今回、現行法におおよそ次のような改正を加えるため、本改正法律案を提出せられたのであります。

すなわち、改正の第一点は、北海道野付郡別海村及び青森県上北郡の一部等、政令で定める区域内で、農地開発機械公団が持つてゐる機械を使つて開墾される開拓地、いわゆる機械開墾地区開拓地の開拓者またはその組織する法人に対して開拓者資金の貸付を拡大しようとするものであります。これが内容のその一つは、これらの開拓者及び法人に対して、新たに、従来融資されている開拓者資金のほか、開墾作業を行うのに必要な資金及び機械開墾地区開拓地における特別な営農条件のため必要とされる飲料水供給施設、その他の政令で定めるものを設置するのに必要な資金を貸し付けることができることとなし、しかしてその条件は、前者については、償還期間は、据置期間五年を含めて二十年以内、利率は、据置期間は無利子とし、その後は年三分六厘五毛の均等年賦償還により、また後者については、償還期間は、据置期間五年を含めて二十五年以内、利率は、据置期間は無利子とし、その後は年五分の均等年賦償還の方法によることになつております。その二は、これらの開拓者及び法人は、機械開墾は短時日になし遂げられることになり、こ



れに伴って営農も速度を早めなければならぬ等のため、一般の開拓者に比べて多額の資金が投入であるという考え方から、これらのものに対しては、現行法によって貸し付けられている開拓者資金を、一般の開拓者に対するものより多額に貸し付けることができることとし、しかし、その条件は、現行貸付額の範囲内は現行規定による条件、すなわち償還期間は据置期間五年を含めて二十年、利率は据置期間は無利子とし、その後は年三分六厘五毛の均等年賦償還とし、現行の貸付額を超える場合は、その超える部分については、償還期間は据置期間五年を含めて二十五年以内、利率は据置期間は無利子とし、その後は年五分の均等年賦償還の方法によることとなっているのであります。

改正の第二点は、入植後三カ年以上を経過した、いわゆる既入植者に対する家畜資金等の中期資金の貸付条件の変更でありまして、これらの資金の貸付条件は、現在年利五分五厘、二年据置、五年償還、据置期間中は無利子ということになっておりますが、この条件では開拓者にとっては、その生産を拡大する上において無理があるという見解をもつて、その条件を変更して、三年据置、八年償還とし、ただしこの場合は、据置期間中も利子をつけることによりとするものであります。

改正の第三は、昭和二十八年及び二十九年に発生した災害によつて、二年連続して被害を受けた開拓者またはその組織する法人に対して資金の融通に特別な措置を設けたことでありまして、昭和二十八年及び二十九年の両年に発生した災害によつて、二年連

続して被害をこうむり、災害融資に関する特別措置法の適用を受けた開拓者またはその組織する法人に対して、その営農の基盤を確立して、経営の安定に資せしめるために、新たに年利五分五厘、三年据置、十二年償還の条件をもつて、農機具、畜舎、サイロ、堆肥舎等、生産の基盤となる設備を整えるために必要な資金を貸し付けることにしようとするものであります。

以上が両法案の提案の趣旨及びその内容の概要であります。これらの両法案は、ともに開拓者に対する営農融資に関するものであります。その内容は相通するものでありますから、委員会におきましては両者を一括して審査することとし、まず農林当局から提案理由の説明を聞き、続いて開拓営農及び開拓融資の現況その他参考事項並びに法律案の内容等について説明を求め、ついで質疑に入り、開拓融資保証法の改正については、今回の改正により政府から中央開拓融資保証協会に対する追加出資五千万円の決定の方法並びにその当否、また開拓者資金融通法の改正については、これが提案理由の説明と法律案の内容との関係、農地開発機械公団の業務の現況及びその運営方法の当否、機械開墾地区の入植者の資金必要額並びにこれに対する融資あるいは補助の金額及びその当否、いわゆる家畜導入資金については、従来その据置期間中無利子であったが、今回の改正によつて利子をつけることとした理由及びその当否、機械開墾に対する世界銀行借款の内容並びにこれが交渉の現況及び今後の見通し等の事項について、政府の所見がただされたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御

了承願いたいのでありますが、これらの質疑に対する政府の答弁の一、二を要約いたしますと、「提案理由の説明において述べられているところと法律案の内容とが食い違っているように認められるのは、提案理由の説明においては明確を欠いているうらみがあるので、お許しが得られれば訂正したい。農地開発機械公団の業務の運営については、入植者からも公団からも喜ばれるやり方に努めたい。機械開墾地区の入植者の収支については、入植後三年間は赤字であるが、それ以後黒字に転じ、上北地区において八年、根釧地区において九年目に営農形態がほぼ完成する見通しである。世界銀行の借款については、開墾、建設及び土地改良用の機械並びに乳牛の購入費として四百数十万ドルの予定をもつて交渉中であつて、都合よく取り運べば三月中には借款契約が成立するものと思

う」等というように述べられております。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。



◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

(昭三二、三、二八法三四)

一、提案理由(二月十四日)

(開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭三二―法三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(三月八日)

(開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭三二―法三二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月十四日)

○戸叶武君 ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び家畜取引法案について、農林水産委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通する目的をもって、昭和二十七年農林漁業金融公庫法が施行され、その後数次の改正が行われて今日に至っておりますことは、すでに御承知の通りであります。しかし昭和三十一年度における公庫の融資は、総額二百九十億円を予定し、その原資として回

収金八十億円、産業投資特別会計からの出資金十億円、資金運用部特別会計からの借入金百四十五億円、並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計からの借入金五十五億円をもって充てることになっております。かくして、今回農林漁業金融公庫の資金の充実に資するため、昭和三十一年度において公庫に対する政府の出資を十億円増加して、その出資金が現在四百六十六億七千万円でありましたのを、四百七十六億七千万円に増額しようとするのが、本法律案が提案された理由並びにその内容であります。なお右の出資は、政府の産業投資特別会計からこれを行うことになっております。

委員会におきましては、まず、農林当局から本法律案審査の前提である農林漁業金融公庫の現況、公庫の昭和三十一年度貸付計画及びこれが原資の構成並びに法律案の内容等について説明を聞き、続いて質疑に入り、青山委員、森委員、東委員及び千田委員等から、公庫の原資において借入金による割合がだんだん多くなっているのであるが、かかる原資構成が公庫資金の融通及び公庫の経営に及ぼす影響、並びにその対策、一般金融事情の変化と公庫資金の金利の問題、合成繊維漁網の取得に必要な資金について、資金ワクの設定及び資金の確保、自作農維持創設資金の貸付状況並びにこれらの資金の確保及び均霑、農林漁業金融公庫の業務と、今回政府において計画されている北海道開発公庫の業務との関係等の問題について政府の所見がただされ、さらに委員会においては、最近の金融情勢にかんがみ、本法律案の取り扱いに遺憾なきを期するため、農林漁業金融公庫総裁、農林中央金庫理事長及び社団法人全国組合金融協会

副会長等、農林漁業金融の実務関係者を参考人としてその意見を徴し、慎重な審議が行われたのであります。これらの詳細については委員会の会議録に譲ることを御了承願いたいのでございます。

かくて審議を終り、討論に入りましたところ、森委員から、「公庫の原資構成を是正し、かつ融資手続を簡単にして、公庫の使命達成を期すべきである」との趣旨の希望を述べられ、同時に、「政府は、一般金融情勢の変遷に即応し、農林漁業金融に関する現行の諸制度に十分な検討を加え、農林漁業金融の刷新拡充のため遺憾なく措置すべきである。」という付帯決議を付して原案に賛成したい旨提議せられ、他に発言もなく、討論を終り、採決の結果、全会一致をもって森委員の提議による付帯決議とともに政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、家畜取引法案について申し上げます。

戦後わが国における家畜は急速に発展し、馬以外の家畜につきましては、その飼養頭数が戦前の最高水準を上回っておる状況であります。しかし家畜の流通につきましては、制度の上に大きな欠陥があり、その流通段階が複雑であるばかりでなく、家畜市場に関する規制が不十分でありまして、その取引方法が旧態依然とし、そのため適正な価格の形成と、公正な取引を期待できない実情にあって、家畜の円滑な流通を阻害し、畜産振興の隘路とされております。

家畜市場に関する法的措置は、かつて明治四十三年の制定にかか

る家畜市場法があつたのであります。終戦後、昭和二十三年廃止

され、自後、今日において二十一の道府県が条例をもって家畜市場の規制を行なつておる実情であります。しかしながらこのように各地方の個々の対策では、家畜の流通対策として遺憾なきが少なくないのであります。かような事情から、家畜市場を整備し、これを中心として家畜の流通を円滑かつ公正ならしめようとするのが本法律案が提案せられた理由とされております。

しかし、本法律案の内容について、その骨子を申し上げます。第一は、家畜市場開設者の登録についてでありまして、家畜市場を開設しようとするときは、すべて都道府県知事の登録を要することとし、これに伴つて登録の申請、登録の基準、登録の方法及び登録の失効等について必要な規定が設けられております。第二は、家畜市場についての規制でありまして、市場開設者は、家畜市場における家畜取引について、取引価格その他の事項を公表しなければならぬこと、開設者は市場の開催日に、獣医師を配置して検査を行わしめなければならないこと、年間の開催日数が一定以上の市場は、指定の施設を備えなければならないこと、家畜の売買は原則として、せり売り、または入札の方法によらなければならないこと、代金等の決済は開設者を経なければならぬこと、不正の利益を得る目的で談合する等の不正行為を禁止すること等、家畜市場の施設、取引の方法及び代金決済の方法等について規定されております。

第三は、生産地帯において、子牛または子馬等の取引を行う産地



畜生産頭数等からみて多きに過ぎ、市場機能を十分に果し得ない状況にあって、これが再編整備を行う必要があるときに、関係者の自主的な協議をととのえ、開設者からの申請に基いて、都道府県知事は一定の区域を再編整備地域として指定し、市場の再編整備を行う一定期間は、その地域内において、この種の市場の開設を制限する等の措置を講ずることとしたのであります。第四は、臨時市場に関する規制でありまして、臨時市場を開く場合は、所定の手續によつて届け出なければならないこととするともに、家畜取引の前後において所定の事項の公表を義務づけております。第五は、市場外における家畜取引に関する規則でありまして、家畜取引業者が、家畜取引業者以外の者に牛または馬を、直接または委託による売買または交換の契約に基いて引き渡す場合は、その家畜について年令、性別、価格その他省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならないこととしております。なお、その他本法の円滑な施行のため必要な報告及び検査等に関する規定並びに罰則が設けられております。以上が本法案の内容の概要であります。

委員会におきましては、まず農林当局から、本法律案審査の前提をなす家畜取引の現況その他の参考事項並びに法律案の内容について詳細な説明を聞き、続いて質疑に入り、森委員等から、家畜取引及び家畜市場に関して、現在都道府県において行われている条例の実況及びこれらの条例と本法律案との関係、枝肉取引の改善に関する方針、産地家畜市場再編整備の実行方法及びこれが家畜生産農家に及ぼす影響並びに家畜市場の育成と臨時市場との関係等

の事項について政府の所見がただされ、慎重な審議が行われたのでありまして、その詳細は会議録に譲ることを御了承願うたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、佐藤委員から、「本法の成果を十全ならしめるため、家畜市場の開設者の欠格事由を他の立法例にならつて調整し、また家畜商についてもこれに準ずる規制を加え、かつ開設者の解散の場合の届出及び家畜市場の不開場による登録取り消しに関する規定を整備する」趣旨の修正の動議が提出せられ、その他には別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて、政府原案に対して、佐藤委員提出の動議による修正を加えて議決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。

◎昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三一、三、二九法三五)

一、提案理由(二月十四日)

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭三一―法一六七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月八日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律



### ◎電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三二、三、二九法三六)

#### 一、提案理由(二月十五日)

○村上国務大臣 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

まず本法律案のおもな内容について申し上げます。この法律は、電話設備費の一部を加入申込者等に臨時に負担させるものであります。その期限は昭和三十一年三月三十一日までとなっておりますが、これをさらに五カ年延長すること、及び種類変更の際、この法律に基く負担をして、設置された加入電話に対し変更前後の電話の負担金と債券との差額を追徴し、または負担金の差額を返還いたさせようとするものであります。

改正の理由を簡単に申し上げますと、現在加入電話の設置等に際しましては、電話設備費負担臨時措置法により、その設置費用の一部を加入申込者等に臨時に負担させることとなっております。これにより日本電信電話公社は年間約百億円の資金を獲得して、建設資金の一部に充当し、鋭意加入電話の増設等に努めているのであります。この法律の期限は今年三月三十一日までとなっております。

現在わが国の電話の普及率は、欧米諸国に比較しますと相当低位にあり、わが国の経済その他各般の活動に即応せず、その要望を満

規定がないため、加入電話の種類の変更に際し、負担金並びに債券の二重負担となるなど不合理な事態も生じますので、この際新たに必要な規定を設け、負担の調整をはかることとしたそうとするものであります。

以上で本法律案の概略の説明を終わりますが、なにとぞ十分御審議の上、すみやかに御可決下さいませう御願ひ申し上げます。

#### 二、衆議院通信委員長報告(三月八日)

○松前重義君 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法律案は政府提出にかかるものであります。その内容は大別して二つの事項に分けられるのでございまして、その一つは、現在、加入電話の設置、戦災電話の復旧等に際しましては、電話設備費負担臨時措置法の規定により、設備費の一部を加入申込者等に負担させることになっておるのでありますが、この法律の期限は本年三月三十一日までとなっているのを、さらに五カ年間延長しようとするのであります。その二は、加入電話の種類変更の際における負担の整理に関する規定を追加しようとするものであります。

政府が提案理由といたしますところは、わが国の電話事業は、戦後十カ年の経営、なかならず、昭和二十八年年度以降においては、拡充五カ年計画の実施により、戦前を凌駕する復興の成果を上げ得たのであるが、現状をもってしては、なお国民の要望し期待するところ

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律

たし得ない状況でありまして、わが国の復興、発展のためには、さらに一その整備、拡充が必要であると考へます。これを電話の需給状況について見ましても、加入電話の需給は依然として多く、三十年度末における積滞申込数は約四十二万と予測され、しかもこれまで毎年新規増設数と同程度もしくはそれ以上の新規需要があるため、年度末積滞数は毎年数十万に上り、今後現行の設備負担制度を存続いたしましても、このような積滞電話の状態はなお十分続くものと考えられます。次いで電話局等の基礎施設の面におきましては、三十年度末において局舎に余裕がないため、電話の増設不能となる局は都市のみでも百四十一局に達し、これが加入電話の増設に従って増加してくる状況であり、新局舎等基礎施設の建設の必要に迫られております。さらに今後は右に對する対策のほか、町村合併に伴う電話局の統合及び農山村における無電話部落解消等を実施することが必要であります。

これらのための建設資金は、毎年六百億円に近い額に達する見込みで、相当程度の外部資金の調達が必要となりますが、そのうち公募債券の発行等財政融資による調達方法も、過去の実績から見まして、その大幅な増額を期待することはきわめて困難であり、負担法に基く建設資金約百億円の確保ができないとすれば、電話設備に関する整備拡充の計画に大きなそごを来たすものであります。従いまして電話に對する社会の熾烈な要望にこたえ得るよう事業の整備、拡充を進めていくためには、現行負担法の存続が、なお当然必要であると考へられます。また現行法には加入電話の種類変更の場合の

ろと相隔たること遠いのであつて、たとえば、電話の普及率をもつて見ても、人口百人当りわずか三・五で、国際水準をはるかに下回つており、局舎、機械、線路等の基礎設備も著しい不足を告げておるのみならず、有線長距離回線の増設、町村合併に伴う施設の統合、無電話部落の解消等、施設面においても、サービスマンにおいても、改善整備の必要に迫られている事項が山積している、これを電話の需給状況について見ても、加入申し込みをしながら架設に至らない、いわゆる積滞申し込みの数は、三十年度末において約四十二万に達し、しかも、新規需要が旺盛であるため、毎年十九万程度の増設を行なつても、需給の不均衡は当分解消の見込みがないという状態である、従つて、少くとも現在実施中の五カ年計画程度の規模の電話施設の拡充は、ここ数年間継続実施の必要が存するのであるが、これに要する建設資金年額約六百億円のうち約百億円は、従来、電話設備費負担臨時措置法に基いて、加入申込者等が負担する負担金及び電信電話債券によつてまかなわれているのであるから、もしこの法律が効力を失うときには、電話拡充計画は有力なる資金源を失うこととなり、現在までおおむね順調な進捗を見た第一次五カ年計画は中途において蹉跌する結果を来たし、国民要望の的たる電話事業の拡充に重大なる支障を及ぼすこととなるから、この臨時措置法の効力を昭和三十六年三月末まで五カ年間延長することとしたといふのであります。なお、負担の調整に関する規定の趣旨は、現行法には加入電話の種類変更の場合の規定がないため、二重負担等の不合理を生ずる事態も生ずるので、新たに必要な規定を設け、



合理化をはかりとするものであります。以上が本法律案の内容及び理由でございますが、通信委員会におきましては、去る二月十日日本案の付託を受けまして以来、数回にわたって会議を開き、まず政府の提出理由の説明を聴取し、さらに政府及び日本電信電話公社当局に対しあらゆる角度から質疑を行い、慎重審議を行なつたのであります。

これらの質疑応答のうち重要な二、三の問題について簡単に申し上げますれば、まず、電話施設の拡充資金の調達源は、財政資金の借入れ、債券の公募等による外部資金及び電電公社の自己資金に求むべきではないか、これを電話加入申込者に負担せしめることは、電話を一部富裕階級だけの利便に供する結果となるのではないかとこの問いに対し、政府は、これらの外部資金及び自己資金にはおのずから限度があるので、必要とする建設資金を確保するため、受益者にその一部を負担してもらふことはやむを得ない措置である、また、現在においては、かかる負担のもとにおいても、なおかつ電話架設を要望する声が熾烈であるから、電話普及政策に反するものとは考えられないと答弁しております。次に、この臨時措置法は、立法当時は、五力年後には廃止し得る見通しのもとに、これを時限法としたのではないか、また、現状においてやむを得ない措置であるとしても、将来はなるべくすみやかに打ち切るべきであつて、これをさらに五力年間延長するのは長きに過ぎるのではないかという質疑に対し、政府は、目下の情勢では、今後五力年の延長を必要と認める、ただし、法律は負担額の最高限を定めているので

あつて、電話の種類別、級地別の負担額は制限額の範囲内で政令で定めることになつてゐるから、将来、事情が許せば、延長期限内においても、できるだけ負担を軽減するよう措置する旨答えております。また、このように建設資金の不足に悩んでゐる電電公社に対し別途市町村納付金を課することは、国の施策として矛盾ではないかとの質疑に対して、政府は、公社に対する関係のみについてはその通りであるが、他面地方財政再建のためやむを得ず納付金制度をとつたのであると答え、さらに、戦災電話の復旧の場合にも設備費の負担を課することは酷ではないかという問いには、政府は、この場合も新規増設と同様の建設費を要するので、負担を全免することはできないが、新しい加入申し込みの場合に比し、若干負担を低減している旨答弁いたしております。

かくして、委員会は、三月七日日本案に対し質疑を終了し、引き続き討論を行なつたのでありますが、その際、自由民主党を代表して秋田大助君、日本社会党を代表して八木昇君は、いずれも本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもつて本案を可決いたしました次第であります。

附帯決議

およそ電話施設の建設に要する資金は、企業体の自己資金をもつて賄い得ないところは、国家資金、財政資金の借入或は公社

債の公募等の方法によつてこれを調達すべきであつて、電話加入申込者等受益者の負担にまつことは、事業の公共的性格からいつて、努めて避けなければならぬ。この見地からすれば、電話設備費負担臨時措置法による受益者負担は、急速な拡充を必要とする電話事業の現状と、これに要する資金を十分に供給し得ない国家財政並びに公社収支刻下の状態よりする已むを得ざるに出た措置といふべきである。よつて政府及び公社当局においては、将来事情が許す限りなるべく速かに、かかる臨時措置を打ち切る方針の下に、できうれば負担法の延長期間内においても加入申込者等の負担を軽減すべき適當の方策を講ずべきである。

右決議する。

以上でございます。

これをもつて御報告を終わります。

三、参議院通信委員長報告(三月二十三日)

○宮田重文君 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の内容について申し上げますと、現行法は、昭和三十一年三月三十一日を限り、電話設備費の一部として、加入申込者等に臨時に負担金三万円以内、電信電話債券六万円以内を負担させていたのですが、その期限をさらに五力年延長して、昭和三十六年三月三十一日までとすること、及び加入電話の種類変更の際、本

法律に基く負担によつて設置された加入電話に対し、変更前後の負担金と債券との差額を追徴し、または負担金の差額を返還いたすこととしたそらとするものであります。しかして提案理由といたしましては、日本電信電話公社は、現行負担法により設置費用の一部を加入者等に負担させることによりまして、獲得いたしました年間約百億円を建設資金の一部に充当して、電話設備の拡充をはかつておるのでありますが、現在わが国の電話の普及率は、欧米諸国に比しますと相当低位にありまして、わが国の経済その他各般の活動に即応しない状態にあります。電話の需要は年を追うて増加し、毎年新規増設数と同程度もしくはそれ以上の新規需要がありますので、毎年度末積滞数は数十万に上り、三十年度末におきましては、約四十二万の積滞が予測されております。また局舎に余裕がありませんために、増設不能となつております局は、三十年度末で都市のみでも百四十局余に達し、今後電話を増設することによりまして、その数は増加する状況にあります。さらにこれら電話の増設及び局舎の改善等に対する対策のほか、町村合併に伴う電話局の統合、及び農村における無電話部落解消等を実施することが必要であります。これらのために要します建設資金は、毎年六百億円に近い額に達しておりますが、公債券の発行等財政融資による外部よりの資金につきましては、過去の実績から見まして、大幅な増額を期待することはきわめて困難でありますので、今後少くとも数年間は負担法に基く約百億円の資金を確保できない場合は、電話設備に関する整備拡充の計画に大きなそを来たし、従いまして、電話に対する社会



の熾烈な要望にこたえ得られないと思われ、今後五年間、すなわち昭和三十六年三月三十一日まで、この法律を存続せしむる必要があるというのであります。また現行法には加入電話の種類変更の場合の規定がなく、種類の変更に際して負担金並びに債券の二重負担となるなどの不合理がありますので、それを調整するための規定を設ける必要があるというのであります。

通信委員会におきましては、本案について回を重ねて郵政省、日本電信電話公社並びに自治庁、大蔵省等関係各当局との間に詳細にわたり熱心なる質疑応答が行われ、慎重審議をいたしましたのであります。その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じますが、今、委員会における質疑応答によつて明らかにいたしましたおもなる点を申し上げますと、この法律は臨時的措置を規定した時限法であつて、すみやかに廃止せらるべきものであるにかかわらず、さらに五カ年延長して前後十カ年に近い期間存続せしめて、今後の電話加入申込者等に対しても、なお多額の特別負担を強いることは不当であるという点につきましては、日本電信電話公社が現在実施中である電話拡充五カ年計画は、今日第三年を終つたのみで、なお二カ年を残しており、続いて昭和三十三年四月一日より始める第二次五カ年計画の策定においては、各年約六百億円の建設資金を必要とするのであつて、この資金は自己資金、財政資金、ないしは公社債によつてまかなうべきものであるが、自己資金の不十分である上に、資金運用部資金等の財政資金の融通は、政府の政策によつて変動する場合があります、また公社債の発行には限度がある等、資金の

調達に安定性がないので、計画的建設の遂行に支障を来たすおそれがある、これがため少くとも当分の間は安定度の高い資金を調達する必要があること、またこのような加入者に対する設備に要する費用の一部を負担せしめることは、政府事業であつた当時から、すでに長い歴史があること、電電公社の公共性からして採算を度外視した中小都市並びに農山村の需要も満たす必要があること等の理由によつて、差し向き五カ年間はこの程度の負担を求めることは真にやむを得ないこと。負担額の最高限は法律で定めているが、電話の種類、級地別による負担額は制限額の範囲内で政令で定めることになつており、将来事情が許せば延長期間内においても減額の措置を講じたいこと。またこのようにさしむき五カ年間不本意にも受益者に設備費の一部を負担せしめる等、建設資金の獲得に困難を来たしている電電公社に対し、別途永久的に市町村納付金を課せうとすることは、まことに不合理であるという点については、国家財政の見地よりやむを得ずこの措置をとらざるを得なかつたこと等であり、

かくして質疑を終え、討論に入りましたところ、八木幸吉委員長より、「公社本来の使命からして建設資金の調達を加入者負担へしわ寄せすることなく、財政投融資によること、公社経営の合理化と資金の効率的使用になお一段の努力を要する余地のあること、本法の延長期間の長きに過ぎる」等の趣旨を述べて反対。日本社会党の久保委員及び緑風会の柏木委員より、「わが国の電話施設の普及度は世界の諸国に比して相当低位にあり、その施設のすみやかなる拡大

には国民全般より熾烈な要望がある、従つて公社が現に進行中の電話拡充計画は、いつときたりとも空白停頓を許さない事情にあるので、本法案はやむを得ないものと認めざるを得ないが、あらゆる方途を講じて延長期間内といへども加入者の負担軽減に一段の配意をいたすべきである」旨を述べて、本案に賛成するとの意見の開陳がありました。

かくて討論を終え、採決をいたしましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右、御報告申し上げます。

○議決 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律



### ◎臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律 (昭三一、三、二九法三七)

#### 一、提案理由(三月六日)

○伊能政府委員 本日は大臣がよんどころない公務のために、午前中こちらに参上いたすことができませんので、私がかかりまして提案理由を御説明申し上げることをお許しいただきたいと存じます。

ただいまから、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。現行の臨時船舶建造調整法は、戦後のわが国商船隊再建のため船舶の建造について調整を行う必要上制定されたものであります。本法の有効期間は昭和三十三年三月三十一日までとなっておりますが、さきに政府が樹立いたしました経済自立五カ年計画に基く計画造船の円滑な遂行をはかるため、現行法の有効期間を昭和三十六年三月三十一日まで延長したいというのがこの法律案を提出いたすゆえんであります。

戦後わが国商船隊の再建につきましては、臨時船舶管理法によりまして建造の許可制度が行われておりましたが、同法は昭和二十八年四月二十八日限りその効力を失いましたので、これにかわるものとして同年八月一日、現行の臨時船舶建造調整法が公布せられ、今日に至った次第であります。ひるがえって本法制定の理由を考えますと、戦争によって崩壊したわが国商船隊の急速なる再建整備は、わが国経済の自立達成のため欠くべからざる要件でありま

すので、政府といたしましては、船舶の建造のため財政資金の投入、市中資金のあっせん、利子補給及び損失補償制度の確立等の方途を講じているわけでありませんが、その船舶の建造につきましては、真に国民経済の要請に適合するよう、種々の観点より検討の上調整し得る権能を留保することが必要と考えられるのであります。これはまた貴重な資金の有効かつ合理的使用という見地から申しましても、日本開発銀行を初め金融機関の建造融資に対する政府の助言と協力の体制として、十分有効な機能を發揮しているものと考えられます。

さて、政府が新船の建造につきどのような判断を加えるかと申し上げますと、緊急に整備を要する航路の制定とか、当該航路におきましての適正な船腹量の決定とか、商船隊再建の方向とか、あるいは海運業なり造船業なりに対する一般的な政策面の考慮等でありますが、このような判断による必要な調整によりまして、商船隊の再整備の円滑な遂行が得られるものと考えられるのであります。右のごとき本法制定の事情より見まして、本法の有効期間を経済自立五カ年計画の終期であります昭和三十六年三月三十一日まで延長することが、最も妥当かつ必要と考えられるのであります。ことに最近の世界的な船舶建造意欲の高揚に伴い、わが国造船所における輸出受注は飛躍的に増加し、このため国内船舶の建造余力は漸次縮小しつつありまして、このままに推移いたしますと、経済自立五カ年計画による船腹拡充計画の円滑なる遂行にも支障を生ずるおそれもあるしとしない情勢であります。このような事情を勘案いたしますと、

現行法の有効期間の延長は、わが国海運のためにぜひとも必要といわなければなりません。

以上もちまして提案理由の説明を終りたいと存じますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院運輸委員長報告(三月九日)

○松山義雄君 たいだいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案及び鉄道抵当法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に御説明いたしますと、現行法は、戦後のわが国商船隊の再建をはかるために、総トン数五百トン以上または長さ五十メートル以上の鋼船であつて、遠洋区域または近海区域に就航できる船舶の建造について調整を行うことを目的として制定されたものであります。法律の有効期間は昭和三十三年三月三十一日までと規定されております。しかるに、さきに政府が立てました経済自立五カ年計画に基く計画造船の円滑な遂行を確保するためには、今後なお船舶の建造について調整をはかる必要がありま

すので、現行法の有効期間を経済自立五カ年計画の終期である昭和三十六年三月三十一日まで延長いたそうとするものであります。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

本法案は、去る三月一日本委員会に付託され、同月六日政府より提案理由の説明を聴取し、同月八日質疑、討論を省略し直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

次に、鉄道抵当法の一部を改正する法律案について申し上げます。鉄道抵当法は、明治三十八年施行以来、他の法律の改正に伴い、応急的な改正が行われたのみであります。同法が利用するものが逐年増加いたしておりますので、時代の推移による運用上の欠陥を除き、地方鉄道に対する金融の円滑化を一そうはかるうというのが改正の趣旨であります。

まず、おもな改正点を申し上げますと、第一は、鉄道財団を抵当権消滅後六カ月間存続することとした点であります。現行法では、抵当権が消滅すれば、財団もまた同時に消滅することとなっております。従つて、抵当権消滅後、その財団を他の抵当権の目的にするには、あらためて財団を組成する必要があります。これがためには複雑な手続と相当な日時と費用とを要しますので、六カ月間存続の制度を設けることとしたのであります。

第二は、鉄道財団の拡張制度を設けることとした点であります。現行法では、鉄道が延長された場合、その部分について財団を組成し、もとの債権の追加担保といたすこととなっておりますが、延長部分が短区間の場合には、そのみでは独立性を有しないこともありま



たしたのであります。

第三は、鉄道財団の分割及び合併の制度を設けることとした点であります。現行法ではこの制度が認められておりませんので、償還により余剰担保価値を生じましても、財団の一部を抵当権の目的から除外することができず、また、共同担保によって合併制度のない不備を補っておりますが、登録手続が繁雑でありますので、この分割及び合併の制度を設けることとしたのであります。

さて、本法案は二月六日予備審査のため本委員会に付託され、同八日政府より提案理由の説明を聴取し、三月五日日本付託となり、同八日、質疑、討論を省略、採決の結果、全会一致をもって本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院運輸委員長報告(三月二十三日)

(空港整備法(昭和三一)法入〇)の委員長報告と一括して掲載)

#### 一、空港整備法(昭和三一)法入〇

空港整備法(昭和三一)法入〇の委員長報告と一括して掲載

### ◎急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三二、三、三〇法三八)(衆)

#### 一、提案理由(三月六日)

○綱島委員 たいいま議題となりました綱島正興外四十名提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に關しまして提案の理由を御説明申し上げます。

この法律で急傾斜地帯とは、土地の傾斜度が十五度を越え、土壌の侵食度が二五%を越えるもので、それぞれその旨を政令で定めた基準以上のものであり、かつ過重なる労力を必要とする農地が郡面積の三分の二以上集団的に存在する地帯を指しているのでございますが、この地帯は西日本、中部日本にわたる約三十四万六千町歩の耕地と、約六万一千町歩の樹園地を包含し、約九十二万四千戸の農家が、これら急傾斜農地によってきわめて劣悪な条件のもとに、今日まで平坦地農業に伍して食糧その他の農産物の生産に貢献して参つていたのでございます。従いましてこの地帯における農業生産の基礎条件をすみやかに、かつ総合的に整備いたし、その生産力を高め、食糧増産をはかりますことは、ただにこの地帯の農業経済の安定と農民生活の改善となるばかりでなく、国民経済の発展に寄与するところきわめて大であります。昭和二十七年四月本法の制定を見たのは以上の次第でございます。

さて本法による農業振興計画は、各種の事項を内容としておるの急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律

であります。これが実施に当りましては、特に急傾斜地帯農業の特異性にかんがみ、過重労働の軽減ないしは平均化と、農地保全等土地改良事業にその重点を指向し、極力関係事業の促進をいたし、この地帯の農家の要望にこたえて参つたのであります。しかしながら過去四力年の実績を見ますに、土地改良は、団体営灌漑排水事業におきまして予定せられました一万五千五百町歩のうちわずかに三千六百町歩、耕地整備事業のうち、農道につきましては予定せられました三千三百キロのうちわずかに約七百キロ、索道におきましては八百四十キロのうち四百三十キロ、農地保全事業におきまして九万六千町歩のうちわずかに五千六百町歩の改良をしたにとどまっております。

なかんずく、農道と索道において相当の成績をあげて参りましたものの、全体の進捗度は計画に対し約二割弱にすぎないのであります。耕種改善、養畜、養蚕、その他農畜産物の共同加工並びに処理施設等経営改善諸事業を初め、今後なすべき多くの事業が残されておるのであります。

申すまでもなく、経済自立の達成上、食糧自給度の向上は現下絶対の要務であり、急傾斜地帯の農業経営の改善と農業生産力の増強は、わが国農業の特質から見ましてもますます緊要度を加えておりますとともに、この地帯に立地する農家の経済生活の向上をはかります上におきましても、無視するを得ないところであると確信いたします。

このような理由によりまして、本法の有効期限をさらに五力年延



急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律

長いたしました。各般の關係事業を鋭意促進し、本法制定の目的を達成するようにならねばならぬと存じ、本案を提出した次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月十五日)

○吉川久衛君 たいま議題となりました。綱島正興君外四十名提出、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御存じのように、本法は昭和二十七年に五カ年間の時限法として制定されたものでありまして、本法に基づき、きわめて劣悪な条件にある急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を、すみやかに、かつ総合的に整備することにより、農業の生産力を向上し、過重なる労働力を軽減し、もって平坦地農業に伍して食糧増産に寄与し得ますよう極力關係事業を促進して参つたのであります。諸種の理由によりまして、事業の進捗度合いは予定の二割程度にすぎないのであります。よって、現下食糧自給及び農家経営の安定の緊要なる事案にかんがみまして、本事業をさらに続けることが必要でありますので、本法をさらに五カ年間延長いたそうとして提案せられたものであります。すなわち、本法が昭和三十三年三月三十一日をもって失効することになっているものを、昭和三十七年三月三十一日まで延長しようとするのであります。

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の

一部を改正する法律(昭三二、三、三〇法三九)

一、提案理由(二月十六日)

○山手政府委員 たいま議題となりました補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となった補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても、引き続き同様の措置をとることを妥当と考え、これがため右特例法の有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長するため本法案を提出した次第でございます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

本法案は、三月二日委員会に付託となり、同六日綱島正興君より提案理由の説明を聴取し、引き続き三月九日及び十三日の委員会において慎重審議をいたし、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(三月二十六日)

(肥料取締法の一部を改正する法律(昭三二、一、法一四五)の委員長報告と一括して掲載)

政府におきましては、地方財政の現況にかんがみ地方公共団体の財源を増強するため、地方交付税の総額を現行の所得税、法人税及び酒税収入額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることといたしました。今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。この改正に対応いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきましても、毎会計年度、地方交付税として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二に相当する金額と定められておりますものにつきまして、その率を百分の二十五に改めることといたしましたのであります。

また、政府におきましては、同じく地方財政の現況にかんがみまして、入場譲与税として都道府県に譲与する金額を現行の入場税収入額の十分の九相当額からその全額に引き上げることといたしました。入場譲与税法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたのであります。この改正に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきまして、毎会計年度、入場税収入額の十分の一相当額をこの特別会計から一般会計へ繰り入れる制度を廃止することといたしましたのであります。

次に、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

余剰農産物資金融通特別会計におきましては、昭和三十年度における第一次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れる資金の受け入れとこの会計が行う同年度にお



る貸付との間の時間的なズレを調節するため、昭和三十年年度におきましては、臨時的な措置といたしまして、この会計において支払の上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を行うことができることとされており、引き続き第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定につきまして、先般調印を了し、本国会に提出いたしまして承認をお願いすることにいたしております。

これに伴いまして、昭和三十一年度以降に借り入れる資金につきましても、その受け入れの時期とこの会計において貸付を必要とする時期との間に同様の時間的なズレを生ずることが予想されます。従って、昭和三十一年度以降におきましてもその間の資金繰りを容易にし、もつてこの会計の貸付を円滑にするために、この会計の支払い上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることができるといたしたのであります。

最後に、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により、現に支給されている年金のうち、公務による傷病を給付事由としている年金については、昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律をもつて、それぞれ廃疾の程度に応じて最低保障額を定めただけであります。この最低保障

額が、同じ公務傷病を給付事由とする戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による障害年金の額に比較して低額であるのをこの際改め、この最低保障額を戦傷病者戦没者遺族等援護法の線まで引き上げることといたしました。また、従来最低保障の定めがなかった公務による死亡を給付事由とする遺族の年金及び公務による傷病を給付事由とする年金を受ける者が公務によらずに死亡した場合の遺族の年金についても、今回新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定によるこれらに相当する年金の額をもつて、その最低保障額とすることといたしました。なお、以上の措置により増加する費用については、国庫及び地方公共団体または公社が按分して負担することといたしております。

以上、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いを申し上げます。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

○松原喜之次君 ただいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年以降予算において所要の措置を講ずるとして、政府の経理を明確にするために、新たに特定物資納付金処理特別会計を設置いたそうとするものであります。

もに、法的措置を講ずる必要があるものについては補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのであります。が、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても引き続き同様の措置をとることを妥当と考へ、これがため右の特例法の有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長することといたそうとするものであります。

本案は、去る二月十四日本委員会に付託され、同十六日政府より提案理由の説明を聴取し、自来数回にわたつて慎重審議いたしました。去る三月二十三日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、特定物資納付金処理特別会計法案について申し上げます。

今回、政府は、バナナ、パイナップル・カン詰等、その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大となり、その輸入によつて通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずると認められる特定物資につきましては、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するため、別途特定物資輸入臨時措置法案を提出いたしておりますが、この法案によりまして、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、適正な利潤を越えて生ずべき特別輸入利益を国庫に納付する義務を負うこととなりますので、政府におきましては、同法の制定に伴いまして、その特定物資納付金を徴収し、これをもつて産業投資特別会計の投資財源に充てることといたし、これに関する

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途審議中の国際金融公社協定に基きまして、わが国が同公社に加盟いたしますにつき必要な措置を規定することを目的といたしております。国際金融公社は、世界銀行の姉妹機関として設立されるものでありまして、昭和三十年四月十一日の世界銀行理事会において採択され、すでに五十六の世界銀行加盟国に送



付され、そのうち二十二カ国は署名を了し、九カ国は受諾の文書を寄託いたしております。

世界銀行の貸付が政府保証を要し、きわめて厳格な条件を要するに對して、国際金融公社はその欠陥を補完することが設立のねらいでありまして、その投資に際しては政府保証を要しないこととなっております。

公社の基本目的は、公社加盟国、特に低開発国の生産的民間企業の成長を助長することにあります。公社は株式資本に投資することとはできず、投資先企業の経営につき責任を負つてはならないこととなっております。

公社の授權資本は一億ドルであり、協定に定められた各国の引受額は世界銀行の資本金への応募額に比例して割り当てられたものであります。日本の引受額は二百七十六万九千九百九十九ドルと定められております。従いまして、政府が同公社に對してこれに見合う九億九千六百八十四万円に相当する米ドルを限度として出資できることとし、あわせて、国際金融公社が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することとするのが、この法律案の内容であります。

本法律案は、去る二月十日大蔵委員会に付託せられ、同十四日政府より提案理由の説明が行われ、自來慎重に審議を重ねて参りましたが、本法律案は去る三月二十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

第三に、行政財産の管理の者一を期するため、各省各庁の長がその所管に属する行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとする場合には、国有財産を総括する大蔵大臣に協議を要することとしたしております。

以上が本法律案の概要であります。本案は去る三月十二日大蔵委員会に付託せられ、同十三日政府より提案理由の説明が行われ、自來審議を重ねて参りましたが、去る三月二十三日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正のおもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、從來小学校もしくは盲学校等の小学部または保育所の児童の給食の用に供せられるものに限り関稅を免稅してあります。が、別途提案されました学校給食法の改正案において、学校給食の範圍を中学校及び盲学校等の中学部にまで拡大することとなっております。に伴いまして、これらの中学校等の生徒の給食用についても関稅を免稅することとしたしております。

第二に、原子力の研究に資するため、特定の原子力研究用物品について関稅を免除することとしております。

第三に、主として輸出向けの纖維製品の染色用として使用されるビッグメントレジン、カラーベース及びそのエキステンダーにつきま

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

次に、国有財産法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、合同庁舎等の管理に關する特例を設けるとともに、別途審議中の物品管理法案と關連して国有財産の範圍を調整するほか、行政財産について各省各庁相互の間における使用の調整をはかるうとするものであります。

次に、その内容について申し上げます。まず第一に、合同庁舎等の管理に關する特例を設けることとあります。現行国有財産法においては、合同庁舎等、二以上の各省各庁の長に對して共同して使用する行政財産につきましても、これを所管する者が明確に定められていないのであります。これらの財産の管理の適正を期するため、統一的に管理を行う必要がある行政財産のうち大蔵大臣が指定するものにつきましては、これを使用する各省各庁の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に屬させることとしたしております。

第二に、国有財産の範圍を擴張いたしました。これに航空機を加えることとしております。これは、今般、物品管理法におきまして、從來国有財産として取り扱われて参りました事業所、学校、研究所等の施設の用に供する機械及び重要な器具は物品として取り扱うことにする等、国有財産として管理するものと、物品として管理するものとの範圍を調整する必要を生じたことに伴いまして、從來物品として取り扱われてきた航空機につきましても、航空機が近時國內においてその用に供することが顯著となつたこと等にかんがみ、これを国有財産として規定することとしたものであります。

しては從來関稅を免除していたのであります。最近における國內の生産事情等にかんがみ、この際基本稅率の半額の稅率による関稅を課することとしたしております。

第四に、その他、本年三月三十一日で期限が切れる関稅の暫定的減免稅物品について、その減免の期限を二年間延長することとしております。が、なお、このうち、大豆につきましては、國産大豆との關係もありますので、別途昭和三十一年度における輸入方式の確定を待つて適宜の措置をとり得ることとするため、とりあえず一年以内で政令で定める日まで免稅を続けることができるようにいたしております。

本法律案は、去る二月十四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を続けて参りましたが、その間に農林水産委員会と連合審査会を開き、特に大豆の免稅について質疑応答がかわされました。

次に、本法律案に關しましては、本日黒金委員外二十五名による修正案が提出されました。修正案の内容について申し上げます。大豆の免稅の期間は一年以内に政令で定める日まで続けることになっておりますのを、本年九月三十日までと短縮しようというのであります。

次いで、質疑を打ち切り、討論を省略して、修正案及び修正部分を除く原案についてそれぞれ採決に入りましたところ、いずれも起立多数をもって可決され、よつて、本法律案は修正議決いたしました。



補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

以上御報告申し上げます。

### 三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

○岡崎眞一君 たいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理に関して、昭和二十九年予算において所要の措置をとるとともに、補助金等の臨時特例等に関する法律により法的措置を講じてきたのであります。が、政府は、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討を加え、同法の対象となった補助金等については、昭和三十一年度においても引き続き同様の措置をとることとし、これがため、右の特例法の有効期限を昭和三十三年三月三十一日まで延長いたそうというのが、本案の内容であります。

本案審議の詳細は、会議録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入り、岡委員より、「補助金等の整理の必要性は社会党としても認めるところであるので、暫定措置としてさらに一年の延長をしようとするのはやむを得ないとしても、本案がその一部を改めようとするものと法律、補助金等の臨時特例等に関する法律の第六条の、新たに入学する児童に対する教科用図書給与に関する条項は生かして行くべきものであると考へるが、本案はこれを停止しようとするものである。別途、今国会に提案さ

れている就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案の付則において、右法律を廃止しようとする事について、本法律案と趣旨が一貫していないので納得しがたい。また、就学困難な児童に教科用図書を配付するというのが、義務教育の建前から、貧富の差をつけることには反対である」等の理由によつて反対の意見が述べられ、次いで平林太一委員より賛成の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、関稅の暫定的減免稅措置について所要の改正を行おうとするもので、その大要を申し上げます。

第一に、原子力の研究に資するため、政令で定める原子力の研究用物品に対する関稅を免除することとしたしております。第二に、給食用乾燥脫脂ミルクの免稅措置は、従来小学校児童等の給食用のものに限られておつたのでありますが、今回学校給食の範圍が中学校及び盲学校等の中等部にまで拡大せられることに伴い、これら中学校等の生徒を対象とするものについても、同様の免稅措置を講じようとしております。第三に、纖維製品の染色材料であるピグメント・レジン・カラー・ベイス及びエキステンダーについては、現在関稅が免除されておりますが、国内生産の現状等を考慮し、この際基本稅率の半額、すなわち、ピグメント・レジン・カラー・ベイスについては七分五厘、エキステンダーについては一割の関稅を課稅

することとしております。第四に、減免稅の期限が、本年三月末日をもつて終了することとなっております。重要機械類、給食用乾燥脫脂ミルク、小麦、豆類等については、諸般の事情を考慮し、その期限をさらに一年間延長することとし、そのうち、大豆については、国内産大豆との關係等を考慮し、とりあえず本年九月末日以前で、政令の定むる日まで免稅を続け得ることとしております。なお、大豆の免稅措置は、当初政府提出案において、本年度の輸入方式の確立を待つて適宜の措置をとり得ることとするため、とりあえず一年以内で、政令の定むる日まで免稅し得ることとなっております。が、衆議院において、おそくも本年十月一日以後は、一割の關稅率で課稅される旨の修正議決がなされたのであります。

本案審議においては、大豆の關稅措置と自動承認制による輸入方式、国内産大豆の支持價格制度との關連、並びに石油精製会社の超過利潤に対する吸い上げ措置等について熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入り、岡委員より「中学校生徒の給食用脫脂ミルク及び原子力研究用の物品に対する免稅措置には賛成であるが、大豆については、国内産大豆を保護育成する見地から、また四月一日から課稅すれば約二十億の財源が得られることを考慮すれば、原案、修正案、いずれにおいても課稅の期日がおそ過ぎるから反対であり、石油についても、精製会社の超過利潤に対する規制が、砂糖会社に比しても明らかに緩に過ぎ、もし、かりに基本稅率

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

で石油に課稅をすれば、六十五億円の財源が得られ、兩者を合わせ、年間約八十五億円の増収が期待せられるのであるから、この財源をもつて国民大衆の共鳴を得られる減稅を行べきことを政府に要望する」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### ◎就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律

(昭三一、三、三〇法四〇)

#### 一、提案理由(二月九日)

○清瀬国務大臣 今回政府から提出いたしました就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

現在小学校への就学率はほぼ百パーセントに近い状態にあります。が、実際の就学状況を見ますと、学校には在籍しながら、保護者の経済的困難により、就学上必要な教科用図書の購入にたえないため学校に通学できないとか、あるいはまたこれらについてPTA等の私的な援助を受けながら通学しているような児童が少くございませ

んとより国としては、このような困難家庭の児童に対しましては、その貧困度に応じて生活保護法による教育扶助の制度を通じて必要な経費を給与してはおりますが、なおこれによって就学上困難のある児童が残されているという実情でございます。特に教科用図書購入は、特定の時期にまとまった額の費用を要します関係から、困難家庭におきましては相当の負担になっておるのでございませ

す。そもそも法令は、保護者に対してその保護する児童を小学校に就

学させる義務を課しておるのでありますから、以上のように就学困難な事情にある児童に対しましては、義務教育の円滑な実施をはか

るため、何らかの救済策を講ずる必要があるでございます。学校教育法が、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保

護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならないという規定をしておりますのも、この趣旨にはかならないのでございま

す。この際国も、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に給与いたしました場合は、予算の範囲内で、これに要する経費を市町村に補助することといたしたのであります。

もとより、就学困難な子女に対する教科用図書の給与に対する補助は、小学校に限らず、中学校にも及ぼすべきものと考えられてござ

いますが、さしあたりこれを小学校だけに限定して、国の補助制度を発足せしめるようにいたしましたのでございます。この法律案は以上の趣旨によりまして、国の補助の範囲、基準等について必要な事項を規定し、また付則におきましては、現在施行停止になっております「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を廃止する等、所要の経過規定をいたしてお

ます。以上この法律案を提出いたしました理由及び内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ十分御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院文教委員長報告(三月六日)

○佐藤観次郎君 たいま議題となりました、内閣提出にかかる、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案につきまして申し上げます。

本法律案の要旨は、義務教育の円滑な実施をはかるために、市町村が生活保護法に規定する要保護者にして教育扶助を受けていない者並びに政令で定める要保護者に対して教科用図書またはその購入費を給与する場合、国は予算の範囲内でこれに補助することができるとし、その補助の基準はまた政令で規定しようとしております。なお、附則においては、現在施行停止になっている、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律を廃止する等、所要の経過措置を定めております。

本法律案は、二月六日当委員会に付託され、以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、日本社会党平田ヒデ君、河野正君、山崎始男君、鈴木義男君等がきわめて熱心に質疑を行い、教科用図書の価格、販売等については適正な措置をとること、盲ろう学校の教科用図書については再検討を行うこと、義務教育無償の根本精神に照らし、本案の趣旨はあまりにも消極的であり、一時しのぎの便法ではないか、新たに入学する児童に対する教科用図書給与の法律を廃止することは、既得権の剝奪であり、本案の美名に隠れて経費節約をはかる思いつきの政策ではないか、国の補助は、小学校の全児童はもちろん、中学校の生徒にまでも拡大すべきであり、その必要予算は十分に計上すべきではないか、給与対象としての要保護者の範囲を決定する基準は何か等について、

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律

詳細検討が加えられたのであります。特に、山崎始男君から、義務教育無償の原則を尊重して、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律の精神を生かすことはもちろん、本案における給与対象を中学校の生徒にまで拡大して、その予算を十分に計上し、強力に推進されたい旨の強い要望がございました。かくて、三月三日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

#### 三、参議院文教委員長報告(三月三十日)

(学校給食法の一部を改正する法律(昭三一―法四一)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎学校給食法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法四一)

#### 一、提案理由(二月二十三日)

○竹尾政府委員 このたび政府から提案いたしました学校給食法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその改正の内容の概略を御説明申し上げます。

まず本法提案の理由の第一は、学校給食法の適用を中学校等義務教育諸学校に及ぼすことであります。すなわち現在小学校等において行われている学校給食は、昭和二十九年第十九回国会において成立いたしました学校給食法に基づき実施されているのであります。この法律が、施行されて以来、小学校等におきます学校給食は、教育の一環といたしまして実施されるべきであるという教育的な認識が深まり、これが普及の状況もきわめて順調な進展を示しているのをごさいます。しかしながら、この現行法の適用は、ただいまのところ小学校等に限定されておりますので、小学校におきます教育に引き続き中学校等の生徒に対しましては現行法を適用することができないことになっております。本法の適用をすみやかに中学校等の生徒にも及ぼし、広く義務教育諸学校におきまして、学校給食の実施を容易ならしめることは、強い世論でございます。また、かつまた現行法成立の際の付帯決議の御趣旨にも沿うゆえんと存する次第であります。

部を補助するため必要な経費を昭和三十一年度の予算に計上いたし、この法律案に基づき、補助制度を発足させようとするものであります。

次にこの法律案の内容の概要を御説明申し上げます。この法律案の内容といたしますところは、まず第一は、現行法の適用を義務教育諸学校に及ぼすための改正であります。すなわち現行法各条におきまして「小学校」もしくは「小学校等」と規定されているものを、すべて「義務教育諸学校」に改め、第三条に新たに一項を加えまして、この法律でいう「義務教育諸学校」の範囲を定義し、また現行法各条中に「児童」と規定されているのを、それぞれ「児童及び生徒」または「児童又は生徒」のいずれかに改めたのであります。

次に、さきに説明いたしました準要保護児童にかかる学校給食費に關する国の補助につきましては、第七条に新たに一項を設けまして、これを規定いたしました。すなわち、公立の小学校の設置者が、給食を受ける準要保護児童の保護者の負担すべき学校給食費の全部または一部を補助する場合におきましては、国はその設置者に対して、当分の間政令で定めるところにより、予算の範囲内におきましてこれに要する経費の一部を補助することができることといたしましたのであります。

以上この法律案を提案いたしました理由及びその改正の内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

学校給食法の一部を改正する法律

提案の理由の第二は、準要保護児童の学校給食に要する経費の一部を国において補助しようとするのであります。すなわち現行の学校給食の実施上、一つの支障となつてゐるものに、いわゆる準要保護児童の給食費の問題があるのであります。これら準要保護児童の給食費について教育的見地から何らかの援助の方途を講ずべきことが、かねがね強く要望されていたのであります。申すまでもなく学校給食を実施する学校におきましては、その学校に在学する全児童の参加のもとに実施することを建前といたしてゐるのであります。児童のうちで、その家庭が経済的に困窮いたしてゐるために、給食を受ける児童の保護者が負担すべき学校給食費を、学校に持参することができない児童が若干認められるのであります。従いましてこれらの児童のために何らかの措置を講じない限り、学校給食に全児童が参加するという建前はくずさざるを得ないことになるのであります。

学校給食の実施上、このような事態が生ずることはまことに遺憾であると申さなければなりません。もとより国といたしましては、このような困窮家庭の児童に対しましては、その貧困度に応じ生活保護法による教育扶助の制度を通じて、学校給食費を給与してゐるのであります。この教育扶助の対象となる児童のほか、なおその家庭の貧困度が生活保護法の適用を受ける者と同等またはこれに準ずるものと認められるいわゆる準要保護児童が、その学校給食費の負担に耐えかねてゐる実情であります。国といたしましては、さしあたり公立小学校におけるこれら準要保護児童の学校給食費の一

#### 二、衆議院文教委員長報告(三月二十二日)

○佐藤觀次郎君 たいま議題となりました、内閣提出にかかる学校給食法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果について申し上げます。

御承知のように、学校給食の問題については、例の粉ミルク横流し事件について、日本社会党野原覺君、河野正君、山崎始男君、自由民主党の加藤精三君、並木芳雄君から、種々な角度から熱心なる質問が行われました。

その概要を申し上げますと、二月七日、野原覺君から、一、アメリカから輸入している学校給食用の脱脂粉ミルクの横流し事件が新聞に報道されているが、その実情に対して説明されたいこと。第二、長崎県を初め十数県に及ぶ府県が横流しをしたというのであるが、その原因はどこにあるか。第三に、この物資の都道府県に配給する場合の経路はどのようになっているか。第四、長崎県の場合に文部省へ水増し申請をしたというが、それはどの程度に申請したものであるか。第五、都道府県からの申請をどのようにして調査し、配給しているか。第六、この横流し事件に対して、大臣はいかなる責任を感じているか。

次いで、河野正君は、一、この粉ミルクの配給に対しては、他の要望に対してきわめて厳格に査定をしているにかかわらず、はなはだしくルーズであるが、これに対する文部大臣の所見を承わりたい。第二、都道府県からの申請を査定したというが、具体的に示して



もらいたい。第三、文部省の通牒なり警告の威令は全く行われていないように思うが、いかん。第四、この問題は、対外的に大きな信用にかかわる大問題と思うが、大臣はどう考えておるか。

次いで、自由民主党並木芳雄君から、一、この横流し事件によって、学校給食の体制が阻害されることはないか等の質疑がありました。

さらに、二月九日の委員会においては、山崎始男君より大要次のような質疑がありました。すなわち、第一に、通産省から外貨の割当をもらって学校給食物資を輸入する場合、その輸入業者の数はどのくらいあるか。給食物資の末端配給についてその支払い状況はどうか。第二、新聞によると、学校給食粉ミルク横流し事件について、長崎以外で北海道その他数県からもその証拠があがっているというが、現在までどのような様子になっているか。

次いで、二月十四日の委員会において、河野正君より、第一に、学校給食用粉ミルク横流し事件について、その後の経過はどうなっておるか。第二に、事故品として払い下げを認められた学校給食用物資の用途は何か。第三に、食品衛生法第四条に規定されておる販売を禁止されておる食品及び添加物と、学校給食用物資の事故品の用途との関係、食品衛生法違反行為があるかないか等に関し、その専門的な立場より追及し、野原覺君より、今回の学校給食用粉ミルク横流し事件について、文部省に絶対波及しないと断定されるが、その確信の根拠を伺いたい。また、日本学校給食会には責任はないか等について、清瀬文部大臣及び小林管理局長に質問をいたしました。

公立小学校の設置者が、生活保護法に規定する要保護者で教育扶助を受けていない者、並びに政令で定める要保護者に対して、その負担すべき学校給食費を補助する場合には、国はその設置者に対して、政令で定めるところにより、予算の範囲内で補助することができると規定しようとするものであります。

本法律案は、二月二十日当委員会に付託され、二月二十三日提案理由の説明を聴取して以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、最後に河野正君よりきわめて熱心なる質疑が行われ、政府当局より答弁がありました。

その要旨について申し上げますと、第一に、中学校生徒の保護者で、経済困難なものに対する給食費の補助についてはどう考えているか。第二に、栄養士、調理士等を置くことは、学校給食についてきわめて重要なことであるが、これらの人々の人件費については、保護者の負担に仰ぐことなく、国または地方公共団体が積極的に財源措置を講ずべきでないか。第三は、学校給食に関する経理について、学校給食に関する経費の支出が乱れている疑いが多分にあり、給食用物資の横流し等の問題が続出している現状にかんがみて、当局はこれをいかにする方針であるか等であります。以上のうち、第一点について、清瀬文部大臣より、将来財政上の余裕ができれば公立中学校関係の要保護者に及ぼしたい旨の答弁があり、第二点について、小林管理局長より、全部の学校に栄養士、調理士等を置くには至っていないが、教員にできるだけ栄養の知識を持ってもらうよう栄養指導を行っている。第三点については、御指摘の節が多

学校給食法の一部を改正する法律

た。

二月十六日の委員会において、河野正君から、さらに、第一、ミルク横流し事件も大詰めになっておるが、文部当局の責任についてお伺いしたい。第二、ミルクの不良品を払い下げたというのであるが、不良品を払い下げるといふことは食品衛生法に触れないか、厚生省の部長から答弁をしてもらいたい。第三、その横流しされたミルクは、食品衛生上から見てどの程度のものか。第四、今回までに横流しをされた不良品というものの実態を文部当局から報告された。第五、今回長崎県における転用の状況、あるいは転用の目的についてお聞きしたい。

続いて、自民党加藤精三君から、この横流し事件があるので、アメリカ政府当局へこの教育物資の譲渡の継続を取り計らうたいのであるが、文部当局はいかに考えているか。二、この横流し事件によって生ずる関税の負担責任者はたれか。第三、この負担を学童にしわ寄せせられては困るが、当局の意見はどうか。

また、二月二十一日の委員会におきましては、野原覺君より、さらに学校給食用ミルクの横流し問題について、事件の進展状況を、日本学校給食会の監督責任の地位にある清瀬文部大臣よりその報告を強く求めました。

以上が大体委員会における給食問題の経過の概要であります。二月二十日に至り本法案が提出されるに至ったのであります。

本法律案の要旨は、学校給食が現在小学校等の児童のみに限定されている現行法の適用範囲を中学校等の生徒に及ぼすとともに、

分にあると思われるから、今後一そう引き締めて、学校給食の改善発展に努力したい旨の答弁がありました。詳細については速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、三月十六日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

さらに、すでに中学校に給食をやるとすれば、定時制高等学校についてはいかにすべきかについて、理事会その他で種々協議が行われ、本法案について、すみやかに、定時制、特に夜間の高等学校に給食を実施するよう、山崎委員より提案がありました。

次いで、自由民主党坂田道太君から、本法律案に対して、学校給食法にかかる学校給食の範囲を、夜間の定時制高等学校の生徒に対しても、可及的速かに拡大して適用するよう、政府に

おいて措置せられんことを望む。この附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立総員をもつて可決せられました。

すなわち、学校給食法の一部を改正する法律案は、附帯決議を付して、総員賛成のもとに議決せられたのであります。右、御報告申し上げます。

### 三、参議院文教委員長報告(三月三十日)

○有馬英二君 ただいま議題となりました学校給食法の一部を改正する法律案は二件につきまして、文教委員会における審議の経過



並びに結果を御報告申し上げます。

まず、学校給食法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

現在、学校給食法に基き、小学校等において実施されておる学校給食は、着々普及し、その成果を十分に上げつつありますが、これが中学校にも拡大せられ、広く義務教育諸学校において給食が実施されることを望む声は、今日強い世論となっておりますので、今後は中学校にも本法を適用するというのが本改正案の第一の主要点であります。

改正の第二点は、準要保護児童の学校給食費の一部を国において補助することにあります。申すまでもなく、学校給食は教育の一環として実施されているのであります。従って全児童の参加のもとに行われるべきものであるのに、貧困家庭の児童の中には、その給食費を学校に持参できない者が多く、これが教育上大きな支障となっているのであります。そのために国は、このような児童の給食費について、地方公共団体が必要な経費を補助する場合、予算の範囲内においてその一部を補助することにいたしておるのであります。

委員会におきましては、本案につきまして慎重に審議を行い、非常に熱心な質疑が展開されたのでありますが、これはすべて会議録をらん願いたいと存じます。

討論におきましては、湯山委員より、「学校給食関係予算を将来増額すべきこと、夜間の定時制高等学校の生徒に対しても、給食を実施できるように措置すること」の希望を付した賛成意見が述べら

れ、また、有馬委員よりは、「学校給食の重要性にかんがみ、今回の法改正による拡大措置に賛成である」旨の発言がありました。次いで採決に入りましたところ、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の過程で述べられました各委員の要望に従って、委員長より次のような決議を付することの提案があり、これも全会一致をもって可決いたしました。これに対し政府からは、「付帯決議の趣旨を尊重し、善処する」旨の発言がございました。付帯決議を朗読いたします。

学校給食法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

従来、学校給食の実施上、大きな障害となっていた準要保護児童の給食費の問題は、今般の法改正の措置により、解決の端緒を得ることとなるが、これがために要する経費は、昭和三十一年度予算において、わずかに五千万円計上されているに過ぎない。

このような予算では、給食費を払い得ない家庭の児童の一部を救済できるのみであって、まことに遺憾というべきである。

よって政府は、昭和三十一年度以降において、給食費を払い得ない家庭の小学校児童はもちろん、中学校生徒のすべてを救済し得るよう、法律的予算的措置を講ずるよう特段の努力をなすべきである。

以上であります。

次に、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案について申し上げます。

まず、政府の本法案提案の理由について申し上げますと、経済的事情によつて就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならぬことは、学校教育法に規定しているところでありますが、現在小学校における実際の就学状況は、学校には在籍していながら、保護者の経済的困窮により、就学上必要な教科用図書が購入できないために、学校を欠席すること、PTA等の私的援助を受けながら通学している児童も少なくなく、特に教科用図書は、特定の時期にまとまった額の費用を必要とする関係から、困窮家庭においては相当な負担となっている事実を上げております。

以上の理由によりまして、本案は就学困難な児童のための教科用図書の給与を行う地方公共団体に對して、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校における義務教育の円滑なる実施に資することを目的として、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に与えた場合は、予算の範囲内でこれに要する経費を国が市町村に補助すること、その補助の基準については政令で定めること等の必要な規定をいたしておるのであります。

委員会におきましては、各委員から、教育の機会均等、義務教育の無償等について、きわめて熱心な質疑が行われ、これに對して政府からは、「国の財政能力の伸長に從つて十分努力をする」との答弁がありました。これらの詳細については会議録に護ることといたします。

かくて討論に入りましたところ、吉田、高橋、矢嶋の三委員か

学校給食法の一部を改正する法律

ら、「一、本法施行に伴う予算の増額、二、貧富の差によることな、教育の機会均等の精神をもつて施策すること、三、文教政策の变化することは国家のため遺憾であるから、憲法、教育基本法の精神にのっとり、確固たる方策を樹立すること」等の要望を付して、それぞれ賛成の意見が開陳されました。

次いで採決に付しましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、飯島委員長から、本案審議に際しての各委員の意見を総合して、本案に對し、次の付帯決議を付することの動議が提出されましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。これに對し政府からは、「付帯決議の趣意を十分尊重し、善処する」旨の発言がなされました。

付帯決議を朗読いたします。

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案に対する付帯決議

家庭の困窮による就学困難な児童のための教科用図書の給与に對して国が補助を行うことは、教育基本法の精神にかんがみ、きわめて適切な措置であるが、昭和三十一年度におけるこれが経費は、わずかに小学校児童総数の約一・七％に對する補助金に相当する額に過ぎない。

しかるに、現在、家庭の困窮による就学困難な準要保護児童及び生徒の数は、小学校及び中学校の児童生徒総数のそれぞれ約四％を占めている。



政府は、今後これらの小学校の児童に対してのみならず、就学困難な中学校の生徒の全員をも救済し得るよう、法律的並びに予算的措置を講ずべきはもろろんのこと、さらに今回廃止となるべき新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律の精神にのっとり、将来適当な措置を講ずるよう努力すべきである。

以上でございます。

次に、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

政府の本案提出の理由によりますと、現在公立の義務教育諸学校の教職員の大部分は、退職または死亡の場合、国の恩給法の準用に基き、都道府県知事の裁定により恩給の支給を受けておられ、これに要する経費は都道府県が負担する建前となっております。これは地方交付税の交付を通じて所要の財源措置を講じておられますが、この恩給費は相当な額に上り、さらに年々増加する傾向にあります。そのため、都道府県にとり過重な負担となっている実情にあるというところであります。

以上の理由によりまして、本法案は、義務教育費国庫負担法の制定の趣旨及び地方財政の現状にかんがみ、義務教育費国庫負担の制度を拡充して、公立の義務教育諸学校の教職員の恩給に要する経費を、同法により国庫負担の対象とし、昭和三十一年七月一日以後に退職または死亡した義務教育諸学校の教職員にかかる恩給費についても、国がその二分の一を負担することとし、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定める等、所要の改正を加えることを

### ◎義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律 (昭三二、三、三〇法四二)

#### 一、提案理由(二月二十九日)

○清瀬國務大臣 今回政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、公立の義務教育諸学校の教職員の大部分は、国の恩給法の準用を受けており、これら教職員が退職または死亡いたしました場合、これに要する経費は、都道府県が負担する建前となっております。もろろん、これに對しまして国は、地方交付税の交付を通じて所要の財源措置は講じておるのでありますが、この恩給費は相当な額に上り、さらに年々増加する傾向にあるため、都道府県としては相当過重な負担となっている実情であります。

一方、国は、義務教育費国庫負担法に基いて、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費の半額を負担しておりますが、これは国と地方が義務教育に要する経費を折半いたしまして負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるうとするにほかなりません。

以上の諸点にかんがみまして、政府は、今回この国庫負担制度を拡大いたしまして、本年七月一日以後において、退職し、または在

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律

その内容といたしております。

委員会におきましては、市町村立の高等学校の教職員についても、恩給年限の通算がなされるよう措置する必要があること、地方財政の現状にかんがみ、恩給受給者に不安を抱かせないよう、十分な財政計画を樹立すること等に關し、各委員からこもこも質疑が行われ、政府からは、「十分研究の上趣旨を達成するよう努力し、善処する」旨の答弁がございましたが、その詳細については会議録をらんいたいただくことにいたします。

かくて討論に入りましたが、別に発言もなく、続いて採決の結果、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

職中死亡した義務教育諸学校の職員にかかる恩給費についても、国がその半額を負担することとして、これに伴い義務教育費国庫負担法に所要の改正を加えることとしたのであります。

以上この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。なにとぞ十分御審議の上御賛成下さるようによりお願いいたします。

#### 二、衆議院文教委員長報告(三月十五日)

○佐藤觀次郎君 たいだいま議題となりました義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果について申し上げます。

本法案は内閣提出でありまして、その要旨は、公立義務教育諸学校の教職員にかかる恩給に要する経費が現在都道府県の負担に納つておるのでありますが、その負担が年々過重になりつつある実情と、義務教育に對しての国の責任の重大性にかんがみまして、将来はこの経費の半額を義務教育費国庫負担法による国庫負担の對象としたこととし、昭和三十一年七月一日以後において退職し、または在職中に死亡する者の恩給に要する経費に適用する旨を規定したものであります。

本法案は、二月二十三日当委員会に付託され、以来、慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、日本社会党河野正君がきわめて熱心に質疑を行い、現在各都道府県が負担している公立義務教育諸学校の教職員にかかる恩給に要する経費を



国庫負担とする理由、及び、その予算について、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる」と規定した特別の事情とはいかなる事情を意味するか等について、検討が加えられたのであります。それらの詳細については会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、三月十三日質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院文教委員長報告(三月三十日)

(学校給食法の一部を改正する法律(昭和三一―法四一)の委員長報告を一括して掲載)

## ◎飼料需給安定法の一部を改正する法律

(昭三一、三、三〇法四三)

### 一、提案理由(二月十四日)

(開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭三一―法三二)の提案理由を一括して掲載)

### 二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

○吉川久衛君 たいだいま議題と相なりました飼料需給安定法の一部を改正する法律案外二案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、内閣提出、飼料需給安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、保管中の輸入飼料、特にフスマ等について、梅雨等の気象上の影響により品質が低下し、国庫に著しい損失を生ずるおそれがある場合には、現在買入れ、保管及び売り渡しの対象外になつてゐる国内産飼料をも含めて、これらを同一品目、同一数量の飼料と同時に買いかえまたは交換ができるよう、あらかじめ損失を未然に防止せんとすることでありませう。なお、本改正に伴ひまして、食糧管理特別会計法の一部を改正いたしております。

本案は、二月十三日政府から提出され、二月十四日提案理由の説明を聴取いたし、去る三月十四日以来数回にわたつて委員会を開

飼料需給安定法の一部を改正する法律

き、熱心なる審査を行つたのであります。その質疑は、主として、輸入飼料、特にフスマの買入れ、保管及び売り渡しの操作が飼料価格に及ぼす影響に関するものであります。昭和三十年より約九万トンのうち三万トン程度を梅雨期までに買いかえまたは交換を行い、また、政府は常時三万トン程度の手持ちを有することにより、飼料需給の安定をはからうとする措置は時宜に適したものであるというのが圧倒的な意見でありました。

三月二十三日質疑を終了し、本日の委員会において本案及び飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を一括議題として討論に付しましたところ、本案に対しましては社会党より強い希望意見を付して賛成の討論が行われ、小会派クラブからは反対の討論が行われたのであります。

次いで採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

飼料問題につきましては、たいだいま述べました飼料需給安定法の運用により、物量的に需給及び価格の安定対策が講ぜられておりますが、品質の改善向上をはかるためには、本法により、昭和二十八年以来飼料の登録、検査等を実施いたして参つたことは、御承知の通りであります。しかしながら、従来の登録は製造業者等の申請に基いて行われ、著しくその品質が劣ることが認められる場合は、すべて登録を行う建前にあつた関係から、登録飼料といえども



必ずしも品質佳良のものばかりとは申しがたい事情であります。そこで、政府は、この実情に対処し、登録の基準となるべき公定規格を設定し、これに適合する飼料に限り登録を行うこととし、良質飼料推奨制度としての性格を明確にし、また、品質の取締りについては、炭カル、貝がら粉末等、異物とは言い切れない材料で、これを多量に混入する場合には、かえつて家畜に有害となる飼料については、その混入物の名称及び割合の表示を義務づけることとし、消費者の保護をはかり、あわせて取引の公正を期そうとして、本改正案を提出して参つたのであります。

本案は、三月十四日政府から提案理由を聴取し、以来、飼料需給安定法一部改正案と併行して質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録により御承知願います。

三月二十三日質疑を終了し、本日の委員会において飼料需給安定法の一部を改正する法律案と一括議題として討論に付しましたところ、本案に対しては別段討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、農業協同組合整備特別措置法案について申し上げます。

わが国の農業を振興するためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があることは申すまでもないところであります。そこで、昭和二十六年には農林漁業組合再建整備法を、また、昭和二十八年には農林漁業組合連合会整備促進法をそれぞれ制定し、これが整備強化に努めて参つたのであります。今なお、経営不振のため、農

協本来の目的を十分果し得ない組合が相当数ある実情であります。で、これらの不振組合で自主的整備意欲の強いものについては、おむね五カ年の間に整備をはかるべく、諸般の措置を講じようとして本案の提出を見たのであります。すなわち、業務態勢の刷新強化を必要とする単協に対しては、農協中央会が駐在指導員を派遣して指導を行い、これに対し助成する方途を講じ、また、多額の欠損金を有する単協に対しては、信用農協連が繰り越し欠損金に見合う債権の利息を減免する等、積極的な援助を行うときは、その信連に対しては、元本の五分以内を補給し、また、経営規模の過小なものに対しては、これが合併促進のため、奨励金を交付する措置を講ずることとしたのであります。

本案は、去る二月十六日政府から提出され、三月二十二日以来連日審査をいたし、その間、参考人として農林中央金庫及び全国農協中央会から意見を聴取する等、慎重なる審議が行われたのであります。

次いで、質疑を終局し、本日の委員会において、討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、次の通りの附帯決議を付することに決定いたしました次第であります。

#### 農業協同組合整備特別措置法案に対する附帯決議

政府は、従来、農林漁業組合又は同連合会の再建整備又は整備促進のための法的措置を講ずるに当つては、森林組合および漁業

協同組合と全く同列に取扱つてきたのである。

しかるに、本法案においては単に不振農協の整備にとどめ、これとおおむね同一の事情にある森林組合および漁業協同組合を特別措置の対象外としているが、政府は、今回の措置に洩れたこれらの組合に対しても、経営の刷新を促進し、もつて、林業者および漁業者の地位の安定向上と国民経済の発展に寄与せしめるため、今後速かなる機会において、諸般の特別整備措置を講ずべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院農林水産委員長報告(三月三十日)

○戸叶武君 たいいま議題となりました飼料需給安定法の一部を改正する法律案及び農業協同組合整備特別措置法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

まず、飼料需給安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

飼料需給安定法は、政府が輸入飼料の買入れ、保管及び売り渡しを行うことによつて、飼料の需給及び価格の安定をはかり、もつて畜産の振興に寄与することを目的として、昭和二十八年三月から施行せられたものであります。本昭和三十年度は、政府の輸入飼料の売買差損を食糧管理特別会計中に織り込むこととし、すでに輸入ふすま十萬五千トンを始め、総計で二十五萬九千トンの輸入飼料

の買入れを行うことができたのであります。さらにまた、昨年の豊作の影響もありまして、最近の飼料事情は比較的安定した状況を示し、従つて政府の売り渡しは十二萬五千トンにとどまり、ふすまのごときは、本年度末において政府の手持ちは計画量を約七萬トンも上回つて九萬トンに達するものと予定されております。しかし、明三十一年度においても、この法律の定めるところによつて、政府は輸入飼料の買入れ、保管及び売り渡しを行うことになっておるのであります。保管中の輸入飼料、特にふすまなどは梅雨期の高温多湿など、主として気象上の影響により品質が低下し、困損をきたすおそれがある場合があるので、これを未然に防ぐ措置を講ずるため、今回この改正法律案が提出されることになったのであります。

しかしてこれが内容は、現行法におきましては、国内産飼料は政府の買入れ、保管及び売り渡しの対象から除外されておるのであります。政府がその保管する輸入飼料の品質の低下により、著しい損失を生ずるおそれがある場合においては、その保管している輸入飼料を、輸入または国内産のいかにかわらず、同一の品目で同一の数量の飼料と買いかえ、または交換することができることとし、なお、かかる措置に伴つて関係の規定に必要な改正を行おうとするのであります。

委員会におきましては、まず提案理由の説明を聞き、次に本法律案審査の前提である飼料の需給状況及び価格その他の参考事項並びに法律案の内容及び予算関係等について補足説明を求め、続いて質疑に入り、飼料の政府及び民間手持ちの現況、飼料の需給推算の立



て方及びその当否、飼料需給調整のやり方及びその影響、並びに需給調整上政府の適正保管量及びその決定方法、本法の実施とともに直ちに買いかえが予定されている飼料の種類及びその数量、並びに買いかえの方法、麦価とふすまの価格との関係及びその調整等、諸般の事項について当局の見解がただされたのでありまして、これが内容の詳細は会議録に議することを御了承願いたいと存じます。しかし、ここで一言、本法実施の場合、「急速に買いかえが必要と見られる飼料は、今のところふすまのみであつて、その数量は約三万トントと予定せられておる」と述べられておることを申し添えておきます。

かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、続いて採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業協同組合整備特別措置法案について申し上げます。

農業協同組合の再整備につきましては、すでに昭和二十六年から農林漁業組合再整備法によつてその実施が進められ、この再整備措置は、本年三月末をもつて終了することになっております。しかし、農業協同組合の中には、今なおその経営不振で、本来の目的を十分果し得ないものがある実情にありますので、かような組合について、おおむね五カ年間にこれが整備をはかることにしようとするのが、この法律案が提出された理由でありまして、その目的とするところは、整備計画を立て、これに基いて自主的に整備を行う農業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行う等の

措置によつて、農業協同組合の整備の促進をはかり、もつてその健全な発展に資することにするのであります。

しかして、本法律案のおもな内容は、大略次のようであります。すなわち第一は、整備計画の樹立でありまして、経営不振の農業協同組合であつて、この法律によつて整備を行うとする場合は、昭和三十三年三月三十一日までに、都道府県知事の指定の日、すなわち指定日現在によつて貸借対照表を作成し、これに基いて所定の方法及び手続に従つて整備計画を立て、これを都道府県知事に提出し、これが適否の認定を受けることになっております。しかして、それが適当であるという認定を受けた組合を整備組合ということになっております。第二は、整備の目標でありまして、これは指定日から起算して五カ年間に固定した債務の全部を整理し、欠損金の全部を補てんしなければならぬことになっております。第三は、政府の助成措置でありまして、政府は毎年度予算の範囲内において、都道府県が行う信用農業協同組合連合会が整備組合に対する債権の利息を減免することとし、その場合、その減免した利子の補給、都道府県農業協同組合中央会が整備組合に駐在指導員を派遣して指導を行うこととし、その経費に対する補助及び都道府県知事が過小農業協同組合に勧告し、その勧告によつて農業協同組合が合併した場合において、この合併して成立し、または合併後存続する組合に対して、合併奨励金を交付することとし、その奨励金等のために必要な経費につき、都道府県に対して補助金を交付することになっております。第四は、法人税法に特例を設けたことでありまして、整備

組合につきましては、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰り越しを認めることとし、その税負担を軽減して整備の促進に資することとしたのであります。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案理由の説明を開き、次に、本法律案審査の前提である農業協同組合及びこれが再整備の現況、その他の参考事項、並びに法律案の内容及びその予算関係等に関し補足的説明を求め、続いて質疑に入り、農林当局との間に、さきに第十九回国会において成立した農林漁業組合連合会整備促進法の改正法によつて措置された金融機関再整備法の特例による調整勘定における利益金の国庫納付金の処分状況、並びにこれら納付金と本法律案実施のための経費予算の財源との関係、農業協同組合の現況及びこれが刷新振興方策、並びにこれらの方策と本法律案による措置との関係、本法律案の対象から森林組合及び漁業協同組合が除外されている理由及びその当否等について熱心な質疑応答が行われ、そのうち、森林組合及び漁業協同組合が除外されている理由については、政府当局から、「考え方としては農業協同組合とこれらの両組合とは同列に取り扱うべきものと思われるが、諸般の事情から農業協同組合から着手する必要がある、しかして農業協同組合に対する措置を完了した後において、これらの両組合を追加したいと考えている。これらの両組合については、農業協同組合とそれの実体において事情を異にしている点があり、これらの点について調査が不備であつたから、今回は農業協同組合のみにとどめることにしたが、できるだけ早い機会にこれらの両組合に対しても同様措

置することにした」という趣旨の答弁が述べられており、その他の内容の詳細については、会議録によつて御了承願いたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、三浦委員から、次のような付帯決議、すなわち

一、森林組合及び漁業協同組合の現況にかんがみ、政府は、従来の取り扱いにならない、ひとり農業協同組合のみならず、経営不振の森林組合及び漁業協同組合に対しても、すみやかに、本法案に準ずる法的かつ予算的措置を講ずべきである。

一、農業協同組合の再整備に関し、本法案によるような措置と合せて、農業協同組合に対する農民の認識を高め、農業協同組合精神の作興を期し、組合役員陣容の刷新をはかり、もつて農業協同組合の自主的再建の実をあげるよう、政府においても遺憾なく措置すべきである。

この付帯決議の動議が提出され、続いて採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、三浦委員の提案にかかる付帯決議を付して原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、右の付帯決議に対し、農林政務次官から、「決議の趣旨にのつとつて万全の措置を講じたい」旨の発言があつたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。



◎農業協同組合整備特別措置法

(昭三一、三、三〇法四四)

一、提案理由(二月二十一日)

○安田(善)政府委員 大臣、政務次官がたまたまやむを得ない事情で欠席または遅れて参りますので、お許しを得まして農業協同組合整備特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の農業を振興いたすためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があることは今さら申すまでもないところであります。従つて政府といたしましても、農業協同組合の整備強化につきましても、鋭意努力を重ねて参つておるものであります。御承知の通り、特に経営が不振な農業協同組合につきましては、すでに昭和二十六年から農林漁業組合再建整備法によりまして強力にこれが再建整備をはかることといたしました。

この再建整備措置は、本年三月末をもつて終了いたしましたことになりませんが、同法の適用を受けた二千四百八十の単位農業協同組合及び百四十二の同連合会の再建整備は多くの成果をあげ、法定目標であります増資と固定化資産の資金化もおおむね良好な成績を収めております。二十九年年度末までは単協五十三億円、連合会百八億円の増資が達成されました。すでに再建整備の目標を達成し、二十九年年度から奨励金の交付を打ち切られたものも、百五組合に達した次第でございます。本年三月末の法定期間終了時には同法の適用を受け

ました組合の大半が再建整備の目標を達成し、ほぼ所期の目的を完遂いたすものと信じております。

また連合会の整備促進につきましては、農林漁業組合再建整備法によりまして再建整備措置が、ただいま申し上げますようにおおむね順調に進捗して参つておるのであります。連合会はいずれも多額の欠損金を有しておりますために、同法による再建整備方式のみをもつてしましては、真にこれらの連合会の健全な発達を期するには、なお必ずしも十分ではないことにかんがみまして、昭和二十八年八月に、農林漁業組合連合会整備促進法を制定し、従来の再建整備の方式を確実に実行せしめるとともに、累積した欠損金の克服を目標としましてこれが整備をはかることといたしました。すでに整備を要する県経済連の大部分の指定を終え、目下鋭意その整備に努めている次第であります。

以上申し述べましたように、政府といたしましても、農業協同組合の整備強化につきましては、従前から努力を傾けて参つておるものであります。いろいろな原因によりまして、今なお総合農協の一部は、遺憾ながらその経営が不振で、本来の目的を十分に果してない実情にありますので、これらの農業協同組合につきましても、おおむね五カ年間のうちにすみやかにこれが整備をはかることといたしまして、本法案を提出した次第であります。

次に本法案のおもな内容について御説明を申し上げます。

経営不振の農業協同組合に対しましては、元來都道府県農業協同組合中央会の指導を強化することを基調といたすべきものでござい

もございせん。

このほか法人税法の特例を設けまして、その整備計画が適当である旨の認定を受けている農業協同組合につきましては、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰り越しを認めることといたしまして、その税負担を軽減し、整備の目標の達成を容易にいたしておる次第でございます。

以上が、本法案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十七日)

(飼料需給安定法の一部を改正する法律(昭三一―法四三)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(三月三十日)

(飼料需給安定法の一部を改正する法律(昭三一―法四三)の委員長報告を一括して掲載)

ますが、本法は、特に経営不振の程度がいちじるしいもので自主的に整備の意欲の強いものにつきまして、経営不振の原因に即応して、都道府県の助成により、次の特別の措置を講ずるものであります。すなわち、第一に、役員員の強化を必要とする農業協同組合に対しましては、駐在指導員による指導を行い、第二に、累積された多額の欠損金を有する農業協同組合に対しましては、信連が、これらの農業協同組合に対し、繰り越し欠損金に見合う債権の利息を減免するなど積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う信連に対して元本の五分以内を政府において補給する措置を講じ、第三に、経営規模の過小な農業協同組合に対しましては、都道府県知事がその合併を勧告し、その勧告に従つて合併いたしました場合に奨励金を政府より交付する措置を講ずることといたしました。政府は、都道府県がこれらの助成を行うのに必要な経費についてこれを補助いたしますことといたしております。

この法律によりまして整備を行おうとする農業協同組合は、都道府県に設置する農協関係者などの組織する協議会等の指導を受けて整備計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることといたしておりますが、本法による農業協同組合の整備は、これを急速に行う必要がありますので、農業協同組合の整備計画は、昭和三十三年三月三十一日まで立てることといたしております。この整備計画におきましては、おおむね五カ年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標とすることにいたしておりますが、整備につきましては組合の自主的な努力を強く期待することはいうまで



◎日本電信電話公社法の一部を改正する

法律 (昭三一、三、三〇法四五) (衆)

一、提案理由(三十年七月十二日)

○松前重義君 ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、去る昭和二十八年三月末国際電信電話株式会社の設立に伴い、原則として、国際電信電話事業は同会社によって、また国内電信電話事業は日本電信電話公社によって、おのおの別に経営されることとなったのでありますが、これら両事業は、同じ公衆電気通信事業の国際部門と国内部門であり、当然きわめて密接な関連を有するものでありますから、両者の間の関係協調をはかる目的をもつて日本電信電話公社にある程度国際電信電話株式会社の株式を保有せしめることは、両事業の円滑な運営に裨益するところ多大であると考へられます。

また、国際電信電話事業は、申すまでもなく、高度の国家性、公益性を有する事業であり、従つて、事業経営の安定を第一要件といたしますので、国際電信電話株式会社の株式が投機の対象となるがごときは、極力これを防止する必要があります。日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式の相当数を保有して安定株主となることは、この面よりいたしましてもきわめて適切妥当と認められるのであります。さらに、後に述べますような事情によつて、現在

政府は国際電信電話株式会社の株式を大量保有しており、絶えず売り出しの機会をねらつておりますために、証券市場を圧迫する結果となつておりますが、この株式の相当部分を公社の所有に移すことによつて株価の安定に資することもできると思はれるのであります。

本法律案は、このやうな理由のもとに、日本電信電話公社法の一部を改正して、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を保有することができる旨の規定を設けようとするものであります。ただし、公社が会社に対して支配的地位に立つことは不適當と認め、株式保有の限度を会社の発行済み株式総数の五分の一としたし、た次第でございます。

しこうして、国際電信電話株式会社設立の際、日本電信電話公社の現物出資に対して割り当てられました株式六百五十五万株余、券面総額三十二億七千万円余は、国際電信電話株式会社の附則の規定により全部政府に譲渡され、政府はなるべくすみやかにこれを処分し、その対価を公社に支払うことになつておるのであります。が、現実といたしましては、その後における有価証券市場の状況によりまして、当初予定された処分が困難となり、発行済み株式の四二%余、株数にして二百八十万株余、券面総額にして十四億円余は、未消化のまま今なお政府持ち株となつておるのであります。よつて、この政府持ち株のほぼ半数を政府から電信電話公社に返還することによつて、現在における発行済み株式に関する限り、何らの予算措置を要せず、本法律案の目的とするところがきわめて容易に達成さ

れますので、本案の附則に右の措置に関する規定を設けたのであります。

また、将来、会社の増資に伴つて公社が法定の限度まで新たに株式を取得しようとする場合、または公社が保有する株式を処分しようとする場合には、政府においてその適否に判断を加える必要があると認め、いずれの場合も郵政大臣の認可を要することとし、公社法に所要の規定を設けた次第であります。

以上をもちまして本法律案の趣旨並びに内容の御説明を終わったのでございますが、通信委員会におきましては、電気通信事業の調査に関する小委員会において本案を起草し、委員会においては、利害関係者その他各方面の参考意見を徴する等、慎重検討の上、小委員会案に若干の修正を施し、七月十一日の委員会において全会一致をもつて本法律案の提出を議決いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします次第であります。

二、参議院通信委員長報告(三月二十八日)

○松平勇雄君 ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る第二十二回国会において、衆議院通信委員長の提出にかかり、同院において全会一致可決後、本院に送付されて参り、今日まで通信委員会において審議を継続いたしていたものであります。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

まず、本案の内容について申し上げますと、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を、その発行済み株式総数の五分の一をこえない範囲で保有することができること、公社が将来株式を取得したり、または処分しようとするときは、郵政大臣の認可を必要とすることといたしてあるのであります。

次に、本案の提案理由といたしましては、従来、日本電信電話公社の専掌しておりました電信電話事業は、昭和二十八年四月、国際電信電話株式会社の発足に伴つて、国際部門と国内部門に分離せられ、国際部門は原則として同会社によつて、また国内部門については電信電話公社によつて各別に経営されることになつたが、これら両事業は、本来きわめて密接な関連を有するものであるから、両社間の関係協調を維持し、両事業の円滑な運営をはかるためと、また同会社の高度の国家性、公益性にかんがみ、事業の安定性を確保するために、公社が会社の相当数の株式を保有することが必要であるといふのであります。なお本案提出の当時においては、株式市況の不振のため、会社株式二百八十万株が未処分のまま政府の保有となつておりました事実が、公社に返還保有せしめる理由でもありました。が、昨年末来の株式市況の好転に伴い、右の約半数百四十八万株は当委員会の勧奨により本年一月売却せられたのであります。しかして通信委員会におきましては、第二十二回国会以来数次、回を重ねて、衆議院の提案関係者並びに関係当局に対し、各委員よりきわめて熱心に詳細綿密な質疑を行い、また多数参考人の意見を聴取す



る等慎重なる審議をいたしたのであります。

そのおもなる点を申し上げますと、公社が会社の株式を保有することは、国際電信電話会社法の規定にもとより、会社設立の趣旨に反するものであるから、本改正を必要とする事情の変更が生じたとするならば、いわゆる政策の変更であるから、政府が提案すべきものであること、公社が会社の株式をかかると多量に保有することによつて、公社は会社に対し支配的地位に立つことになり、会社事業の運営、あるいは人事に干渉する危険を生ずるおそれのあること、公社は目下あらゆる資金を動員して、鋭意建設五カ年計画を実施しているが、この時期において他会社の株式に投資することは適当でないことなどの発言があり、また両社の相互連絡協力を強化するためには、公社が会社の株式を保有することの必要性がきわめて強いこと、公社、会社ともに郵政大臣の監督下にあるので、株式の保有によつて公社が会社を支配し、運営を阻害するがごときおそれのないこと等の発言がありました。郵政大臣は本案に対し、電電公社が五分の一程度の株主になることは差しつかえないと思ひ、本案の通過を希望しているという趣旨の発言をいたしております。津島委員より、本案によれば、公社は会社の発行済み株式数の五分の一を保有すべき義務はないこと、建設五カ年計画の実施に当り資金の獲得に苦慮していること、及び株式市場が活況を呈しておる現在においては、会社株式は有利に処分し得ることを前提として、本案が施行せられた場合、まず公社はその保有したる株式の相当数を処分し、建設資金に充当する意思があるか。次にいかなる程度処分する意向

であるか。さらに処分はこれを早期に実行し、その結果を本国会の会期中に国会に報告する意思があるかとの質疑に対し、梶井公社総裁は、本法実施の場合は相当数を処分する意思のあること、処分の程度は公社保有株式の半数を適当と考へること、及び処分は急速にこれを実行し、その結果は本国会開会中にこれを報告することを明確に答弁したのであります。

重ねて津島委員より村上郵政大臣に対し、梶井公社総裁は本法による保有株式の半数を処分する旨明言しているが、処分は郵政大臣の認可を必要とする、公社の処分申請の場合、郵政大臣は、公社が処分の結果を、本国会の会期中に、報告するに足る時期までに、認可する意向であるかとの質疑に対しては、村上郵政大臣は、公社より処分の認可申請があつたときは、すみやかに認可する意向である旨の答弁がありました。

なお津島委員より、株式保有によつて、公社と会社との関係が疎隔するがごときことがあつては、立法の趣旨に反するが、両社を監督する責任を有する郵政大臣の所信を質したるに対し、村上郵政大臣は、本法の実施によつて両社がますます親善を加へるよう努力する旨を答へたのであります。

これら質疑の詳細は、速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

三月二十七日質疑を終え討論に入りましたところ、日本社会党を代表して久保委員より、公社及び会社の両事業は、密接不可分に分離を許さない性質を有しているものであること、また会社の株式

右、御報告申し上げます。

### 三、衆議院通信委員長報告(三月二十九日)

○松前重義君 ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

この法律案は、国会法第五十条の二の規定に基づき、衆議院通信委員会の提出いたしましたものであります。昨年七月十二日、本院において全会一致をもつて可決されたものであります。従つて、本案の内容につきましては、すでにその際御説明いたしましたので、ここに重ねて詳細を申し上げます。本案の要旨及び目的は、日本電信電話公社法の一部を改正して、日本電信電話公社が国際電信電話株式会社の株式を保有することができる旨の規定を設け、これによつて、一つには公衆電気通信事業の国際部門と国内部門との連絡協調をはかり、他面、日本電信電話公社を国際電信電話株式会社の安定株主たらしめ、同会社の事業経営の安定並びに公共的使命の遂行に協力せしめようとするものであります。しかしながら、公社が会社に対して支配的地位に立つことは不適当と認め、株式保有の限度を会社の発行済み株式総数の五分の一としたほか、将来公社が会社の株式を取得しまたは処分しようとする場合に

式総数の六〇%は、銀行、保険会社等の民間金融機関が保有しているが、公共性の強いこの事業に適當であるかについては、疑問のあるところであつて、むしろ公社に保有せしめることが、両社の円滑な運営に寄与するゆゑんであること、及び本案通過後郵政大臣、公社総裁及び会社社長に対し、国民の期待にそむかぬ運営をするよう、一段の配意を強く要望し、なお現在の実情に即しない条文、すなわち第六十八条の次に一条を加へる規定中、「昭和三十年」を「昭和三十一年」に改め、附則第二項ただし書を削るとの修正動議を述べて本案に賛成。



は郵政大臣の認可を要することとし、なお、附則において、政府はこの法律施行の日における持株を公社に返還しなければならない旨の規定を設けておるのであります。なお、つけ加えて申し上げますが、現在における政府の本会社の株式所有数は百三十二万株、額面総額六億六千万円でございます。

前にも申し述べましたように、本案は、昨年第二十二回国会において本院を通過し、参議院に送付されたのであります。参議院においては、第二十三、第二十四の両国会にわたって継続審査となり、昨三月二十八日に至って修正議決を見て本院に送付されたものであります。参議院における修正の内容は、本件審議期間中において政府持株が処分された事実に基づく条文の訂正その他きわめて技術的な修正であります。

通信委員会におきましては、昨日本案の付託を受けたのであります。もとより本委員会提出の法律案であり、参議院の修正も事情の変更に基づく立法技術上のものでありますので、別段の質疑もなく、同日、討論を用いず直ちに採決の結果、全会一致をもって本法律案を可決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎国会議員の歳費旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律

(昭三一、三、三二法四六)(衆)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭三一―法四七)の委員長報告と一括して掲載)

#### 二、参議院議院運営委員長報告(三月三十日)

○石原幹市郎君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本案は、各議院の議長、副議長及び議員の秘書の給与の事情にかんがみ、これらに対して、国会開会中に限り日額二百円の定額によつて滞在手当を支給しようとするものであります。本委員会といたしましては、あらかじめその内容につきまして、庶務関係小委員会において、衆議院側との連絡のもとに検討を加え、今般衆議院から正式に提出されましたので、あらためてこれを審査したのであります。

本案は、予算を伴う法律案でありますので、本委員会においては、この点をも勘案して慎重審議いたしました結果、全会一致を

国会議員の歳費旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律

もつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、たいま議題となりました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案の議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律は、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の設置を確認し、これら支部図書館に専任の職員を置き、その任免及び定数に関して規定すること等を内容いたしました。昭和二十四年法律第一号をもつて制定されたのであります。その後、行政部に新しい支部図書館の設置あるいは行政機構の改革に伴いまして、支部図書館の名称の変更等が行われましたので、これらについて所要の改正をしようとするものであります。すなわち法制局、防衛庁、警察庁及び工業技術院にそれぞれ国立国会図書館支部図書館が設置され、また先般の行政機構改革により、経済審議庁が経済企画庁に変わりましたので、本法の規定は現状と相違を来たしてゐるのであります。従いまして、これらを整理いたしますとともに、所要の改正を行おうとするものであります。本委員会におきましては、慎重にこれを審議いたしました結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の  
一部を改正する法律

一四〇

### ◎国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

(昭三一、三、三二法四七)(衆)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

○長谷川四郎君 たいだいま議題となりました両案について、その提案の理由を説明いたします。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律は、国立国会図書館の行政各部門における支部図書館の設置並びに支部図書館の専任職員の配置、その任免及び定数に関し規定したものでありまして、昭和二十四年制定以來、二回にわたって改正されたのであります。その後、すでに法制局及び工業技術院に支部図書館が設置されており、経済審議庁支部図書館が、行政機構の改革により、経済企画庁支部図書館となり、また、今回警察庁及び防衛庁に新たに支部図書館が設置されることとなりましたので、これらについて所要の改正を行う必要を認め、図書館運営小委員会において協議起草の案を、議院運営委員会にお

いてこれを成案とし、委員会提出の法律案とすることに決定した次第であります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

本案も議院運営委員会において立案したものでありまして、両議院の議長、副議長及び議員の秘書に対し会期中滞在手当を支給する必要があると認め提出した次第でありまして、一日二百円の定額で支給せんとするものであります。これに要する経費は、すでに三十二年度予算に計上して、本院を通過しているものでありますから、何とぞ御賛成を下さいますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院議院運営委員長報告(三月三十日)

(国会議員の歳費旅費及び手当に関する法律の一部を改正する法律(昭三一—法四六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

### ◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭三一、三、三二法四八)

#### 一、提案理由(三月十三日)

○宇都宮政府委員 たいだいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行います。行政機関全般の定員の適正化をはかるものであります。

次に法律案の内容について申し上げますれば、第一に、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関職員の定員の合計六十三万六千三百五十二人に対して、五千七百八十人の増加を行うとともに、千百四人の縮減を行い、差引四千六百七十六人を増加いたしました。結局合計六十四万二千二十八人いたしました。増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく御説明いたしますが、そのおもなものについて申し上げますれば、増員のおもなものとしては、北海道開発庁の篠津地域泥炭地開発事業遂行に伴うもの百人、科学技術庁の新設に伴うもの二百九十三人、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十三人、特許庁の特許審査事務の増加に伴うもの六十一人、運輸省の

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

航空交通管制業務の引き継ぎに伴うもの六十人、南極調査船の運航に伴うもの七十六人、郵政省の郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百六十九人、保険料集金事務の増加に伴うもの二百人、電気通信施設の拡張に伴うもの千三百七十二人、特定郵便局における勤務時間に関する仲裁裁定の実施に伴うもの千六百二十二人等でありまして、おおむね現業的業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

減員のおもなものとしては、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの六十二人、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの三百六十人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの六十人、科学技術庁設置に伴う関係各省庁からの移しかえによる減員二百九人等であります。

第二に、暫定定員につきましては、総理府本府、警察庁、行政管理局、法務省、大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省及び建設省におきまして、事務の縮小、定員の移しかえ等に若干の時日を必要とするものがありますので、それらの事情を考慮の上必要な員数の定員を経過的に附則で新定員に付加することとしたいたしました。

第三に、この改正法律の施行期日につきましては原則として四月一日から施行することといたしております。ただ科学技術庁が、その設置法施行の日から発足いたしますので、それに関する部分その他一部の規定につきましては、別途規定いたしました。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

一四一



二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭三一―法五〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

(厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭三一―法五〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎科学技術庁設置法 (昭三一、三、三一法四九)

一、提案理由(二月十八日)

○正力国務大臣 今回提出いたしました科学技術庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を説明いたします。

科学技術を振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、国内資源が乏しく、脆弱な経済基盤の上に、膨大な人口を擁する今日のわが国にとっては、きわめて緊急を要し、かつ、重要な問題であります。

しかるに、わが国におけるこれら科学技術に関する行政を所掌する行政組織は、それぞれの所管行政に應じて関係各省庁において分担いたしておりまして、科学技術全般に関する基本的な政策を企画立案し及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を急速に設ける必要に迫られているのであります。

これがため、政府といたしましては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、現在の総理府原子力局を含めて、新たに総理府の外局として科学技術庁を設けることとし、今回この科学技術庁設置法案を提出いたしました次第であります。

以下、本法案の内容につきまして主要な点を説明いたします。まず、科学技術庁の所掌事務は、科学技術に関する基本的な政策

科学技術庁設置法

の企画、立案及び推進、関係行政機関の事務の総合調整、関係行政機関の科学技術に関する経費の見積り方針の調整、日本学術会議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務、資源の総合的利用のための調査、発明及び実用新案の奨励及び実施の推進、科学技術及び資源の総合的利用に関する内外の動向の調査分析、資料統計の作成、頒布並びに所掌事務に関する広報及び啓発を行うことであります。

この科学技術庁の所掌事務につきまして特に注意すべきことは、大学の研究の自由を確保する必要上、特に大学における研究にかかるとをその行政の対象から除いたことであります。

科学技術庁の長官は、国務大臣をもって充てることとし、所管行政に関する重要事項につきましては、関係行政機関の長に対し勧告を行い、勧告の結果について報告を徴し、また特に必要と認めたる場合は、内閣総理大臣に対し、閣議で決定した方針に基いて、内閣法第六条の規定に基づく措置をとるよう意見を具申することができることを明らかにいたしました。

次に、科学技術庁の組織であります。内局といたしまして、長官官房のほか、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及局の四局を置くことといたしております。またその所管行政が広範かつ専門的な分野にわたりますので、特に長官、次官のほか、科学技術庁に科学審議官を、長官官房及び各局に科学調査官を置いて、広い視野から所管行政の方策決定に参画せしめるとともに、特に付属機関たる研究所に科学研究官を置き、専門的事項の研究に従事せしめる



ことといたしております。さらに、所掌事務の性質上、重要施策に参画せしめるため顧問及び参与を置くことができることといたしました。

次に、科学技術庁の付属機関といたしましては、研究機関として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を設けまして、それぞれ専門の研究を行わせるとともに、所掌行政の民主的な運営を期するため、審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を付置いたしまして、それぞれ専門の重要事項について調査審議せしめ、その意見を行政に反映せしめることといたしました。

なお、科学技術庁の設置に伴いまして、総理府設置法その他関係法律につき、必要な改正または廃止に関する規定を附則に設けた次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月一日)

○有田喜一君 たいま議題となりました科学技術庁設置法案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

科学技術を振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、国内資源の乏しく、脆弱な経済基盤の上に膨大な人口を擁するわが国にとつて、きわめて緊要かつ重大な問題であります。しかし、わが国は科学技術全般に関する基本的な政策を企画、立案し、及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を設ける必要に迫られている。これがため、政府としては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、今回この法案を提出した次第であると説明いたしております。

本社会党の共同提案として、科学審議官三人を五人とし、その他字句を明確化する修正案が提出され、自由民主党より小平久雄君が、日本社会党より岡良一君がそれぞれ賛成討論を行なった後、採決の結果、全会一致をもって修正議決いたしました。

なお、科学技術庁は、発足早々としてはこの程度でやむを得ないものがあるが、総合科学技術官庁としては不徹底でありますので、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる附帯決議として、志村委員より

政府は、科学技術振興の重要性和緊急性に鑑み、中央地方を通じて科学技術に関する試験研究機関、特許行政機構等に再検討を加え、昭和三十二年度において科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。

という提案がなされ、これまた全会一致をもって可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院内閣委員長報告(二月二十六日)

○小柳牧衛君 たいま議題となりました科学技術庁設置法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府は、本法案を提出した理由として、科学技術を振興し、国民経済の自立発展と生活水準の向上に役立たせることは、国内資源が乏しく、脆弱な経済基盤の上に、膨大な人口を擁するわが国にとつ

ては、きわめて緊要かつ重大な問題であつて、現在、わが国は科学技術全般に関する基本的な政策を企画、立案し、及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を設ける必要に迫られている。これがため、政府としては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、今回この法案を提出した次第であると説明いたしております。

次に、科学技術庁の組織であります。内局として長官官房のほか四局を置き、また、長官、次長のほか、科学審議官、科学調査官、科学研究官を置いて、専門的分野の調査、研究を行うとともに、顧問、参与を置いて、重要施策に参画せしめることができることになっております。

科学技術庁の付属機関といたしましては、研究機関として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を、審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を設けることといたしております。

○本案は、二月十六日提出され、十八日正力国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたつて熱心、活発なる質疑を行なつたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることといたします。かくて、昨二月二十九日質疑を終了いたし、自由民主党及び日

ては、きわめて緊要かつ重大な問題であつて、現在、わが国は科学技術全般に関する基本的な政策を企画、立案し、及び推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政の総合的調整を行う行政機関を設ける必要に迫られている。これがため、政府としては、原子力利用をも含めた科学技術に関する行政を総合的に推進する組織として、今回この法案を提出した次第であると説明いたしております。

次に、本法案の内容の主要な点を御説明いたしますと、まず、科学技術庁の所掌事務のおもなものは、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、関係行政機関の事務の総合調整及び科学技術に関する経費の見積り方針の調整、日本学術会議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務等であります。しこうして科学技術庁の長官は国務大臣をもって充てることとし、所掌行政に関する重要事項につきましては、関係行政機関の長に対し勸告を行い、その結果について報告を徴し、また特に必要と認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣法第六条の規定に基づく措置をとるよう意見を具申することができることとされております。

次に、科学技術庁の組織としては、内局として、長官官房のほか、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及局の四局を置き、またその所掌行政が広範かつ専門的な分野にわたりますので、特別な職として顧問、参与、科学審議官、科学調査官、科学研究官等を置くことができることとされております。

次に、科学技術庁の付属機関といたしましては、研究機関として



航空技術研究所及び金属材料技術研究所を設け、また審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を付置することになっております。なお、本法律案は、衆議院において修正議決されて当院に送付されたものであります。

内閣委員会は、本法律案審議のため、前後六回委員会を開き、その間、正力国務大臣及び関係政府委員の出席を求めましたほか、参事として、日本学術会議会長茅誠司君ほか二名より意見を聴取いたしました。この審議において、政府は、科学技術庁を将来省に昇格したき意向であること、また、従来わが国の行政の面で比較的軽視されていた科学技術者の知識経験を今後十分生かし、これを尊重せんとする政府の方針のもとに、科学技術庁の主要な職には科学技術者を充てる予定であること等の諸点が明らかにされました。

なお、本法律案の審議において、千葉委員より、「原案第五条には、科学技術庁の内部部局として、企画調整局ほか三局を置くことになっておるが、外局の庁に内部部局として置くことができるものは、官房、部及び課と限定されておる国家行政組織法第七条第二項の規定に照らし、原案第五条は国家行政組織法に抵触するものであるがゆえに、この抵触を避けるためには、庁を省とするか、またはは局を部とすべきである。」次に、「科学技術庁長官の権限を規定した原案第十一条の規定中第五項の規定は、内閣制を乱すおそれがあるとして、内閣法第四条の規定の精神に沿わないがゆえに、これを削除すべきである。」また、「人文科学に関する日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申及び勧告に関することも、企画調整局の

所掌事務となるより、衆議院においては政府原案第七条第五号を修正したが、これがためには、科学技術庁の権限を規定しておる政府原案の第四条において、これに照応する規定を設けなければ首尾一貫しない。」との三点につきまして、政府の所見をただされましたが、質疑の第一点につきましては、政府は、「近く国家行政組織法改正の機会に適當な改正をする方針である」旨、質疑の第二点につきましては、「第十一条第五項の規定がなくとも運用で言い得ると思ふが、その点を明らかにするため、念のために設けたものである」旨、質疑の第三点につきましては、「日本学術会議の意向を尊重して、科学技術の範囲をゆるめて行くこととしたものである」旨答弁されました。なお、その他の質疑応答につきましては、委員会會議録に譲りたいと存じます。

去る二十三日の委員会におきまして質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉委員は、「人文科学のみにかかる科学技術に関する、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申または勧告の事務の総合に関することが、企画調整局の事務となるのに照応して、科学技術庁の権限に関する規定においてもこれらの事務を行い得るよう改めること、原案の第五条には、科学技術庁の内部部局として、企画調整局ほか三局を置くことになつておるが、国家行政組織法第七条の規定に照らし、これを企画調整部ほか三部に改めること、原案第十一条第五項の科学技術庁長官の権限に関する規定は、内閣法を乱すおそれがあるので、これを削除すること、以上の三点について原案に所要の改正を加える修正案を

提出し、この修正部分を除いた原案に賛成する」旨の発言があり、次いで緑風会を代表して島村委員は、「政府は科学技術振興の重要度とその緊急性にかんがみ、中央地方を通じて試験研究機関、特許行政機構に再検討を加え、科学技術庁をさらに整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきであるとの付帯決議案を提出し、原案に賛成する」旨の発言があり、最後に、野本委員より、「修正案には反対、原案及び付帯決議案には賛成する」旨の発言がありました。

討論を終り、まず千葉委員提出の修正案につき採決をいたしましたところ、賛成者少数をもって否決せられ、次いで原案について採決いたしましたところ、多数をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと議決されました。次いで島村委員提出の付帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。



◎厚生省設置法等の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法五〇)

一、提案理由(三月七日)

○小林国務大臣 たいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の付属機関であります、未帰還調査部を縮小いたしました。これを本省の内部部に編入いたしますとともに、引揚援護局に現在置かれています次長二人のうち一人を減じ、この減じました次長一人を保険局に置くこととし、あわせて、本省の付属機関であります国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所管事務について、所要の調整を行いますことをその内容としていたしております。

まず第一の改正点であります未帰還調査部について申し上げますと、御承知のように、引揚援護業務の進捗に伴いまして、引揚援護局関係の職員は、昭和三十一年度におきましても、引き続き縮減されることとなっておりますが、反面、現在なお調査究明を要する未帰還者は六万数千名に上っておりますので、未帰還調査部は、今後なお相当長期間にわたりますので、複雑かつ多量の業務を継続して処理しなければならぬものと考えられます。従いまして、次第に縮減される人員をもって、これらの業務のより能率的、

る次長の設置を不可欠とする次第でございます。しこうして、これに伴い新たに次長一人を増員いたしますことが諸般の情勢上許されませんので、比較的に事務量の減少して参りました引揚援護局次長二人のうち一人を減じ、これを保険局に新たに設けられます次長に充当しようとするものでございます。

改正の第三点は、国立予防衛生研究所と国立衛生試験所についてでございますが、これらの付属機関におきまして、医薬品等の検査、検定に不可欠な標準品を製造することができ根拠規定を明確にしようとするものでございます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願います次第でございます。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○山本衆吉君 たいま議題となりました四法案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、厚生行政の効率的運営をはかるため、厚生省設置法及び国家行政組織法にそれぞれ所要の改正を行おうとするものでありまして、その内容を御説明申し上げますと、第一は、現在厚生省の付属機関として未帰還者関係業務を取り扱っております未帰還調査部を縮小いたしました。これを内部部局たる引揚援護局のもとに編入

厚生省設置法等の一部を改正する法律

効果的な処理、運営をいたしますためには、本省の付属機関から内部部局たる引揚援護局未帰還調査部に改組いたしますことが適当でありますので、これを行わんとするものであります。

改正の第二点は、保険局に新たに次長を設けようとするところであります。御承知の通り、保険局は一面において中央行政機関として、健康保険、国民健康保険、厚生年金保険その他各種社会保険の諸制度について企画し、その総合的整備をはかることをその所管事務といたしておりますが、他面政府管掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険の各事業について保険者として実際の業務を処理する任務をになつておるのであります。しこうして、近時、医療保障を中心とする社会保険の充実強化を要する声がかくに高く、政府におきましても、昭和三十五年を目途といたしまして、全国民に医療保険を普及させる決意を固めておりますので、社会保険の整備につきましても、この局を中心として格段の積極的施策を講ずることが要求されているのであります。しかるに他方この局においてその業務の運営に当っております健康保険及び船員保険の事業は、累増する赤字のためはなはだしい財政難に襲われておりまして、一たび運営を誤りますときは、医療保険の一大支柱をなしておりますこれらの制度そのものを破綻させる危険さへもはらんでおるのであります。かかる条件のもとにおきまして、内、その管掌する社会保険諸事業の運営に万全を期しつつ、外、国民皆保険を目ざして医療保険の一大飛躍をはかりましたためには、さしあたり対策として局長を助けつつこの困難なる業務の一半を分担処理す

することでありまして。第二は、社会保険諸事業の運営に万全を期するとともに、医療保険の飛躍をはかるため、現在引揚援護局に置かれております次長二名のうち、一名の定員を保険局に配置がえすることでありまして。第三は、厚生省の付属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所におきまして、医薬品の検査及び検定に必要な標準品を製造することができ根拠規定を明確にすることでありまして。

本案は、三月五日当委員会に付託され、同七日政府の説明を聴取し、昨二十八日、質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

大正八年以来、蒸気機関車の乗務員等のように不健康かつ危険な業務に従事する公務員には、その実勤に職年に加算するいわゆる加算制度があつたのであります。昭和二十八年法律第五百五十五号をもって、加算制度の全廃に伴い、恩給法第三十八条の四に規定するこの加算制度も恩給法の本文から削除されたのであります。しかし、その附則の第四条二項において、この不健康業務等の加算制度については、特に、暫定的措置として、昭和三十一年三月三十一日まではなお従来通り存続いたしておるのであります。本案は、以上申し上げましたように、本年三月三十一日をもってこの加算制度の存続期間が満了いたしますので、これにかわる制度の決定を見るまで、移行による空白を補うための措置として、さらに一年その期



厚生省設置法等の一部を改正する法律

間を延長いたそうとするものであります。以上が本案の要旨であります。

本案は、参議院議員野本品吉君外二名の発議者及び十一名の賛成者をもつて提出されたものであり、三月二十日に予備審査のため当委員会に付託され、昨二十八日日本付託となり、同日参議院議員千葉信君より提案理由の説明を聴取した後、質疑、討論を省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、労働省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働者の福祉の向上をはかる目的をもつて、労働省の機構を整備することとし、労働省設置法及び国家行政組織法にそれぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

改正のおもなるものは三点であります。第一は、現在労働基準局の労災補償課で取り扱っております労働者の災害補償関係事務が複雑多岐であり、かつ事務量が最近急激に増加いたしましたので、これら事務の円滑なる遂行を期するため、労働基準局に労災補償部を新たに設けることとあります。第二は、労働衛生に関する研究機関として、労働衛生研究所を労働省の付属機関として新たに設けることとあります。第三は、行政簡素化の線に沿って、すでに設置の目的を達成した特殊技能試験審査会を廃止することとあります。

本案は、二月十八日当委員会に付託され、同二十一日政府の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたので、討論省略、採決の結果

果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

最後に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものであります。

改正のおもなる内容を御説明申し上げます。

第一点は、各行政機関職員の定員の合計六十三万六千三百五十二人に対し、五千七百八十人の増加を行う反面、千四百人の縮減を行い、差引四千六百七十六人の増加し、結局定員の合計を六十四万二千二十八人としたこととあります。その増員のおもなるものは、郵政省の特定郵便局における勤務時間に関する仲裁裁定の実施に伴うもの千六百二十二、電気通信施設の拡張に伴うもの千三百七十二、郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百六十九人等でありました。これら現業業務の増加に伴う増員がその大半を占めております。その他文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十三人等、必要やむを得ない増員が行われております。減員のおもなるものは、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの三百六十人、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの六十二人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの六十人等とあります。

第二点は、事務の縮小、定員の移しかえ等に若干の時日を必要と

する行政機関につきましても、それらの事情を考慮し、これに必要な定員を経過的に付加することとしたこと等とあります。

本案は、三月九日当委員会に付託され、同十三日政府の説明を聞き、本日質疑を終了し、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(三月三十一日)

○小柳牧衛君 たいだいま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げますと、本法律案の改正の要旨の第一は、現在厚生省の付属機関である未帰還調査部を本省の内部部局に改組し、引揚援護局に未帰還調査部を置くこと、その第二は、現在引揚援護局に置かれていた次長二人のうち一人を減じ、この減じた次長一人を保険局に置くこと、その第三は、本省の付属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務について所要の改正を行うこととあります。なお、これらの改正に伴いまして、国家行政組織法の一部に所要の改正をいたしておるのであります。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、その間、小林厚生大臣及び関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りました

が、その審議において、未帰還者の現状、特に未帰還者の引揚促進と未帰還者留守家族の援護に関する政府の対策及び昭和三十五年を目途とする国民皆保険の普及に関する政府の構想等につきまして質疑応答がありました。その詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論に入りましたところ、野本委員は、「自由民主党を代表して原案に賛成」の旨の発言があり、次いで、本法律案について採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決せられました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げますと、今回の定員の改正は、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行うとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行わんとするものであります。まず、今回の改正による各行政機関の職員の定員の増減を申し上げますと、増員は五千七百八十人であり、減員は千四百人でありまして、差引四千六百七十六人の定員増となり、結局定員の合計は六十四万二千二十八人となるのであります。

今回の定員の改正のうち、増員のおもなるものは、北海道開発庁の篠津地域泥炭地開発事業遂行に伴うもの百人、科学技術庁の新設に伴うもの二百九十三人、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うものが七百八十三人、特許庁の特許の審査事務の増加に伴うもの六十一人、運輸省の航空交通管制業務の引継ぎに伴うもの



厚生省設置法等の一部を改正する法律

が六十人、南極調査船の運航に伴うもの七十六人、郵政省の郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百六十九人、保険料集金事務の増加に伴うもの二百人、電気通信施設の拡張に伴うもの千三百七十二人、特定郵便局における勤務時間に関する仲裁裁定の実施に伴うもの千六百二十二人等でありまして、おおむね現業的業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。また、減員のおもなるものは、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの六十二人、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの三百六十人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの六十人、科学技術庁設置に伴う関係各省庁からの移しかえによる減員二百九十人等であります。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、この間、河野行政管理庁長官及び関係政府委員の出席を求めまして本法律案の審議に当りました。委員会の審議におきまして、内閣委員会が第二十二回会において、常勤労務者及び非常勤職員の処遇についてなした決議の趣旨が、今回の定員法改正に具現されていない点、政府の重要政策の一つである行政機構改革の問題の現状、この行政機構改革の一環として政府が実行せんとしておる各省庁の課の整理に関連する諸問題等につきまして質疑応答がなされました。特に千葉委員より、「定員法のワク外にある常勤労務者及び非常勤職員中、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法上の職員と何ら異なるない者の処遇について、政府の今後の措置」をただしましたところ、河野行政管理庁長官より、「これらの職員の処遇について、すみやかに具体的措置を講ずる必要ありと考へておるので、今後熱意を持って実行す

◎恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (昭三三、三、三一法五一)(参)

一、提案理由(三月二十二日)

○野本品吉君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、提案者を代表いたしましたし、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

公務員の在職年に対する加算制度は、昭和二十八年恩給法の一部を改正する法律によって原則として廃止されましたが、改正前の恩給法第三十八条の四に規定する蒸気機関車の乗務員等のごとく、いわゆる不健康かつ危険な業務に従事する職員の加算制度については、別途措置せられることになっておりましたので、それまでの間、これらの人々については従前の通り加算を認めることに恩給法の改正を行なったのであります。昭和三十一年三月三十一日をもって、その期間が満了いたしましたので、更に一カ年その期間を延長して、これにかわる制度の決定をみるまで、移行による空白を補うための措置をいたそうとするのが本案の要旨であります。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(三月二十八日)

○小柳牧衛君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

る考へである」旨の答弁がありました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、千葉委員より、「本改正案は諸般の問題を含んでおるが、特にその中でも現在定員法のワク外にある職員、すなわち常勤労務者が六万六千六百六十二人、常勤的非常勤職員が約十二万人、合わせて約十八万人の職員が存在することは、政府職員の定員を定めておる定員法に対する国民の判断を誤らせるものであると思ふが、この点については河野行政管理庁長官も率直にこれを認め、近い将来において善処方を言明しておるので、この問題の解決を将来に譲ることとし、本法律案に賛成する」旨の発言があり、次いで本法律案について採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

以上、報告申し上げます。

法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、参議院議員野本品吉君ほか二名の発議による法律案でありまして、この法律案の発議された理由とその内容について御説明いたします。公務員の在職年に対する加算制度は、昭和二十八年法律第五十五号、恩給法の一部を改正する法律によって原則として廃止されたのであります。改正前の恩給法第三十八条の四に規定する蒸気機関車の乗務員等のごとく、いわゆる不健康かつ危険な業務に従事する職員は、通常の業務に従事する職員に比べて永年勤続することがほとんど不可能であるのみならず、多くは短命に終つておるといふ実情でありまして、かかる不健康業務に従事する職員の在職年に対する加算制度については、別途措置せられることになっておりましたので、それまでの間、これらの人々については、従前の通り暫定的に加算を認めることに、今日まで恩給法の改正が行われてきたのであります。昭和三十一年三月三十一日をもってその期間が満了いたしますので、さらにこの期間を一カ年延長して、これにかわるべき制度の決定を見るまでの空白を補うため、暫定措置をいたそうとするのが本法律案の改正の要旨であります。内閣委員会は、昨日委員会を開きまして、本法律案の審議に入りましたところ、千葉委員より質疑及び討論省略の動議が提出せられ、これが成立いたしましたので、直ちに本法律案について採決いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと議決せられました。



恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭三一―法五〇)の委員長報告と一括して掲載)

以上、御報告申し上げます。...

◎離島振興法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三一法五二)

一、提案理由(三月十六日)

○齋藤(憲)政府委員 たいいま議題と相なりました離島振興法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

離島振興法の成立以来、政府は、離島における道路、港湾、漁港、電気導入等の施設に対し、特別の助成を行なつて参りましたが、離島民の日常生活の改善にさらに一歩を進めるため、今回、簡易水道について、特別の助成を行うこととしたのであります。

離島には、一般に、適当な自然水源が乏しいため、簡易水道を布設する必要があるのですが、離島における簡易水道の工事費は、本土に比べて割高であるのが通則であり、しかも離島の経済力がきわめて低いため、問題の解決はなかなか困難であつたのであります。そこで現在簡易水道を布設する事業に対して二割五分以内の国庫補助を行なつておりましたのを、離島につきましては特別に三割五分以内を補助することにいたしたいというのが、この法律案を提案した理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成をいただきますよう切望いたします次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(三月二十七日)

離島振興法の一部を改正する法律

○神田博君 たいいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、離島振興法は、離島の後進性を除去するとともに、島民生活の向上をはかり、国民経済と文化の発展に寄与せしめることを目的として、昭和二十八年七月から施行されましたが、本事業の進展に伴ひまして、離島民の日常生活の改善措置にさらに一歩を進め、簡易水道について特別の助成を行う必要が生じたのであります。すなわち、離島には一般に適当な自然水源が乏しいため、簡易水道を布設する必要があるのですが、その工事費は本土に比べて割高であり、かつ、離島の経済力がきわめて低いため、布設がなかなか困難であります。そこで、簡易水道を布設する事業に対して、現在一般には総工事費の二割五分以内の国庫補助を行なつておりましたのを、離島につきましては、その特殊事情を考慮いたしまして、特別に総工事費の三割五分以内の国庫補助を行う必要があるというのが、本法案の概要でございます。

本法案は、三月十五日本委員会に付託され、翌十六日提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、二十三日討論を省略して直ちに採決に付しました結果、全員一致をもって原案通り可決されました。右、御報告を終わります。

三、参議院地方行政委員長報告(三月三十日)

○松岡平市君 離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、



地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、離島が一般に適当な自然水源に乏しく、簡易水道を施設する必要は切実であるのに、その工事費は本土に比べて割高であるのが通例であり、しかも離島の経済力はきわめて低いという事情にかんがみ、この際、離島における簡易水道施設の整備を促進するため、国は離島振興計画に基づき、新たに簡易水道を布設する市町村に対し、その布設に要する費用の三割五分以内を補助することができると旨を定めるものであります。

地方行政委員会におきましては、三月二十三日、政府側より提案理由の説明を聞いた後、三月二十九日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

一、提案理由(二月十六日)

◎離島振興法の一部を改正する法律

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十日)

◎賠償等特殊債務処理特別会計法

(昭三二、三、三一法五三)

一、提案理由(二月七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三二一法六一)の委員長報告と一括して掲載)

賠償等特殊債務処理特別会計法



◎租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（昭三一、三、三一法五四）

一、提案理由（二月十四日）

（国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭三一―法一六七）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月六日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三一―法五六）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三一―法五六）の委員長報告と一括して掲載）

一、提案理由（二月十日）

◎租税特別措置法等の一部を改正する法律

◎所得税法の一部を改正する法律  
（昭三一、三、三二法五五）（衆）

一、提案理由（三月八日）

○松原喜之次君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

この法律案は、去る六日大蔵委員会において全会一致をもって起草提出いたしました法案であります。

現行法における社会保障制度はきわめて分散的かつ不完全なものであります。しかしながら、主として医療給付及び年金給付等を中心として、一応体系的とおぼしき形態をとって発展してきたものであります。しかしながら、たとえば、家族療養費については、その半額が自己負担といった場合に、医療保障制度においてもなお十分でない点が多々あるのであります。そこで、社会保障制度の実際の運営に当っては、別途、官庁、会社等におきまして、療養費の自己負担部分を軽減ないし免除するような措置を講じている実情と聞いていますのであります。また、地方教職員及び警察職員等にありまして、社会保障制度の完全な形態を希望するため、過去数年來、これが解決策として、条例に基きまして現行法上の社会保障制度に対する補完的共済制度を実施して参ったところもあるのであります。昭和二十七年に社会保障料控除制度の新設がはかられた

所得税法の一部を改正する法律

際、この共済制度についても非課税の恩典が与えられたのでござい  
ます。しかるに、たまたま昭和二十九年に市町村職員共済組合法が  
制定されましたとき、その附則で所得税法の改正が行われ、この非  
課税規定が削除されてしまったのであります。この市町村職員共済  
組合法が制定されました際にも、要するに、この法律の趣旨が、市町  
村の一般職員に対し、他の公務員並みの待遇が確保されるように制  
度的に保障することになりましたので、この法律で保障しようとする  
のと同程度以上の給付をしている既存の市町村の健康保険組合に  
ついては、引き続きその存続を認める経過規定が設けられているの  
であります。従つて、他の公務員並み以上の付加給付が行われてい  
る、こうした健康保険組合の掛金に対し、所得税法上の非課税規定  
が適用されていることは、言うまでもないところであります。しか  
るに、たまたま、このような付加給付が、従来非課税とされていた  
互助組合のような別個の団体で行われていたものにつきましては、  
非課税の恩典が剝奪されるに至つたものであり、いろいろ事情も  
あつたかもしれませんが、不合理と言わざるを得ないのでありま  
す。

以上述べましたような理由及び経緯にかんがみまして、条例によ  
り地方公共団体がその職員に關し実施する共済制度に基き職員が負  
担する費用について、健康保険法による保険に類する業務をなすこ  
とを主たる目的とするものに限り、この際非課税とする必要がある  
と考えまして、本法律案を提出した次第であります。

なお、この改正により、約六千万円の減収を生ずることになりま



所得税法の一部を改正する法律

すので、大蔵委員会におきましては、この法律案を決定するに際し  
まして、衆議院規則第四十八条の二の規定により政府に対し意見を  
求めましたところ、政府においては、やむを得ない旨の意見を開陳  
せられました。

以上がこの法律案の提出理由並びにその内容の概略であります。  
何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望いたす次第でありま  
す。

次に、ただいまあわせて議題となりました昭和二十八年度、昭和  
二十九年度及び昭和三十一年度における国債整理基金に充てるべき資  
金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、大  
蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年度以降昭和三十一年度までの間に  
ましては、国債の元金償還に充てるための一般会計から国債整理基  
金特別会計に繰り入れるべき金額は、前年度の歳入歳出の決算上  
の剰余金の二分の一相当額のみにとどめ、前年度首国債総額の一  
分の百十六の三分の一相当額の繰り入れはこれを停止するという特  
別措置がとられ、また、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の旧特  
別会計当時の公債及び借入金は、公社の発足の際一般会計の負担に  
帰属せしめ、そのかわり公社は同額の債務を政府に対して負うこと  
としたし、その元利金の支払いについては、二十八年度以降は、一  
般会計を経由することなく、直接国債整理基金特別会計に繰り入れ  
るといふ特別の措置が講ぜられたのであります。昭和三十一年度  
におきましても、経理の簡素化をはかるため、引き続き前年度と同

◎所得税法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法五六)

一、提案理由(二月七日)

○山手政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正  
する法律案外八法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

最初に所得税法の一部を改正する法律案について提案の理由を説  
明いたします。

政府は、国税及び地方税を通じて、わが国の最近の諸情勢に即応  
すべき合理的な租税制度を確立するために、昨年八月以来内閣に臨  
時税制調査会を設けて、税制改正の諸方策について鋭意検討を加え  
ておりますが、租税制度の全般的改革は、その影響するところも広  
く、内容も複雑でありますので、なお慎重に研究を続け、昭和三十  
二年度においてこれを実行に移したいと考えております。従いまし  
て、所得税につきましても、その全面的な改正は、昭和三十二年  
度においてこれを行うことを目途としておりますが、最近の所得税負  
担の状況に顧みずと、給与所得者の負担が他の所得者の負担に比  
べて特に重いと認められますので、この点における不均衡の是正  
は、全般的税制改正に先だつて、昭和三十一年度において行うこと  
が適当であると考えられます。

以上のような見地から、今回、給与所得控除の額を引き上げて、  
給与所得者の負担を軽減することといたしました。すなわち、現在

所得税法の一部を改正する法律

様の特例措置を講ずることといたそうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る六日質疑を打ち切り、討  
論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって  
原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

二、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二一法五六)の委員長報告と  
一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

給与所得の収入金額から、その百分の十五に相当する金額、最高六  
万円を控除することといたしておりますのを、今回、給与所得の収  
入金額の百分の二十に相当する金額、最高八万円を控除するよう  
に改めることとしたのであります。ただ、昭和三十一年におきまして  
は、財源との関連を考慮し、給与所得の収入金額の百分の十七・五  
に相当する金額、最高七万円を控除することといたしております。  
なお、給与所得に対する源泉徴収につきましては、本年七月一日以  
降の支給にかかる給与から、平年度計算による改正後の控除を用い  
て、これを行うこととしております。

この措置によりまして、給与所得者の税負担は、相当軽減される  
こととなります。たとえ、月収一万円の独身者は、現在の百九十  
九円の負担が百二十四円になって、三割二分の減税となり、月収二  
万円の夫婦者は、現在の千七百四十四円の負担が八百七十四円になっ  
て、一割八分余の減税となり、月収三万円の夫婦及び子供三人の者は、  
現在の千七百四十九円の負担が千三百七十四円になって二割一分余  
の減税となります。また、夫婦及び子供三人のいわゆる標準世帯の  
給与所得者は、現在年収二十三万一千円程度以下の場合には所得税が  
かからないのであります。今回の改正によりまして、平年度にお  
きましては、年収二十四万六千円程度以下の場合に所得税がかから  
ないこととなるのであります。いわゆる平均月収二万円まで非課  
税ということが、今回の改正によって実現されることとなるのであ  
ります。

以上申し述べました改正によって、本年度、所得税において、約



百五十億円の減収が見込まれるのでありますが、その財源に充てるため、法人税について、交際費の損金不算入措置の範囲の拡大及び退職給付引当金の積み立て限度額の制限等の改正を行い、また、砂糖に対する関税の税率を引き上げる等の措置をとることとし、これに必要な法律案は、別途提出する予定であります。

次に、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めている価格表の一部を改正するものであります。

その概要を申し上げますと、次の通りであります。

まず、両切り紙巻たばこ富士及びピースの最高価格を昭和三十一年三月一日からそれぞれ十本当り五十円及び四十円に引き下げるとともに、昭和三十一年四月一日から新たに両切り紙巻たばこいこいを発売することとし、その最高価格を十本当り二十五円に、決定しようとするものであります。これは、最近における製造たばこの売れ行き不振の状況にかんがみまして、価格体系の修正と最近の嗜好に即応した新製品の発売とにより、製造たばこの売れ行きを増進し、財政収入の確保をはからうとするものであります。

次に、日本専売公社が昭和三十年十月一日から試製品として販売している両切り紙巻たばこパールにつきましては、発売後の販売状況にかんがみまして、今回正式に価格表に追加することとしたしました。

第四に、その他この会計の設置及び運営等に関し必要な事項を規定いたしましたこととしております。

なお、この会計の設置に伴う経過措置といたしまして、従来一般会計において賠償等特殊債務処理のために充てられていた賠償等特殊債務処理費等の昭和三十年度末における支出残額に相当する金額は、昭和三十一年度において、この会計の歳入に繰り入れることとし、賠償等特殊債務処理の円滑化をはかることといたしてしております。

次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十四年度におきまして、政府が日本国有鉄道に対し、その歳入不足を補てんするため貸し付けた貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限は、本年三月一日に到来することとなつておりますが、現在の日本国有鉄道の財政状況からいましては、期限までには償還の見込みが立ちがたい実情にございます。これにつきましては、経営の合理化等による国鉄財政再建の対策も逐次講ぜられることでもあり、その結果を待つて措置を講ずるのが適当であると考えられますので、今回は、さしあたりその償還期限を昭和三十一年四月三十日まで延期しようとするものでございます。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

所得税法の一部を改正する法律

次に、賠償等特殊債務処理特別会計法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

平和の回復に伴いまして、賠償や連合国財産の補償その他の対外特殊債務の処理は、逐次その進捗を見つつあるのであります。特に賠償につきましては、昨年ビルマとの間に実施取りきめの締結を見るに至り、さらにその他の旧連合国との間におきましても、外交交渉等の進展等に応じ、その処理の進捗がはかられている状況であります。政府におきましては、このような状況にかんがみまして、これらの賠償等特殊債務の処理に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、賠償等特殊債務処理特別会計を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この会計におきまして処理いたします賠償等特殊債務とは、賠償、連合国財産の補償その他戦争の遂行の結果または戦争の遂行もしくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務でございます。

第二に、この会計の歳入歳出については、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び付属諸費をもつてその歳出とすることといたしておるのであります。

第三に、この会計の毎会計年度の支出残額は順次翌年度に繰り越して使用することができることとし、また毎会計年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることといたしておるのでございます。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月二十八日に設立されて以来プラント輸出を中心とする輸出入金融を行い、わが国貿易の振興に格段の寄与をいたして参つておりますことは、御承知の通りであります。

特に昭和二十八年度下期以降プラント輸出が急激に伸張した結果、その業務活動はますます活発となり、昨年十二月末における日本輸出入銀行の融資残高は、三百九十二億円に達しておるのであります。なお東南アジアを初めとして海外からのプラント輸出等の引き合は、現在すでに相当の額に上つてはいるほか、賠償及び経済協力関係の融資業務も行うことが予定されており、日本輸出入銀行の融資を必要とする事案は、ますますふえる見通しであります。

現在日本輸出入銀行の資本金は、三百五十億円と日本輸出入銀行法に規定されておるのでございます。これは、昭和三十年度予算において産業投資特別会計からの日本輸出入銀行への出資が百四十億円と予定されたため、第二十二特別国会で法律の改正をいたし、資本金を二百十億円から三百五十億円に増額した結果でございます。しかしながら、昭和三十年度におきましては、その出資額は百三十億円にとどまる見込みであり、従つて、同年度末の日本輸出入銀行の出資額は三百四十億円となる見込みでございます。

一方昭和三十一年度における日本輸出入銀行の融資見込額といたしましては、年度内融資五百四十八億円、年度末融資残高見込み七百四十二億円と推算いたしておりますが、現在の日本輸出入銀行の資金量をもつてしては、これだけの業務を行うためには当然不足を



来たしますので、昭和三十一年度中に新たに産業投資特別会計から四十八億円、資金運用部から百九十七億円、合計二百四十五億円の資金を供給することといたしたのであります。このうち産業投資特別会計からの四十八億円は、同特別会計からの出資金として予定しておりますが、さきに申し上げましたように、昭和三十一年度における同行への出資が予定よりも十億円少くなる見込みでありますので、この十億円を差し引きしました三十八億円だけその資本金を増加して三百八十八億円といたしたのでございます。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における砂糖類の取引の实情に即するよう、砂糖消費税の徴収方法その他の制度につきまして所要の改正を行うものとしてございまして、

以下、改正の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、現行の砂糖消費税法におきましては、原則として、砂糖消費税は、砂糖類を製造場から移出し、または保税地域から引き取る際に徴収することとし、その砂糖消費税額に相当する担保の提供があつた場合には、三カ月以内その徴収を猶予することができるとなっておりますが、砂糖類の取引決済の状況を勘案して現在では徴収猶予を二カ月間認めるといたしております。

しかしながら、砂糖類の移出または引き取りと砂糖消費税の徴収との現行の間隔は、さらに短縮することが適当と認められず、また一方、昨年における砂糖消費税法の全文改正に当りまして、従

来の引き取り課税制度を移出課税制度に改めました経緯もございまして、この際砂糖消費税の徴収方法を改めて、同じく移出課税制度をとっている他の間接税、たとえば酒税の徴収と同様にすることといたしております。

すなわち、製造場から移出する砂糖類に対する砂糖消費税につきましては移出の月の翌月末日までに、保税地域から引き取る砂糖類につきましてはその引き取る際に徴収することとするともに、その砂糖消費税額に相当する担保の提供があつた場合には、一カ月以内その徴収を猶予することができることとしていたしております。なお、この徴収猶予につきましては、さきに述べました最近における砂糖類の取引の实情に顧み、当分の間は、保税地域から引き取る砂糖類を除き、これを適用しないこととしております。また、この措置によりまして、昭和三十一年度における砂糖消費税は、十三カ月分の収入が予定されておるのでございまして、

次に、主として農家で製造される黒砂糖等の第一種甲類の砂糖につきましては、その製造場が小規模であり、かつ、きわめて多数である関係上、納税者側も税務署側も多大の手数を要する実情にありまので、その製造者が所定の手続により集荷機関である協同組合等に委託してこれを製造場から移出する場合には、その受託者を納税義務者とするものとして、これらの事務手続の簡素化をはかるようとするものとしてございまして、

その他国の買い上げにかかるてん菜糖に対する砂糖消費税の徴収の便宜をはかるため、未納税移出または未納税引き取り先におい

て、それが譲渡された場合には、その譲受人を納税義務者とするものとす等、所要の規定の整備をはかることといたしておるのであります。

次に、関税込率法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、砂糖等に対する関税率を従来の従価税率から従量税率に改めるとともに、その税率を引き上げて関税収入の増加をはかり、あわせてテンサイ糖等の国内生産の保護に資することを目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

砂糖及びこれに直接関連する氷砂糖、糖みつ等の関税率は、従来すべて従価税率となつていたのでありますが、これらの品目につきましては、その性状及び輸入価格の特質にかんがみまして、課税の一その適正化に資するため、その税率を従量税率に改めることとしていたしております。

また、砂糖に対する関税率は、現在原料糖につきましては従価二割、これは一キログラムにつき七円六十二銭程度に当るのでありますが、これを一キログラムにつき十四円に、精製糖につきましては現在の従価三割五分、これは一キログラムにつき十七円一銭程度であります。これを一キログラムにつき二十四円に、それぞれ引き上げ、これに伴つて、氷砂糖、糖みつ等についても若干ずつ税率を引き上げることとしていたしております。

この措置によりまして、昭和三十一年度の関税収入において約六

十二億円の増徴が見込まれるのであります。

次に、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外八法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

○松原喜之次君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外五法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、政府の説明によれば、最近の所得税負担の状況に顧み、給与所得者の負担が他の所得者の負担に比べて特に重いと認められますので、全般的税制改正に先だつて、昭和三十一年度よりこの点に関する是正を行うようにならうとするものであります。すなわち、給与所得控除は現在百分の十五、最高六万円といたしておりますが、これを、今回百分の二十、最高八万円に改めることといたしておるのであります。ただし、昭和三十一年度に限り、財源との関連を考慮し、七月一日からこれを実施することといたしまして、給与所得の百分の十七・五に相当する金額、最高七万円を控除することといたしております。この措置によりまして、夫婦及び子供三人のいわゆる標準世帯の給与所得者は、現在年収二十三万一千円以下



の場合に所得税がかからないのでありますが、今回の改正によりまして、平年度におきましては年収二十四万六千円以下の場合に所得税がかからないこととなるのであります。なお、以上の改正によりまして、本年度所得税において約百五十億円の減収が見込まれるのであります。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案について、おもな内容は次の諸点であります。第一点は、第一種甲類の砂糖、すなわち、たる入れ黒糖等の製造者が、農業協同組合等の他人に委託して製造場から移出する場合には、その受託者を第一種甲類の砂糖の製造者とみなして、徴税の簡素化をはかろうというのであります。第二点は、砂糖消費税の納期を、現行法では移出した日となつてゐるのを、移出した月の翌月末日に改めるとともに、徴収猶予をなし得る期間を、現行法では三カ月以内となつてゐるのを、一カ月以内に短縮しようというのであります。第三点は、国の買い上げにかかるテンサイ糖に対する砂糖消費税の徴収の便宜をはかるため、所要の規定の整備を行うこととしようというのであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、関税率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

航空事業育成等の見地から、本年三月三十一日まで揮発油税及び地方道路税が免除されてゐるのでありますが、今後なおこの免除措置を継続する必要があると認められますので、昭和三十四年三月三十一日までその免税期間を延長することとしてゐるのであります。

第二に、有価証券取引税法につきましては、公債、社債及び貸付信託の受益証券の譲渡にかかる有価証券取引税は、現在、証券業者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の三、その他の者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の七の税率により課することとなつてゐるのでありますが、公社債流通市場の再開も予定されますので、この際、公社債等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率について、これをそれぞれ万分の一及び万分の三に引き下げることにしてゐるのであります。

最後に、登録税法については、規定の整備を行い、また、長期信用銀行法により発行される債券で償還期限が三年をこえるものの登録税は、現行法上千分の四となつてゐるのでありますが、その債券の性質に顧み、千分の三の軽減税率を適用しようとしてゐるのであります。

以上二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、直ちに討論に入りましたところ、横山委員は社会党を代表し、石野委員は小会派クラブを代表し、それぞれ反対の旨討論せられました。

次いで、採決いたしましたところ、いずれも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

所得税法の一部を改正する法律

本法律案の内容は、砂糖及びこれに直接関連する氷砂糖、糖みつ等の関税率は、従来すべて従価税率となつていたものでありますが、課税の一その適正化に資するため、今回これを従量税率に改め、その税率を引き上げようとしてあります。これにより、砂糖に対する関税率は、現在原料糖につきましては一キログラムにつき七円六十二銭程度に当るものが一キログラムにつき十四円に、また精製糖につきましては、一キログラム十七円一銭程度から一キログラムにつき二十四円に、それぞれ引き上げられ、それに伴つて、氷砂糖、糖みつ等についても若干ずつ税率を引き上げることとしてゐるのであります。この措置によりまして、昭和三十一年度の関税収入において約六十二億円の増徴が見込まれるのであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、租税特別措置法、有価証券取引税法及び登録税法について、それぞれ、その一部を改正しようというのであります。

まず第一に、租税特別措置法につきましては、法人の支出する交際費等について、損金不算入の措置を拡大しようというのであります。すなわち、現行法では、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額または当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて算出した金額のうち、いずれか多額の金額をこえる場合に、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないこととしてゐるのでありますが、今回の改正で、その超過額の全額を損金に算入しないこととしてゐるのであります。次に、航空燃料用の揮発油については、

次に、大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和二十九年に廃止された旧政府の契約の特例に関する法律の廃止前に締結された特定契約については、経過措置として、同法の規定はなお効力を有するものとされてゐたのでありますが、現在特定契約に関する事務が終了したのでに伴ひまして、旧政府の契約の特例に関する法律に規定する政府による支払い金額の指定、相手方に対する政府の検査等の事務を行う必要がなくなりまして、今この経過措置を廃止するとともに、あわせて指定金額について改定の申請があつた場合の政府の諮問機関である特定契約審査会を大蔵省の付属機関から削除するため、大蔵省設置法を改正いたそうとするのであります。

最後に、在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

この法律案は、在外公館等借入金返済の準備に関する法律に基き、借入金を表示する現地通貨の評価等一切の事務は、すでに終了いたしておきますので、今回これを廃止し、なお、これに伴つて、大蔵省設置法を改正して、大蔵省の付属機関のうち、在外公館等借入金評価審査会の項を削除しようとするのであります。

以上の二法律案につきましては、審議の結果、去る三日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。



### 三、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

○岡崎眞一君 たいま議題となりました六法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、所得税法の一部を改正する法律案(閣法第八号)について申し上げます。

政府は、最近の諸情勢に即応すべき合理的な租税制度を確立し、その全面的改革を昭和三十二年より実施する見地より昨年八月臨時税制調査会を設置し、目下鋭意検討中でありますが、昨年十二月発表の中間答申において、給与所得者の負担が他の所得者に比べて特に重いと認められるので、この不均衡の是正だけはあとう限り昭和三十一年度において行うことが望ましいという趣旨の答申があり、本案はこの答申を尊重し、本年度において給与所得者の税負担を軽減するため所要の改正措置を講じようとするものであります。次に、本案の内容について申し上げますと、給与所得控除額を引き上げるため、控除率を現行の一割五分から二割にすることも、最高限度額を現行の六万円から八万円に改めようとするものでもあります。また、本年度は財源の關係上、実施時期が七月一日となっておりますので、控除率は一割七分五厘、最高限度額は七万円といたしております。この軽減措置によりまして、給与所得者の税負担は相当程度軽減されることになり、たとえば、夫婦子供三人のいわゆる標準世帯の場合で申しますと、その課税最低限は、現在の年収二十三万一千二百五十円が、本年度二十三万八千七百十円、平

年度で二十四万六千六百六十七円となり、平均月収二万円までは非課税となるわけであります。なお給与所得に対する源泉徴収については、本年七月一日以降、平年度計算による改正後の控除を用いて行われることになっておりますが、年の途中で死亡したり、または出国したりする者の準確定申告について、納税者の便宜をはかるため、本法の施行は四月一日にいたしております。さらにまた、この軽減措置による減収額約百五十億円は、別途提出の租税特別措置法等の一部を改正する法律案等に規定されておる交際費の損金不算入措置の範囲を拡大し、退職給与引当金の積立限度額の制限及び砂糖消費税率を引き上げる措置による増収分をもって充当することとしたしております。

本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知願いたいと存じます。討論に入りましたところが、岡委員より、「今回の減税措置はおそきに失した感を受け、少くとも四月一日から実施すべきであり、依然不満な点が少くないから、三十二年の本格的な税制改正の際には控除率を二五％に引き上げることが望ましい。また財源の捻出方法についても必ずしもふさわしい内容を持っていないから、今後十分検討し、給与所得者の納得する方向において善処されたい」との要望を付して賛成意見が述べられ、続いて土田委員より、「中堅所得階級の安定をはかる意味から、最高限度額を十万円にすべきであり、同時に減税の恩典が少い中小企業者に対しても特別の配慮が望ましい。また今回財源として交際費、退職給与引当金等が対象と

なつておるが、資本蓄積不要化の懸念、中小企業への悪影響等を考慮すれば必ずしも妥当なものとは思われない。さらにまた、退職引当金措置のごとく巨額な増収分が、法律によらず政令で処理されていることは適当でないから善処されたい」との要望を付して賛成意見が述べられました。最後に木村委員より、「現在の税制は資本蓄積に重点が置かれ過ぎており、公平の原則から見ると不均衡の面が多く、特に租税特別措置法により、大法人に有利な税制が行われていることは適当でなく、根本的な改正を要する。また、給与所得者に対する軽減措置は不十分であり、とりあえず控除率を二五％、最高限度額を十万円に引き上げ、本年の四月一日から実施すべきである。さらに減税の恩典を受け得ない貧困階級にとっては、間接税の引き上げによって、かえつて税負担が加重せられ、今回の減税措置は、家計の影響を考慮すれば、名目的な減税にすぎない」との反対意見が述べられ、かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、租税特別措置法、有価証券取引税法及び登録税法について所要の改正を行おうとするものであります。

以下、おもなる改正点について申し上げますと、第一点は、租税特別措置法に規定してあります法人の交際費等について、損金不算入措置を拡大するとともに、航空機の燃料用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税措置が、本年三月末日をもって終了する

所得税法の一部を改正する法律

こととなつておりますので、航空機事業育成等の見地から、免税期間を今後三年間、すなわち昭和三十四年三月末日まで延長するものであります。交際費の損金不算入の規定は、御承知のごとく、法人の交際費等の経費を抑制するための目的で、昭和二十九年四月一日から、三年間を限つて、資本金五百万円以上の法人等が各事業年度に支出した交際費等の金額が、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額と、取引金額に一定割合を乗じて算出した金額のうち、いずれか多い金額をこえた場合には、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないこととしてありますのを、今回その超過額全額について損金不算入の措置を講ずることとしております。

第二点は、有価証券取引税についての改正でありまして、本年四月一日より公社債市場の再開が予定されておりますに伴い、公社債等の譲渡にかかわる有価証券取引税の税率を引き下げるため、現在証券業者を譲渡者とする場合の課税率万分の三、その他の者を譲渡者とする場合の課税率万分の七を、それぞれ万分の一及び万分の三に引き下げております。

第三点は、登録税法についての改正を行おうとするものであります。すなわち昨年十一月ころより償還期限五年の長期信用銀行債券が発行されておりますことに伴ひまして、この際、社債の払い込みについての規定のうち、戦前の興業債券、勸業債券等を整理するとともに、長期信用銀行債券で、償還期限が三年をこえるものについては、千分の三の軽減税率を適用することといたしております。なお、交際費課税の改正による増収見込額は約十億円、航空機用



揮発油の免税措置によつて約九億五千万円、有価証券取引税の改正によつて約二千万円、それぞれ減収が見込まれております。

本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知願いたいと存じます。

討論に入りましたところ、岡委員より、「航空機用揮発油、有価証券取引税、登録税の改正措置については賛成であるが、交際費の損金不算入措置の基準額について、何らの改正が行われなかつたこととは不満であり、また本法に規定するものの取捨選択についても問題があり、抜本的にはその全廃が望ましい」との反対意見が述べられ、ついで木村委員より、「本案の内容を見ると、相互に関連のない事項が一緒に提出されており、提出の仕方が不親切であり、矛盾している。また交際費の改正措置についても、岡委員と同様な見解に立つて徹底的な措置をとるべきである」との反対意見が述べられ、かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における砂糖取引の实情にかんがみ、砂糖消費税の納期限を改めるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以下、主なる改正点について簡単に申し上げます。  
第一点は、納期を変更することでありまして、現行法においては、製造場から移出する際、砂糖消費税を徴収することとし、別に

たいと存じます。

討論に入りましたところ、岡委員から、「砂糖関税の引き上げは、最終的には消費者に転嫁され、本案は、その法的根拠を確立したことになる、また砂糖専売制度の実施、もしくは政府の保有砂糖をもつて、財源の確保、価格の安定等をはかるべきである」との反対意見が述べられ、ついで木村委員より、「租税対策は単に直接税より間接税への移行をもつては、根本的な打開策とはならず、防衛関係費等を削減して歳出規模を縮小することが前提でなければならぬこと、砂糖会社の不当利潤を吸い上げる構想をやめて、関税引き上げにおきかえたことは、不明朗なものを感じること、給与所得者に対する減税も、他方砂糖の値上りを考える場合、見せかけの減税であり、政府の施策は首尾一貫していない」との反対意見が述べられ、かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、関税収入の増加をはかるため、砂糖等の関税率を相当程度引き上げるほか、最近輸入価格が安定しつつある実情にかんがみ、カン詰等の糖みつを除いた砂糖等について、現行の従価税率を従量税率に改めようとするものであります。すなわち現在従価二割の原料糖を従量で換算いたしますと、一キログラム、七円六十二銭に相当するものであります。これを十四円に引き上げるとともに、精製糖については、現在の従価三割五分、換算して一キログラ

税相当額の担保を提供する場合には、三カ月以内徴収を猶予する規定を設けておりますが、通達によつて現在は二カ月間の徴収猶予が認められております。しかし砂糖取引の決済状況や酒税法等、ほかの間接税の納付制度に徴しても、この際、徴収期間を短縮することが適当と思われまので、保税地域から引き取る場合を除き、製造場から移出する砂糖類に対する課税は、移出の月の翌月末日までに徴収するとともに、課税相当額の担保の提供があつた場合には、一カ月以内徴収猶予することができるとしております。もつともこの徴収猶予の規定につきましては、当分の間適用しないこととしておりますから、実質的には半カ月間程度の短縮が行われることとなります。

第二点は、農家で製造される黒砂糖等については、小規模な製造者が多数あります関係上、納税者、徴収者双方とも煩雑な手数を要する実情であり、今回製造者が集荷機関である協同組合等に委託して製造場から移出する場合には、従前通り、受託者である協同組合等を納税義務者とするによつて、事務手続の簡素化をはかるものであります。

このほか、国の買上げるテンサイ糖についても、納税制度の合理化をはかる措置を講じております。

なお、納税期限を短縮する措置によりまして、昭和三十一年度の砂糖消費税は十三カ月分の収入が計上されることにより、約四十億円の増収が見込まれております。本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知を願います。

ム当り十七円一銭のものを二十四円に、氷砂糖については、従価三割五分を換算して一キログラム当り二十五円九十銭のものを三十六円に、それぞれ引き上げ、また糖みつについても若干の引き上げを行なつております。

なお、この措置によりまして、昭和三十一年度の関税収入は、約六十二億円の増収が見込まれております。本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了して討論に入りましたところ、岡委員から、「砂糖メーカーは酒造業者に比較して金繰りは楽であるから、さらに納期を一カ月程度に短縮することが望ましい、また黒糖生産者についても何らかの救済措置を講ずべきである」との反対意見が述べられ、ついで木村委員より、「砂糖メーカーが徴収を猶予されている資金は一カ月に約四十億の巨額に達し、他の業種に比べて特典を与え過ぎており、今回納期が平均四十五日に短縮されても、依然として不当に徴収期間が長過ぎる」との反対意見が述べられ、かくて採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案（衆第十二号）について申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長松原喜之次君の提出にかかるともであります。

現在、地方教職員及び警察職員等は、条例に基いて互助組合を組織して、家族療養費に対する補完的な共済制度を実施し、これら組合員の掛金に対しては、従前より所得税法の規定する社会保険料控



除の適用を受けていたのが、昭和二十九年に制定された市町村職員共済組合法の附則において除外措置がとられ、この結果、昭和三十年度以降においては課税せらるることとなつていたものであります。租税原則の立場から申しますと、かような付加給付にまで適用させることは異論のあるところでありましたが、今日の社会保障制度の実施状況にかんがみまして、多少とも社会保障制度の強化に資せしめる意味においても、この際、条例により、地方公共団体がその職員に実施する共済制度に基き職員が負担する費用については、保険給付を主目的とするものに限りに、社会保険料控除の適用を受け得る措置を講じようとするものであります。なお、この措置による減収額が約六千万円が見込まれております。本案の審議の詳細につきましては、速記録によつて御承知を願ひたいと思ひます。

かくて採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。最後に、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年から昭和三十年までの間においては、国債の元金償還のための資金を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる場合、その繰り入れ額は、特別会計法の規定によらないで、財政法の規定によつて前々年度の剰余金の二分の一相当額とするこゝと、また日本国有鉄道及び日本電信電話公社が、その発足当時に政

府に対して負うこととなつた債務の償還元利金は、直接、国債整理基金特別会計に受け入れ、一般会計から償還資金の繰り入れがあつたものとみなすという、二つの特例措置がとられてきたのであります。本案は、国債償還の方法を目下検討中であつて、いまだ結論を得ていないため、経理の簡素化をはかるために、この特例措置を引き続き三十一年度においても講じようとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知を願ひます。質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ◎関稅定率法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法五七)

#### 一、提案理由(二月七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六)の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

大蔵委員報告(三月二十日)

大蔵委員報告(三月二十日)

大蔵委員報告(三月二十四日)

大蔵委員報告(三月二十五日)

大蔵委員報告(三月二十五日)

関稅定率法の一部を改正する法律



◎関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一  
部を改正する法律 (昭三三、三、三二法五八)

一、提案理由(二月十四日)

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭三二―法一六七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法三二九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月三十日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法三二九)の委員長報告と一括して掲載)

一、提案理由(二月七日)

(砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭三二―法五九)の提案理由と一括して掲載)

◎砂糖消費税法の一部を改正する法律

(昭三二、三、三二法五九)

一、提案理由(二月七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二―法五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月六日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十四日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三二―法五六)の委員長報告と一括して掲載)

一、提案理由(二月七日)

(高圧ガス取締法の二箇条を改正する法律(昭三二―法五八)の提案理由と一括して掲載)

砂糖消費税法の一部を改正する法律



## ◎高圧ガス取締法の一部を改正する法律

(昭三一、四、一法六〇)

### 一、提案理由(二月九日)

○政府委員(川野芳満君) 本日ここに、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

現行高圧ガス取締法が施行されましたのは、昭和二十六年でありまして、最近になって高圧ガス工業の進歩発展にみるべきものがあり新しい種類の高圧ガスが出回って参りましたので、この事態に対応して、これに対する規制を強化充実する必要があると見られます。これがこの改正法案を提出しました第一の理由でございます。

また、現行法を数年間運用して参りました経験に徴するに二、三の規定について、従来よりも一段と保安上の目的を達成するため、規定を改善、整備することが必要であると認められるのであります。これがこの改正法律案を提出いたしました第二の理由であります。

この法律案のおもな改正点を簡単に御説明いたしますと、  
第一に、液化酸素の消費について、危害防止に関する技術上の基準の整備をはかり、この基準に適合しておられない場合には、基準に適合させるための命令を出し得るようになるとともに、液化酸素を

消費する者に事業の開始とか、その施設の変更とかの場合に、届出義務を課して、監督上の建前を確立することがあげられるのであります。

第二に、液化酸素の消費と高圧ガスの販売につきましては、相当多量の高圧ガスを取扱っている場合とか、最近急速に伸びておりますプロパンのような危険な高圧ガスを取扱っている場合には、災害の発生を防止するために、現場監督に相当する取扱主任者を十分な知識経験を持つ者のうちから選任して、これに保安上の一切の責任を課することが指摘されるのであります。

第三に、高圧ガスを充填する容器に対する現行の表示義務を拡張強化することが取りあげられております。これは、容器に充填して差しかえない高圧ガスの種類を、その容器に明瞭に色分けして表示をさせる義務が、従来は容器の製造直後一回だけに限定せられていたのを改めて、その表示が使用期間中に消滅した場合にも、義務を拡張させるものであります。

以上の改正のほか、昭和二十六年に定められて今日に至っております各種の手数料の金額を、その後の物価の変動に応じてこれを調整改訂するための改正とか、高圧ガス保安審議会の委員の任期を現行の六カ月から二年に延長するといった改正がありますが、主要な改正点につきましては、以上の三点をあげることができるのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第でございます。

### 二、参議院商工委員長報告(三月五日)

○三輪貞治君 たいだいま議題となりました高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

御承知の通り高圧ガス取締法は、昭和二十六年に制定されたものであります。最近、高圧ガス工業の発展がいちじるしく、新しい種類の高圧ガスが出回るようになって参りました。特に災害発生の危険度が増大しておりますので、その消費規制を強化する必要があると見られます。これがこの改正法律案を提出いたしました第一の理由でございます。

改正の要点を申し上げますと、第一に、昨年あたりから製鉄や造船方面で使用量が增大しております液化酸素に関しまして、特に取り扱いを厳重にするため、その消費の施設や消費の方法などの規制を強化せんとしております。第二に、プロパンガスを含まれた一般高圧ガスの販売業者並びに液化酸素の消費者に対しまして、いはば現場監督に相当する取扱主任者を選任せしめ、これに保安上の責任を持たせるようにしたことでありまして、第三に、高圧ガスを充てんするボンベなどの容器に関しまして、その色彩別による表示の義務を徹底せしめるようにしたことでありまして、最後に、現行法の施行時である昭和二十六年末以降の物価の変動に応じて、各種の手数料を約二割ないし三割引き上げることについていたしております。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律

以上が本改正の要点でありまして、本委員会では、審議に際して慎重を期するため、特に実地視察等も行い、質疑を重ねました。その詳細につきましては速記録をごらんのお願いを申し上げます。

次いで討論に入りましたところ、まず阿具根委員より、次の希望条件を付して賛成意見が述べられました。

第一に、政府は物価の値上りを理由として、手数料を引上げることににより、需要者の負担を増大せしめぬように行政的に措置すべきである。第二に、プロパンガスの家庭使用につき、将来都市ガスとの競合の場面が多くなるから、その調整を深く考慮すべきであるということである。次に、河野委員よりも、プロパンガスに関しては事前の危険防止だけでなく、今後大衆が使用しやすいように価格の面でも配慮すべきであるという希望条件をつけて、同様に賛成意見が開陳されました。かくして採決に入りましたが、本改正法案は、全会一致をもちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告いたします。

### 三、衆議院商工委員長報告(三月八日)

(中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一―法二九)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一法六一)

#### 一、提案理由(二月二十四日)

○山手政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由を説明申し上げます。

最初に租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、日本に住所を有しないが、日本に一年以上居住している者、すなわちいわゆる居住外国人の所得税について従来設けられておりました特別措置の適用期間が昨年末をもって満了したのに伴いまして、その税負担の急増を避けるために、暫定的な経過措置を講じようとするものであります。

終戦後当分の間は、当時の連合国軍最高司令官の覚書によりまして、外国人がドルやポンドのような円以外の通貨で合法的に取得した所得につきましては、所得税を課税することができないこととなっていたのであります。昭和二十五年五月二十七日付の覚書により、それ以後は、このような外国人の非円所得についても所得税を課税することができるようになりました。その際、いわゆる居住外国人につきまして、以下に申し述べるといふ二つの特別措置が講ぜられ、その税負担を軽減することとされておりましたのであります。すなわち、特別措置の一つは、通常半額課税の特例と呼ばれてい

たものでありまして、指定重要産業を営む法人が招聘した技術者、銀行保険等の特定事業を営む法人の従業員、新制高校以上の学校の教員、牧師等の給与所得につきまして、その収入の半額、最高三百五十万円を非課税とし、また、弁護士業、公認会計士業等の特定の事業を営む個人の事業所得につきましても、その半額、最高三百五十万円を非課税としていたものであります。

いま一つの特別措置は、国内払い課税方式とも呼ぶべきものであります。居住外国人の給与所得または退職所得につきましては、日本国内で支払われた額と日本へ送金された額との合計額のみについて所得税を課することとし、ただ、その額が日本における生計費相当額に達しないときは、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分をも課税対象に取り入れることとしていたものであります。以上申し述べました二つの特別措置は、いずれも昭和三十年末をもってその適用期間が満了したのであります。この際何らの措置をも講じないままにしておきますと、居住外国人の税負担は一挙に急増することとなりますので、暫定的に経過措置を設け、経過措置の満了を待って本来の課税に復することが最も適当であると考えまして、今回この法律案を提出した次第であります。

この法律案におきましては、まず、従来ありました二つの措置のうち、半額課税の特例は、昭和三十一年分以降は廃止することとしておりますが、いわゆる国内払い課税方式につきましては、その一部に次のような所要の改正を加えまして、昭和三十五年まで暫定的にこれを存置することといたしております。

すなわち、第一に、従来の国内払い課税方式という特別措置は、居住外国人の給与所得及び退職所得の全部について適用されてきたのであります。今回、その適用対象を、居住外国人が支払いを受ける給与所得のうち、日本経済の健全な発展に資する事業として大蔵大臣の指定するものを営む法人等から支払いを受けるもの、大蔵大臣の指定する国際文化団体などから支払いを受けるもの、新制高校以上の学校の教員として、あるいは牧師として支払いを受けるもの等、日本の経済文化の向上に役立つと思われる特定のものに限定することといたしております。

第二に、昭和三十三年以降におきましては、このような給与のうち国内払い額と送金額との合計額が、その給与に一定の割合を乗じて得た金額に満たないときには、その一定割合を乗じて得た金額によって課税を行うこととし、この割合は、昭和三十三年においては百分の六十、昭和三十三年においては百分の七十、昭和三十四年においては百分の八十、昭和三十五年においては百分の九十というように漸増することといたしまして、昭和三十六年以降は本年の課税に復することとしているのであります。

次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以来、鋭意その処理を進め、当初千八百八に上った閉鎖機関のうち、現在までに千五百五機関が特殊清算の結了をみるに至ったのであります。従来、閉鎖機関の特殊清算は、その本邦内にある財産について行わ

れ、在外店舗にかかる債権債務は特殊清算の範囲外とされており、また、在外店舗にかかる債権債務のうち、外債務のうち外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても、特閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみまして、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機関の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上げます。まず第一に、閉鎖機関は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の閉鎖機関並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いをし得ることといたしました。

第二に、閉鎖機関である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額を引当留保した後の残存資産の中から、朝鮮銀行及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を国に納付せしめた後において、新会社の設立等残余財産の



租税特別措置法の一部を改正する法律

処分を認めることとしたのであります。

最後に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の管理に関する政令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来、その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参りまして、約千二百五十社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが、六百二十社、整理完了したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社となっております。

在外会社の在外店舗にかかる債権債務は特殊整理の対象外とされておりまして、さきに第十九回国会での政令の一部が改正され、それまで未処理のままとなっていた未払い送金為替及び外地球金にかかる債務を支払う道が開かれたのであります。今回さらに、在外債務のうち外地従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、閉鎖機関令の規定に準じて、在外負債超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外会社の整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、在外会社は、その在外店舗にかかる債務のうち、外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につ

きましましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機関に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行い得ることいたしました。

第二に、特殊整理人は、特に必要がある場合には、大蔵大臣の承認を得て、在外財産の管理、処分等をなし得ることいたしました。

第三に、在外会社は、その在外店舗にかかる負債の総額が、資産の総額をこえる場合、その超過額を整理財産の負債として処理してまいりますのを改めまして、超過額に相当する額を国内財産のうちから引当財産として留保せしめることとし、当該引当財産の管理について所要の規定を設けました。また、在外資産負債が不明な場合には、国内負債を弁済後国内資産に残余があるときは、日本銀行に預託することとなっておりまして改めまして、さきの引当財産の管理に準じて管理せしめることいたしました。

第四に、在外会社の負債の弁済及び残余財産の処分に応じて、供託による履行のほかに、信託によっても債務を免れることができることいたしました。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、提案の理由と内容の概略を申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成をいただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

○松原喜之次君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず第一に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の趣旨は、日本に住所を有しない外国人で、日本に一年以上居住しておる者の所得税について、従来設けられておりました特別措置の適用期間が昨年末をもって満了いたしましたのであります。これがために生ずるそれら外国人の税負担の急増を避けるために、ここに暫定的な経過措置を講じようというのであります。

その内容について申し上げますと、従来、居住外国人につきましては、半額課税の特例と国内払い課税方式という二つの特別措置が講ぜられて、その税負担が軽減されておりましたが、今回、この二つの措置のうち、半額課税の特例は昭和三十一年度以降これを廃止し、国内払い課税方式一本としたし、しこうして、その一部に次のような所要の改正を加え、昭和三十五年度まで暫定的にこれを存置することとしたのであります。すなわち、従来国内払い課税方式は、居住外国人の給与所得及び退職所得に限り、日本国内で支払われた額と日本へ送金された額との合計額だけが課税対象となり、ただその額が日本における生計費相当額に達しないとき限り、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分をも課税対象に取り入れることとしていたのであります。その対象金額について、後述のごとくに変更されております。さらに、今回この特別措

租税特別措置法の一部を改正する法律

置の適用対象を、日本経済、文化の向上に役立つと思われる特定の外国人の給与所得のみに限定し、一般居住外国人についてはこの特典を与えないこととしたのであります。また、この特別措置の特典につきましても、昭和三十一年以降漸次これを減少し、昭和三十六年に至ってこれを全廃することとしたのであります。すなわち、昭和三十一年以降にのみ限定しては、国内払い金額と送金額との合計額が給与全額の一定割合以下の場合には、その一定割合まで課税を行うこととし、その割合は昭和三十一年においては百分の六十、昭和三十三年においては百分の七十、昭和三十四年においては百分の八十、昭和三十五年においては百分の九十というように漸増し、昭和三十六年以降はこれを全廃して、本来の課税、すなわち、一般日本人同様の課税に復するようにしようというのであります。

本法律案は、審議の結果、去る十六日質疑を打ち切り、直ちに討論を省略して採決に入りましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、賠償等特殊債務処理特別会計法案について申し上げます。平和の回復に伴いまして、賠償や連合国財産の補償その他の対外特殊債務の処理は、外交交渉等の進展に忠じ、逐次その処理の進捗がはかられている状況であります。政府は、このような状況にかんがみまして、これらの賠償等特殊債務の処理に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、本法案をもって新たに賠償等特殊債務処理特別会計を設けようとするものであります。



次に、この法律案の概要について申し上げますと、第一に、この会計において処理する賠償等特殊債務とは、ビルマ、フィリピン、インドネシア等に対する賠償、旧連合国財産の補償その他戦争遂行の結果、または戦争の遂行もしくは旧連合国の軍隊による占領に關連して負担する債務でありまして、この中には、米軍及び英豪軍の放物資代金、タイ特別円その他種々の戦時クレームの支払い等を含むものであります。第二に、この会計は大蔵大臣がこれを管理し、一般会計からの繰入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び付属諸費をもつてその歳出とすることとしております。第三に、この会計の毎会計年度の支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができるとし、また、毎会計年度の決算上の剰余金も翌年度の歳入に繰り入れることとしております。第四に、その他この会計の設置及び運営等に關し必要な事項を規定いたしております。なお、この会計の設置に伴う経過措置として、従来一般会計において賠償等特殊債務処理のために充てられていた賠償等特殊債務処理費等の昭和三十一年度末における支出残額約百二十億円は、昭和三十一年度においてこの会計の歳入に繰り入れることとし、賠償等特殊債務処理の円滑をはかることとしてしております。

この法律案は、去る二月六日大蔵委員会に付託せられ、同七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議をいたしました。おもなる質疑応答の内容を申し上げますと、まず賠償等特殊債務に關し、現在日本に対して請求をしている国、あるいはそれらの

金額は大体どんなことになっているかという質疑に対し、政府委員より、いろいろ外交上の関係もあつて詳細なる内訳を言えないが、賠償その他種々のクレーム等を合せて、おおむね七千億円程度になると思うとの答弁がございました。次に、国が債務を背負うときには、憲法第八十五条で国会の議決を必要とするということになっては、米軍及び英豪軍の放物資代金については、いつごろ、いかなる形態によつて国会の承認を得ておるかという質疑に対し、政府委員より、これら放物資代金については、当然これは支払うべきものであるという考え方から、国会の協賛を経なければならないの答弁がございました。

以上がおもなる質疑応答の概略であります。この法律案については、三月十六日に質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、本案は起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月二十八日設立されて以來、プラント輸出を中心とする輸出入金融を行い、わが国貿易の振興に格段の寄与をいたして参つておりますことは、御承知の通りであります。特に、昭和二十八年下期以降、プラント輸出が急激に伸張した結果、その業務活動はさぶる活発となり、昨年十二月末における日本輸出入銀行の融資残高は三百九十二億円に達しているものであります。なお、東南アジアを初めとして、海外からのプラ

ント輸出等の引き合いは現在すでに相当の額に上つてはいるほか、賠償及び経済協力関係の融資業務も行うことが予定されておられ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事実はますますふえる見通しであります。現在、輸出入銀行の資本金は三百五十億円と日本輸出入銀行法に規定されております。これは、昭和三十年年度予算において、産業投資特別会計からの日本輸出入銀行への出資が百四十億円と予定されたため、第二十二特別国会で法律の改正をいたし、資本金を二百十億円から三百五十億円に増額した結果であります。しこうして、産業投資特別会計から輸出入銀行への出資予定百四十億円のうち、七十億円は砂糖等の特殊物資特別会計から産業投資特別会計へ繰り入れる予定でありましたが、これに關する法案が不成立となりましたため、七十億円の穴が生じました。そこで、産業投資特別

会計から開発銀行へ貸付を予定しておりました六十億円を輸出入銀行への出資に振りかえ、開発銀行の方は市中銀行に肩がわりさせたのであります。従いまして、輸出入銀行に対する百四十億円出資の当初の予定は百三十億円にとどまり、昭和三十年度末の日本輸出入銀行の出資額は三百四十億円となる見込みであります。

一方、昭和三十一年度における日本輸出入銀行の融資見込額といつたしましては、年度内融資五百四十八億円、年度末融資残高見込み七百四十二億円と推算いたしておりますが、現在の輸出入銀行の資金量をもつては、これだけの業務を行うためには当然不足を来たしますので、昭和三十一年度中に、新たに産業投資特別会計から四十八億円、資金運用部から百九十七億円、合計二百四十五億円の

資金を供給することとしております。このうち、産業投資特別会計からの四十八億円は、同特別会計からの出資金として予定しておりますが、先に申し上げましたように、昭和三十年度における同行への出資が予定よりも十億円少くなる見込みでありますので、この十億円を差し引きしました三十八億円だけその資本金を増加して、三百八十八億円といたそうとするものであります。

以上がこの法律案の内容であります。本法案は去る二月六日大蔵委員会に付託せられ、翌二月七日山手大蔵政務次官より提案理由の説明があり、同九日より質疑が行われました。自由民主党の小山長規委員は、貿易振興、外貨収入増加の政策的見地から、海外における土木建築に關する建設工事を促進することの重要性を強調せられた後、これに關連して、日本輸出入銀行の業務範囲と海外建設工事の所要資金の調達との関係について質疑がありました。すなわち、海外建設工事の重要性にもかかわらず、現行の輸出入銀行法による業務範囲の規定が狭きに失するため、設備等の輸出に伴つてなされるもの以外は融資対象からはずされておる、わが国貿易振興の政策上から法律の改正が必要であるとし、政府の所見をただしたのであります。これに対し、政府委員より、適当に善処する旨の答弁がありました。

かくして、本案は、慎重審議の後、去る十六日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案通り可決いたしました。

最後に、国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律



案について申し上げます。

この法律案は、職員の旅費等の実情に即し、運賃の級別支給区分を改正して、その引き下げを行う反面、日当及び宿泊料の定額は、旅館の宿泊料金等の実態に比べて低額であると考えられますので、この際、運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を実費弁償の建前に即して改訂するとともに、外国旅行につきましても、右の趣旨に準じて実態に応じた改正を行うほか、あわせて所要の規定の整備を行い、旅費制度の内容及び運営の合理化をはかろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず内国旅費につきましては、第一に、鉄道運賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することになっておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することといたしております。ただし、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車または一等船室を利用する場合には一等の運賃を支給することといたしております。

第二に、特別二等車の利用が一般化しているので、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することといたしました。

第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百

キロメートル以上のものとしておりますのを、片道三百キロメートル以上のものに改めております。

第四に、日当、宿泊料及び食卓料の現行定額は、旅館の宿泊料等の実態から見て低額であるので、これらの定額を現行のその三割増といたしております。

次に、外国旅行につきましては、第一に、鉄道運賃及び船賃につき、前述内国旅費に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることといたしております。すなわち、鉄道賃については、運賃の等級を三以上に区分する線路による旅行の場合に、十三級以上の職務にある者には最上級の運賃を支給することに改め、船賃については、運賃の等級を二以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃によることになっておりますが、その最上級の運賃をさらに四等級以上に区分する場合及び三等級に区分する場合の級別支給区分を、それぞれ改めることといたしております。

第二に、航空運賃について、現行法では実際に支払った運賃を支給することとなっておりますが、これを運賃の等級が二以上ある場合には、原則として内閣総理大臣等及び十三級以上の者には最上級の運賃、十二級以下の者には最上級のすぐ下位の運賃を支給することといたしております。

第三に、移転料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四階級に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることといたすほか、その他の規定につきましても、若干規定の整備をはかつておるのであります。

を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決いたしました。

右、御報告いたします。

### 三、参議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

○岡崎眞一君 たいだいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、いわゆる居住外国人に対する所得税の特別措置が、昨年末をもって期限満了となったことに伴い、日本経済の健全な発展に資する事業体の勤務者等に限定して、暫定的な経過措置を講じようとするものであります。従来、居住外国人に対する課税は、給与所得等のうち、国内支払い額と送金額との合計額についてのみ課税することを原則とする国内払い課税方式と、指定重要産業を営む法人が招聘した技術者等の所得についても、収入の半額を非課税とするなど、二つの特別措置によって納税上有利な立場にあったのであります。これは内外人平等の原則から当を得ていないと申さねばなりません。しかし、昨年末まで実施されておりましたものを、この際一挙に廃止することは、居住外国人の租税負担は急増することとなりますので、一応暫定的な経過措置を設け、その経過期間が過ぎる昭和三十六年以降は、本来の課税に復することが適当であるかと考えられますので、今回半額課税方式についてはこれを廃

本案につきましては、政府側より提案の理由の説明を聴取し、自來数回にわたって慎重審議を重ねてきましたが、特に社会党の横山委員よりは、政府は本案の提案理由の中で「国家公務員等が内国旅行を行う場合、従来、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に定められた等級より下位の等級によって鉄道旅行または水路旅行を行うことが多い」云々と書いてあるが、こういふ提案理由の実情というものはないと思ふ、もしそういう事実があるならば資料を提出してほしいとの質疑がありました。これに対して、政府側よりは、実際旅費を担当している各省会計課長の官職なり、あるいは周囲の実例なりによって、大体そういう傾向に相なっておるということを確認して書いてきたものであるとの答弁がありました。そのほか、日額旅費の引き上げ、旅費の支給区分、警察官の無賃乗車等に関して質疑がございましたが、これらは速記録に譲ることといたします。

本案につきましては、各派共同の修正案が提出されました。修正の趣旨は、別途今国会に提出され、すでに本院において可決いたしました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案において、公庫役職員が公務員でなくなることに伴い、その附則で国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正することとし、その施行期日を本年六月一日から規定いたしておるのであります。本法律案は公布の日から施行することといたしておりますので、本法律案のうち、右に関連する部分の改正規定は六月一日から施行することに改め、この間の調整をはかろうとするものであります。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、去る十六日質疑



止し、国内払い課税方式についてのみ所要の改正を加え、昭和三十五年まで暫定的に存置しようとするものであります。

改正の要点を申し上げますと、第一点は、従来、居住外国人の給与所得と退職所得の全部について適用されておりました特典を、給与所得のうち、日本経済の健全な発展に資する事業で、大蔵大臣の指定する法人等から支払いを受けるもの等に限って適用することとしております。第二点は、昭和三十二年から三十五年までの間は、最低課税限度を設け、国内払い分の額の多寡にかかわらず、昭和三十二年は給与総額の六割、三十三年分は七割、三十四年分は八割、三十五年分は九割に課税することとし、三十六年分以降からは全額課税することとしております。

本案の審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員より、「居住外国人に対する特別措置は、諸外国にも例がないし、また、従来あまりにも恩典を与え過ぎたきらいがあるから、五年の経過措置は長過ぎ、少くとも三年程度に短縮すべきであって、独立国になつた今日、政府はもっときざんたる態度をもって処理されたい」との反対意見が述べられ、ついで土田委員より、岡委員と同様な趣旨で、「経過措置が長過ぎるから、将来適当な時期において改正されたい」との要望を付して賛成意見が述べられました。かくて採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、賠償等特殊債務処理特別会計法案について申し上げます。本案は、ビルマ、フィリピン等、旧連合国に対する賠償、旧連合国財産の補償、また本邦の戦争遂行によるタイ特別円、戦時クレーム等の損害補償及び債務、その他連合国軍隊による占領に關連して負担する放出物資代金等の債務など、対外特殊債務の処理が逐次その進捗を見つつある現状にかんがみまして、これらの賠償等特殊債務の処理に關する経理を明確にするとともに、その実施を円滑にするため、一般会計と区分して、新たに賠償等特殊債務処理特別会計を設置しようとするものであります。

内容の概略を申し上げますと、第一に、この会計は一般会計からの繰入金等をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費等をその歳出としております。第二点は、この会計における毎会計年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとし、またその年度の支出残額は、順次翌年度に繰り越し使用することができることとしております。なお、その他特別会計に必要な事項を規定しております。

本案の審議におきましては、賠償交渉の現況、三十一年度の歳出予定等について質疑応答がございましたが、詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、日本輸出入銀行の資本金三百五十億円を三百八十八億円に増額しようとする内容であります。昭和三十年年度予算において、産業投資特別会計から日本輸出入銀行へ百四十億円の出資が予定され、第二十二回特別国会で、資本金を二百十億円から三百五十億円に増額いたしましたのであります。しかるに、産業投資特別会計から日本輸出入銀行に出資を予定されました百四十億円の財源のうち、砂糖等の特殊物資特別会計から七十億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定でありましたが、これに關する法案が不成立となり、産業投資特別会計に七十億円の不足が生じたのであります。そこで産業投資特別会計から日本開発銀行へ貸付予定の六十億円を日本輸出入銀行の出資に充て、日本開発銀行の方は市中銀行に肩がわりさせたのであります。従つて、日本輸出入銀行に対する百四十億円の出資の当初の予定が百三十億円にとどまつたのであります。昭和三十一年度においては、産業投資特別会計からの出資は四十八億円を予定してはありますが、前に述べました十億円を差し引きますと、三十八億円の資本金増加となるのであります。資本金を三百八十八億円にいたそうとするものであります。なお、三十一年度において、日本輸出入銀行は資金運用部特別会計から百九十七億円の借入れが予定されております。

本案の審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。



◎日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

律 (昭三二、四、一法六二)

一、提案理由(二月七日)

(所得税法の一部を改正する法律(昭三一―法五六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十二日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三一―法六一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(三月二十六日)

(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三一―法六一)の委員長報告と一括して掲載)

◎鉄道抵当法の一部を改正する法律

(昭三一、四、二法六三)

一、提案理由(二月十四日)

○国務大臣(吉野信次君) ただいま議題となりました鉄道抵当法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由とあらましを御説明申し上げます。

鉄道抵当法は、明治三十八年施行以来、他の法律の改正に伴い必要とされる応急的改正が数度行われましたが、制度的には今日に至りまするまでほとんど見るべき改正がなされていなかったのでございます。従いまして、約五十年間の時代の推移によりまして運用上いろいろと不便な点が生じて参りました。近年におきます同法の利用は逐年増加いたしておりますので、運用上の欠陥を除くことによつて一そう金融を円滑化するため、同法を改正することといたしているのであります。

この法律案の主要な改正点を次に申し上げます。

第一に、鉄道財団を抵当権の消滅後も六カ月間存続することといたしております。

現行法上は、鉄道財団に設定された抵当権が消滅いたしますと鉄道財団も同時に消滅する建前になっておりますので、抵当権消滅後その財団を他の抵当権の目的とするには、あらためてもう一度鉄道財団を組成し直す複雑な手続を踏まなければなりません、日時と費

鉄道抵当法の一部を改正する法律

用とを要し不便でありますので、抵当権の消滅してから後も六カ月間鉄道財団を存続することといたしているのであります。

第二に、鉄道財団の拡張制度を設けることといたしました。現行法によりますと、鉄道が延長されました場合は、その部分について別に鉄道財団を組成し、元の債権の追加担保といたしてはいますが、延長部分が短区間の場合はそれのみで独立性を有しないこともあり得るので、このような場合に元の鉄道財団を一体として財団を形成できる拡張の制度を認め、所要の規定を設けることといたしております。

第三に、鉄道財団の分割及び合併の制度を設けることといたしております。現行法のもとでは分割及び合併の制度が認められておりませんが、償還により余剰担保価値を生じましても財団の一部を抵当権の目的から除くことができず、また、共同担保によつて合併制度のない不備を補っておりますが、登録手続上煩雑でありますので、鉄道財団の分割及び合併の制度を認め、これに関する所要の規定を設けることといたしております。

右に述べました諸点のほかに、鉄道財団の組成手続上第三者の保護に關する規定を整備し、法律上の係争を予防するため鉄道財団成立の登録を設け、あるいは過料の額を適正化する等の趣旨の規定を設けることといたしております。

以上この法律案につきまして概略御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。



二、参議院運輸委員長報告(三月五日)

○早川愼一君 たいいま上程になりました鉄道抵当法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過ならびに結果を御報告申し上げます。

まずおもなる改正点について申し上げます。その第一点は、現行法では、鉄道財団を目的として設定された抵当権が消滅すると、財団も同時に消滅することとなっておりますため、抵当権消滅後、その財団を再び抵当権の目的とするためには、あらためて新規に鉄道財団を組成する手続を進めなくてはならぬ不便がありますので、それを除くため、改正案では、抵当権消滅後もなお六カ月間は、鉄道財団を存続させることとしたことであります。

第二点は、鉄道が延長されました場合、現在はその延長部分については、別に鉄道財団を組成して元の債権の追加担保としているのでありますが、今回の改正案では、追加部分を元の財団と一体として拡張できるようにしたことあります。

第三点は、現在は鉄道財団の分割の制度がないため、債権の一部償還により余剰担保価値が生じても、財団の一部を抵当権の目的から除くことができません、また合併の制度がないため、数個の財団を共同担保にしてその不備を補っておりましたが、改正案では、新たに鉄道財団の分割及び合併の制度を設けたことあります。

委員会におきましては、大倉委員より、鉄道財団の分割、合併に關する第十三条の三及び第十三条の四の規定について具体的にその

説明を求められたのに対し、政府委員より詳細な説明があり、財団の分割、合併の制度のない現制度のもとにおきましては、鉄道の区間開業ごとに設定せられるので、本来一体でありたい鉄道施設が多くの鉄道財団に分れ、それが共同担保の形をとっており、その分割、合併のできないことは金融の円滑も欠き、またその手続もきわめて煩瑣であり、かつこれに伴う謄本、抄本の交付の際も手数を増すのみであるので、今回工場財団と同様その分割、合併ができることとした旨、詳細な答弁がありました。

その他、地方鉄道事業者がバス事業を兼業している場合のバスは、鉄道財団組成物件の車両に含まれるかとの質疑のほか、解釈につきまして若干の質疑がなされましたが、地方鉄道事業者が兼業しているバスは、鉄道財団組成物件には当然含まれない旨の答弁があり、その他の事項につきましても明らかにせられました。これら点につきましては、委員会速記録により御承知を願いたいと存じます。

以上で質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもちまして、本法律案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院運輸委員長報告(三月九日)

(臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律(昭三二一法三七)の委員長報告と一括して掲載)

◎国有財産法の一部を改正する法律

(昭三一、四、五法六四)

一、提案理由(三月十三日)

(物品管理法(昭三一法一一三)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院大蔵委員長報告(三月十六日)

(漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律(昭三一法二四)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一法二九)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律 (昭三一、四、六法六五(衆))

#### 一、提案理由(三月二十六日)

○(原)委員 たいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

改正点は、法附則第七条に規定する引揚同胞対策審議会の存立期間を三カ年間延長することであり、

引揚同胞対策審議会は、第二国会において議決された引揚同胞対策に関する決議に基づき、昭和二十三年総理府に設置された機関でありまして、この審議会は引き揚げ促進並びに遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ、実情を調査して、引揚同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することを目的としており、設置以来今日まで十九件の報告を行きわめて重要な役割を果たしてまいりましたが、その存立期間が昭和三十一年八月三十一日をもって満了することになっております。

しかるに、未帰還問題の現状は、日ソ交渉の開始等により、その解決に明るい見通しが出てきたとはいえ、これらの地域にはなお多数の残留者及び状況不明者があり、これら未帰還者の帰還促進及び状況不明者の調査究明の問題が残っており、また国内的には遺家族

及び留守家族の援護の問題等があるのであります。かかる重要な諸問題の解決をはかり、未帰還問題の終局を全うするためにはこの審議会の活動に待つべきところがきわめて多いと考えるのであります。

以上の事情からこの審議会をなお存続する必要があると思っております。現在未帰還者の帰還促進と調査究明を行うことは、未帰還者留守家族等援護法第二十九条の定めるところにより、国がその責任において行うべきことを明らかにしておるところであります。

審議会の存続期間は、右の未帰還者の帰還促進及び調査究明についての国の努力目標である三カ年計画及び未帰還者留守家族等援護法の一部改正に対応して、さらに三カ年存続させる必要があると考えられますので、この改正法案を提出した次第であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する

##### 調査特別委員長報告(三月二十七日)

○木村文男君 たいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

引揚同胞対策審議会は、第二回国会に衆参両院において議決されました引揚同胞対策に関する決議に基づいて、昭和二十三年八月に総

理府に設置され、海外同胞の引き揚げ促進並びに帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ、実情を調査して引き揚げ同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することを目的としておるのでありまして、この審議会において取り上げて調査し、内閣総理大臣に報告いたしました事項は、今日までに十九件に達し、そのほとんどが政府の施策に組み入れられている点にかんがみましても、きわめて重要な役割を果たして参ったのであります。

この法律案の要点は、未帰還者の帰還促進及び調査究明についての政府の三カ年計画並びに未帰還者留守家族等援護法の一部改正に対応して、この審議会をさらに本年九月より三カ年間存続させようとするのであります。また、その他行政機構の改革に伴い所要の整理をいたしましたのであります。

以上が本法律案の要旨でありまして、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会におきましては、昨二十六日提案理由の説明を聴取いたしました後、討論を省略いたしまして直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

#### 三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

(未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律(昭三一―法六七)の委員長報告と一括して掲載)

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律



### ◎検疫法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一一法六六)

#### 一、提案理由(二月九日)

○山下(春)政府委員 たいま議題となりました検疫法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

現行の検疫法は、昭和二十六年六月公布施行されたものでありますが、その後わが国が加盟している世界保健機関において、世界保健機関憲章に基いて国際衛生規則が制定されました結果、現行法と国際衛生規則との間に若干の相違点が生じ、国際的協力の面から申しましても検疫法を是正し、国際的な検疫制度に即応せしめる必要が生じて参つたのであります。また、一方従来の経験に徴しまして、検疫の実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化し、国際間の交通を円滑にすることも考慮いたし、その改正につきまして鋭意研究を進めまして、ここに検疫法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。次に改正案の内容について御説明申し上げます。

本改正の第一点は、回帰熱を検疫伝染病に取り入れたことであります。回帰熱は国際衛生規則の規定にのっとり、諸外国とも検疫伝染病に指定しておりますので、わが国においてもこれを検疫伝染病に加えることとした次第であります。

本改正の第二点は、検疫伝染病患者の委託収容の範囲を拡大したこととあります。現行法では検疫所以外の病院に収容を委託できるのは、痘瘡、発しんチフスの患者だけであり、従つて場合によつては重症な患者でも回航しなければならぬことにもなりませんので、改正案ではこれを回航することなく付近の病院にその収容を委託できるようにいたしましたのであります。

本改正の第三点は、検疫港以外の港においても検疫を行ひ得る制度を設けたこととあります。現在関税法に規定せられてゐる開港が六十四カ所存在するのに対し、検疫港として指定されている港は三十四カ所ありますので、検疫港以外の港に入港しようとする船舶は、検疫港に迂回して検疫を済ませた後、目的港に向わざるを得ないのであります。これが船舶の運航に多大の不便を与えておりましたので、これを緩和する一方策として、良好な衛生状態にあると検疫所長が認めて許可した船については、検疫港以外の港において検疫を行つた道を開こうとするものであります。

本改正の第四点は、検疫所長の行方衛生措置として、新たに検疫伝染病予防上必要な調査を加えたこととあります。これは検疫の目的を有効適切に達成するためには、検疫所長が検疫港または検疫飛行場の衛生状態を絶えず正確に把握しておかなければなりませんので、港内及び埠頭付近の倉庫地帯等において、検疫伝染病予防上必要な調査ができ得るようにいたしましたのであります。

以上が改正案のおもな点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願いいたします。

#### 二、衆議院社会労働委員長報告(二月二十一日)

○佐々木秀世君 たいま議題となりました検疫法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、検疫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

検疫法は、昭和二十六年、第十回国会において制定され、第十三回国会において一部改正を見たのであります。わが国が加盟している世界保健機関の憲章に基いて制定された国際衛生規則は、現行の検疫法が公布された後に制定されたため、現行法との間に若干の相違点が生ずるに至つたのであります。よつて、今回、現行制度を国際的な検疫制度に即応せしめるためと、また、他面、従来の経験に徴し、検疫の実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化し、国際間の交通を円滑にするため、検疫法の一部改正を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本改正案の要旨は、第一に回帰熱を検疫伝染病に加えたこととあり、第二は検疫伝染病患者の委託収容の範囲を拡大したこととあり、第三は検疫港以外の港における検疫制度を設けたこととあり、第四は検疫所長の行方衛生措置に検疫伝染病予防上必要な調査を加えたこととあります。

本案は、二月六日本委員会に付託せられ、同九日政府より提案理由の説明を聴取したのであります。同十八日の委員会におきまし

検疫法の一部を改正する法律

て審議に入り、質疑を終了した後、討論を省略して採決に入り、また、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の要旨は、法第十三条に規定する、過去七年間に生存資料のない未帰還者の留守家族に対する留守家族手当の支給打ち切りの日を、三力年間延長することとしたのであります。現在、未帰還者の調査究明とその帰還促進については、あらゆる努力が払われているのであります。諸般の事情から、現在なお多数の状況不明の未帰還者を残しておるのであります。しかし、国際情勢の現状等より推しまして、昭和三十一年七月末日までにその調査を完了し、それに基づいて必要な措置を講ずることがきわめて困難であると考えられるに至りましたので、留守家族手当の支給打ち切りの期日をおよそ調査の最終段階に達するに至るであろうと思われ、昭和三十四年七月三十一日まで延長することとしたのであります。

本案は、去る二月十三日本委員会に付託せられ、同十五日厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、同十八日質疑を終了し、討論に入り、また、自由民主党を代表して亘委員、日本社会党を代表して長谷川委員より、それぞれ賛成の旨の開陳があり、続いて採決の結果、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決した次第でございます。

以上、御報告を申し上げます。



### 三、参議院社会労働委員長報告(三月三十日)

○重盛壽治君 たいま議題となりました検疫法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の検疫法は、昭和二十六年六月公布施行されたものでありますが、その後、世界保健機関憲章に基いて国際衛生規則が制定されました結果、現行法を是正して、国際的な検疫制度に即応せしめるとともに、検疫の実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化するにとしたのであります。

本改正の第一点は、諸外国におけると同様に、回帰熱を検疫伝染病に指定したことであり、第二点は、現行法では検疫所以外の病院に収容を委託できるのは、痘そう、発しんチフスの患者だけですが、その他の重症患者でも付近の病院にその収容を委託できるようにしたのであります。第三点は、良好な衛生状態にあると検疫所長が認めて許可した船については、検疫港以外の港において検疫を行う道を開こうとするものであります。第四点は、検疫所長の行う衛生措置として、港内及び埠頭付近の倉庫地帯において、新たに検疫伝染病予防上必要な調査を加えたこととあります。以上が改正案のおもな点であります。

本案につきましては、妥当なる措置と認め、質疑、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

### ○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律 (昭三一、四、一一法六七)

#### 一、提案理由(二月十五日)

○小林国務大臣 たいま議題となりました未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

改正点は、法第十三条に規定する過去七箇年に生存資料のない未帰還者の留守家族に対する留守家族手当の支給打ち切りの期日を三箇年間延長することとあります。

政府といたしましては、これまでも未帰還者の調査究明とその帰還促進についてはあらゆる努力を払って参ったのであります。諸般の事情から現在なお多数の状況不明の未帰還者を残しておるのであります。しかしして国際情勢の現状等より推しまして、昭和三十一年八月一日までにその調査を完了し、それに基づいて必要な措置をとることがきわめて困難であると考えられるに至りましたので、留守家族手当の支給打ち切りの期日を、大よそ調査の最終段階に達するに至るであろうと予想される昭和三十四年八月一日まで延長することとした次第であります。

以上提案理由につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決あらんことを切望する次第であります。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

#### 二、衆議院社会労働委員長報告(二月二十一日)

(検疫法の一部を改正する法律(昭三一—法六七)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院社会労働委員長報告(三月三十一日)

○重盛壽治君 たいま議題となりました未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案は、一案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

未帰還者留守家族等援護法におきましては、未帰還者の留守家族に対しまして、留守家族手当を支給することと相なっておるのであります。本法施行後三年を経過した日、すなわち、本年八月一日以後におきましては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当の支給を打ち切ることと相なっております。

しかしながら、未帰還問題は、いまだ十分に解決されていない現状でありますので、この留守家族手当の支給打ち切りの期日を、おおよそ調査の最終段階に達するであろうと予想される昭和三十四年八月一日まで三年間延長いたそうとするものであります。これがこの改正法案の要点であります。

委員会は、三回にわたり開会いたしまして、本案を審議いたしま



したのでありますが、その間に、特に日本赤十字社の葛西副社長及び井上外事部長を参考人として招致いたし、北鮮側との引揚交渉のいきさつにつき説明を聴取した上、質疑を行い、本案審議上の参考に資したのであります。

なお、田邊引揚援護局長より引揚問題に関する日ソ交渉の経過について説明を聴取したのでありますが、その説明によりますと、「いわゆるマリク名簿に記載されていない者で、現在なおソ連地域内で生存していると推定される者一万一千百七十七名のカード及び名簿をソ連側に手交して、その調査を依頼したところ、ソ連側はこれを了承した。右調査には別に期限を定めなかつたが、先方は誠意をもつて調査してくれるものと期待している」云々のことでありました。

委員会におきましては、種々熱心な質疑が行われたのでありますが、そのおもなるものにつきまして申し上げますと、まず、「この未帰還者留守家族等援護法により援護を受けている者は、現在どのくらいいるか」との問に対して、「本年一月現在において留守家族手当を受けているもの五万四千八百六十六件、特別手当を受けているもの四千三十八件、合わせて五万八千九百四件である」との答弁がありました。そのほかハバロフスク収容所における問題、在日朝鮮人の送還問題、留守家族に対する補償の問題等について質疑が行われ、これに対し、厚生大臣及び外務政務次官よりそれぞれ答弁がありました。その詳細は会議録によりまして御了承願いたいのであります。

取した後、審議に入り、各委員と提案者との間に活発な質疑応答がかわされたのであります。その詳細は会議録によりまして御了承願いたいと思ひます。

かくて質疑を打ち切り、討論に移りましたところ、田村委員並びに竹中委員よりそれぞれ、「この審議会は単なる形式的の存在とせず、実質的にも大いに活動し、かつ引揚促進について善処してほしむ」旨の希望を述べて本案に賛意を表されたのであります。討論を終局して採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決することに決定をいたしました次第であります。

次に、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、衆議院提出の法案でありまして、その要旨は、引揚同胞対策審議会の存立期間を三カ年延長し、あわせて条文の整理を行おうとするものであります。

御承知の通り、引揚同胞対策審議会は、昭和二十三年総理府に設置された機関でありまして、引揚促進並びに遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき、民間の陳情を審議し、かつ実情を調査して引揚同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告することを目的としており、設置以来今日まで重要な役割を果してきたのであります。その存立期間は昭和三十一年八月三十一日をもって終了することになっておるのであります。しかるに未帰還問題は、いまだ十分に解決されていない現状であり、これら未帰還者の帰還促進、状況不明者の調査究明、遺家族及び留守家族の援護の問題の解決をはかるためには、この審議会の活動にまっぴきところきわめて多く、なおこの審議会の存続する必要がありますので、今回未帰還者留守家族等援護法の一部改正に対応して、この改正法案が提出されたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。委員会におきましては、提案者の一人である木村衆議院議員より提案理由の説明を聴



### ◎労働省設置法等の一部を改正する法律

(昭三一、四、一三法六八)

#### 一、提案理由(二月二十一日)

○倉石国務大臣 たいだいま議題となりました労働省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の要旨は、労働者の福祉の向上をはかる目的をもつて、労災補償の事務を整備しその円滑な遂行を期するために、労働省労働基準局に労災補償部を設置し、また労働衛生に関する専門的調査研究を行うために、労働省の付属機関として労働衛生研究所を設置することであり、あわせて特殊技能試験審議会についてはその設置の目的を達成したのでこれを廃止することとし、これらを一括して改正案とし提案いたしました次第であります。

まず、労災補償部設置の理由について、御説明申し上げます。現在労働省労働基準局においては労災補償課を置き、労働者災害補償保険法の施行及び労働基準法に基づく第八章災害補償に関する事務並びに前国会で新たに制定せられましたけい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法に基づく給付及び負担金その他の徴収金の徴収事務をもあわせ行なっております。しかし、これらの事務は、きわめて複雑多岐である上に最近その事務量は急激に増大し、事務の円滑な遂行を期するためには機構の整備充実を緊急に行う必要がある状態に

なつたのであります。すなわち、労働者災害補償保険におきましては、保険料率は過去の災害実績を基礎として料率を業種ごとに定め、特定事業についていわゆるメリット制度を採用しており、また給付については、業務上外の認定、障害等級の決定、休業補償費のスライド制等を実施しております。さらに労災病院等の保険施設の設置及び整備に並びに運営の事務をあわせ行なっており、またいわゆるけい肺法に關する事務や労働基準法における災害補償に関する事務等を加えますとまことに所掌事務は多種多様であります。しかもその事務量は適用事業場並びに労働者の増加と法律改正による適用範囲の拡大、新規制度の採用等により逐年増加しており、特に最近においては労災病院等の保険施設の急激な整備拡充が行われているため、事務量の増加がさらに顕著となっております。以上要するに事務の複雑多様性並びに事務量の急激な増加に対処するために労災補償部を設置いたしたいと存するのであります。

次に、労働衛生研究所の設置の理由につき御説明申し上げます。労働基準法施行以来労使関係者の理解と相俟つて、わが国の労働衛生の水準は相当の向上を示して参つたのであります。今なお個々の具体的な問題についてみますと、数多くの未解決な問題が残されており、これを解決するため労働衛生に関する科学的研究の促進が強く要望されているのであります。しかして、職業病の診断基準、工場事業場における健康管理基準、労働環境の測定基準、有害作業環境の制限度、労働衛生保護具、労働環境測定器具等に関しまし

て、労働衛生行政に直結した立場から行政運営の科学的な基礎となる研究を行うことが喫緊の要務とされているのであります。よつてこれに対処するため労働衛生に関する研究機関として労働衛生研究所を労働省の付属機関として設置いたしたいと存するのであります。

最後に特殊技能試験審議会の廃止の理由について簡単に御説明申し上げます。労働基準法に基き行われる特殊技能試験につきましては、同法施行当初、その基準及び運営について広く学識経験者の意見を徴する必要があるため、特殊技能試験審議会が設置され、汽罐士試験部会、起重機運転士試験部会、映写技術者試験部会等六部会に分れて、毎年各種試験の基準及び運営について審議を行なつて参つたのであります。今日の段階におきましては、所期の目的を達成いたしましたので、行政機構簡素化の線に沿つてこれを廃止したい所存であります。

以上がこの改正案を提案いたしました理由及びその内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決賜わらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭三一―法五〇)の委員長報告を一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(四月六日)

労働省設置法等の一部を改正する法律

○小柳牧衛君 たいだいま議題となりました労働省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働者の福祉の向上をはかる目的をもつて、労災補償の事務を整備してその円滑な遂行を期するために、本省の労働基準局に労災補償部を設置し、また労働衛生に関する専門的調査研究を行うために、付属機関として労働衛生研究所を設置することが改正の要点でありまして、なお、付属機関の特殊技能試験審議会は、すでにその設置の目的を達成いたしましたので、これを廃止するた

め所要の改正を行わんとするものであります。内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、倉石労働大臣及び関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りました。本省の労働基準局に労災補償部を新設する点に關しまして、島村、千葉、堀の三委員より、「国家行政組織法第七条及び第二十四条の規定の趣旨よりすれば、今回本省の労働基準局に新たに恒久的性格の労災補償部を設置することは、行政機構簡素化及び行政責任の明確化の点より見て適當であるかないか疑問があるのみならず、前示の国家行政組織法の規定にも抵触するものではないか」との点について政府の所見をただされるところ、倉石労働大臣及び行政管理庁政府委員より、「今回労災補償部を設置せんとするのは例外的な措置であつて、政府は行政組織として部の設置を正常な形に整えるため、最近の機会に、国家行政組織法に所要の改正を行う方針である」との言明がなされました。これらの詳細は委員会会議



録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、千葉委員より、「労災補償部設置の直接の端緒である労働保険審査官及び労働保険審査会法案における失業保険及び労災保険の審査機関の改正は、官僚統制の傾向を助長し、民主化に逆行するものであり、また、労災補償部の設置は、国家行政組織法第七条に抵触すると思うが、政府は、近くこの点に關し国家行政組織法を改正する旨言明しておるので、この際これを了承し、本法律案に賛成する」旨、次いで、緑風会を代表して島村委員より、「労災補償部の設置については、千葉委員と同様の趣旨の発言のほか、局と課の間に部を設けることは、かえって事務の渋滞を来たすおそれがあるから、むしろ部にかえて、機動性を持った参事官制度によって事務執行の円滑をはかるよう、政府において考慮されたい旨の希望を添えて、本法律案に賛成する」との発言がありました。

かくて討論を終り、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、一三法六九)

#### 一、提案理由(三月五日)

○松原政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称は、その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております関係上、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴い、簡易裁判所の名称もまたこれを改める必要がありますので、福岡県宇島市が設置され同市の名称が豊前市と変更されたことに伴い、八屋簡易裁判所の名称を豊前簡易裁判所と改める等、合計七簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。

第二は簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準すべき区域を基準として定められております関係上、市町村の廃置分合等に伴い、関係簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要がありますので、埼玉県北足立郡吹上町の設置に伴い、熊谷簡易裁判所の管轄に属する同県北埼玉郡吹上町の設置及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

玉郡旧下忍村の区域を大宮簡易裁判所の管轄に変更するのをはじめといたしまして、合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。

第三は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

なお、以上説明いたしました簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更につきましては、いずれも、地元市町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくし、最高裁判所とも協議の上決定したものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院法務委員長報告(三月八日)

○高橋禎一君 ただいま議題となりました、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要旨は、第一は、簡易裁判所の名称はその大部分が所在地の市町村の名称を冠している関係上、最近の市町村の廃置分合等に伴いまして、七つの簡易裁判所の片名を改称しようとするものであります。第二は、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれ

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律



に準ずべき区域を基準として定められておる關係上、市町村その他の行政区画の変更に伴ひまして、合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴ひ、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等のあるものにつきまして、この法律の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

法務委員会におきましては、本改正案は、最近一カ年間に於ける市町村の廢置分合に伴う結果として、簡易裁判所の名称あるいは管轄区域に關し、慣例に従つて整理をしようとするものであつて、おむね妥当な措置と考えられたのであるが、ただ、簡易裁判所の管轄区域の変更によつて当然事務量の増減が予想されるが、これに對し、職員の定員、裁判費等予算上の措置はどうなつてゐるかとの質問があり、これに對し、最高裁判所事務当局より、この際、事務量の増減はさきわめて僅少のものであつて、しかも、簡易裁判所の予算は各關係地方裁判所に一括して配分してあるので、現地において裁判事務に支障のないよう手当てできる旨の答弁がありました。

かくて、三月七日質疑を終了し、討論を省略の上、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院法務委員長報告(三月二十八日)

○高田なほ子君 ただいま上程になりました下級裁判所の設立及び

管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

この法律案は、町村合併促進法の施行に伴ひ、町村の廢置分合等が全国的に行われておりますので、それに伴つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に所要の改正を加えようとするものであります。その改正の要点は、簡易裁判所の名称及び管轄区域の変更と、同法別表の整理であります。

すなわち、第一に、簡易裁判所の名称は、従来その大部分が所在地の市町村の名称を冠しております關係上、市町村の廢置分合、またはその名称の変更に伴ひ、簡易裁判所の名称もまたこれを改める必要があらますので、福岡県宇島市が設置され、さらに同市の名称が豊前市と変更されたことに伴ひ、八屋簡易裁判所の名称を豊前簡易裁判所と改めるのを初めといたしまして、合計七簡易裁判所の名称を変更しようとするものであります。第二に、簡易裁判所の管轄区域については、従来、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められております關係上、市町村の廢置分合等に伴ひ、關係簡易裁判所の管轄区域に変更を加える必要があらますので、埼玉縣北足立郡吹上町の設置に伴ひ、熊谷簡易裁判所の管轄に属する同縣北埼玉郡旧下忍村の区域を大宮簡易裁判所の管轄に変更するのを初めといたしまして、合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三に、市町村の廢置分合、名称変更等に伴ひ、同法の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もありませんでしたので、討論を省略いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。



### ◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

(昭三一、四、一三法七〇)(衆)

#### 一、提案理由(三月三十日)

○高橋禎一君 たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和三十一年三月二十日午後十一時ごろ、秋田県能代市島町二十番地より出火した火災は、折柄北々東十五メートルの強風にあおられ、たちまち西方に延焼し、店舗、住宅等の木造建築物の密集地帯を総なめにし、二十一日午前六時ごろ、同市の最西端に至り、ようやく鎮火いたしました。この焼失戸数約千五百戸、罹災人員約六千名、焼失面積九万五千坪、被害見積り額は二十億円に達したのでありますが、同市には昭和二十四年二月二十日も焼失家屋千七百戸という大火災が発生しているのです。たび重なる災害をこうむられました能代市民各位に対しまして、深く御同情申し上げる次第であります。

さて、かかる災害に対する国の措置といしましては災害救助、律で定める火災、震災その他の災害の場合にも、その法律で指定する地区に限り、この臨時処理法の諸規定を準用し得ることと定められているのでございます。

そこで、最近におきましては、相次いで発生しました新潟市並びに名瀬市の大火災に対しまして、この第二十五条の二を適用すべき法律がそれぞれ制定されましたことは御承知の通りであります。本法律案は、先般三月二十日に発生しました秋田県能代市の大火にもこの規定を適用し、同市における借地借家の権利関係を調整し、もって同市の急速な再建をはからんとするものでございます。すなわち、この能代市の場合、去る昭和二十四年二月にも大火の発生があり、当時やはり同条の規定を適用すべき法律が制定せられ、すでに所期の効果をあげているのであります。その際の同市における罹災地域は、市内の北半分であったに對し、このたびのそれは、遺憾ながら南半分に及ぶ九万五千余坪にわたって約千五百戸を灰じんに帰したのであります。その焼失家屋の借家率は一六%、焼失地域における借地率は三六%という状態でございます。

従いまして、復興に当る地元市当局等からの要望も数多いこととございますが、当委員会といたしましては、今後の住宅、商店等の建設に当り、借地借家の権利関係からの紛争が予想されますので、まず、この面から罹災者を保護するため本法律案による措置を講じ、これとともに、その他災害救助等の諸施策がなされることによりまして、同市が一日もすみやかに復興されるようにひたすらに念願いたしている次第でございます。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

免税等の方途もありますが、今回の罹災区域における借地率三六%、借家率一六%に及ぶ実情から見ましても、今後激しい住宅紛争の起るであろうことも予想されるところでありますので、法務委員会におきましては、これら住宅を失った罹災者を保護し、かつ同市の復興再建の一助とするため、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二を早急に発動し、同法を同市の今次災害にも適用する必要があるものと認め、三月二十八日全会一致をもって委員会の成案を得た次第であります。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げます。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

#### 二、参議院法務委員長報告(四月六日)

○高田なほ子君 たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案の委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

もともとこの罹災都市借地借家臨時処理法は、戦争によって罹災した建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは逆に、今後存続させる意思がないと認められる借地権については、これを消滅させる等の道を開き、戦災地等における借地借家の権利関係を調整して、そのすみやかな復興を促進することを目的として立法されたものであります。その後、同法は改正され、第二十五条の二におきましては、かような戦争による罹災の場合だけに限らず、別に法

かような事情にかんがみまして、委員会におきましては熱心に審議に努め、一松、羽仁、中山、藤原各委員から、「本市の場合、最近二回にわたって大火に見舞われているが、その発生の原因は判明しているのか、また、本市のみならず、全国にわたる昨今における火災の頻発に対処し、国家の資源の減耗を防ぐため、その原因の究明、不燃住宅対策、都市計画、防火施設等についても抜本的な対策を講ずる要はないか」等の質疑もなされたのでございます。なお、一松委員より、「不幸なる火災を未然に防ぐため、諸般の検討を、今後当委員会といたしまして十分考究すべきである」という提案がございまして、本委員会としてこの提案を全面的に支持し、これに基いて十分考究すべきことを決定いたしました。

討論に入りましたところ、別に発言はなく、採決いたしました。が、全会一致で可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上、御報告を終わります。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。



### ◎官庁營繕法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一四法七一)(衆)

#### 一、提案理由(三月二十八日)

○瀬戸山委員 たいま議題となりました官庁營繕法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

さきの第十国会で成立しました現行官庁營繕法の趣旨は、第一に建築基準法が詳細に規定しておらない官庁の建築について、その重要性にかんがみまして、構造関係において嚴重な基準を特別に設けたこととあります。特に防火、耐火の点につきましては、去る第七国会の衆議院における都市建築物の不燃化の促進に関する決議の第三項に、新たに建設する官公衙等は原則として不燃構造とすることの趣旨を尊重して、特に規定されたものであります。

第二に、庁舎の位置については、公衆の利便に適合し、公務の能率増進に適した所を選定し、できる限り一地域に集中できるように、国家機関の長、地方公共団体の長が協力するよう規定してあります。

第三に、でき得る限り今後の庁舎は、合同庁舎として恒久的、不燃建築を促進することを規定しております。

第四に、これまで、各省各庁が個々ばらばらに出していた營繕計画なるものを、統一ある構想のもとに管理し、是正し、予算に適合

した単価を考え、建築工事の適正化をはかるために、技術的に建設大臣が統一し、予算大臣たる大蔵大臣と折衝せしめるようにしたものであります。本法における最も重要な点であります。

以上、現行官庁營繕法は、官庁營繕の統一に向う第一段階であります。法目的である災害を防止し、公衆の利便と公務の能率増進をはかるためには、さらに計画的、統一的な營繕及び適正な管理が必要でありますので、次の諸事項を眼目として改正しようとするものであります。

まず第一に、都市計画として決定する一団地の官公庁施設を本法に新たに規定したことであります。その趣旨は、公衆の利便と公務の能率増進をはかり、あわせて不燃化の促進と土地の高度の利用をはかるため、単に庁舎の合同建築による集約化だけでなく、都市の一定地区に、国家機関の建築物と地方公共団体の建築物とを、それぞれの機能に応じて集中配置するよう計画的に建築しようとするものであります。これに必要な限度において私権の制限等について規定したのであります。

第二に、現在の營繕計画書に対して建設大臣の意見を申し述べる制度は、一応營繕計画に対する調整はいたしておりますが、工事の執行が原則的に集中実施されていない現状においては、必ずしも統一的に、同一基準により、緩急の度により、経済的に、しかも安全度高く建設するという目的を達しておりません。すなわち、現在の建設省設置法におきましては、一部の例外を除き、国の營繕は全部建設省で行うことになっておりますが、各省の設置法には、また、

それぞれ所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置する旨の規定があつて、法律的には競合しておりましたが、どちらが優先適用されるかわからないので工事の集中実施が行われていないのであります。ここに、国の營繕に関する基本法であります本法に、建設省の施行する營繕工事の範囲を定め、營繕施行の原則的統一を行い、もって建設計画の統一調整、建築物の規模、程度の標準化等を行い、国費を節減し効率的使用をはからんとするものであります。

第三に、国家機関の建築物の維持管理の適正化をはかるため、その技術的な基準を定め、これを各省各庁の長をして励行せしめるようにいたしましたものであります。

以上の改正に伴いまして、必要な条項を整理するとともに、関係法律について必要な改正を行うこととしたものであります。

以上が、官庁營繕法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月三十日)

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律(昭三二―法七六)の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院建設委員長報告(四月六日)

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭三二―法七二)の委員長報告と一括して掲載)

官庁營繕法の一部を改正する法律



### ◎積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法

(昭三一、四、一四法七二(衆))

#### 一、提案理由(三月十五日)

○内海委員 たいま議題になりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

積雪寒冷地域における道路は、長期にわたる交通の途絶を余儀なくされ、ために産業経済活動の停止、生活の不安、文化の障害等その影響するところきわめて広範でかつ大なるものがあります。せつかく整備された道路が約数カ月にわたりその機能を喪失するばかりでなく、凍結融解期における路層の破損、損傷を反覆補修するため経費は、この地域内における年間道路予算の半ばを占めるという実情であります。自動車交通が国民活動のための絶対要件となった今日におきましては、以上のような障害をやむを得ない自然現象として放置することはできないのでありまして、積極的にこれを排除して、国民生活領域の拡大保全をはかることは当然の任務であると信ずるものであります。これがためには積雪寒冷地域にあつては近代的な機械による除雪を励行し、防雪の施設を行い、さらにまた凍上による路層の破損に対しては、排水施設及び路盤改良を施行することによって年間を通じ道路交通を確保することができるのであり

ます。

このことは、終戦後北海道その他において一部の重要道路について実施しその顕著な効果をおさめるという事実を明らかにしております。しかしながらこれを完全に励行しかつ広範囲に実施するためには相当額の経費を必要とするのでありまして、経費の点から見ても作業の内容から見ても、普通の道路維持とは全く趣きを異にいたします。従つてこれを地方公共団体に一任してその全きを期することとははなはだ困難でありますので、この際国において特別な立法措置を行い、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保を特に必要とする主要道路について除雪、防雪、並びに凍雪害の防止に関する事業に要する経費に対し、国庫補助の道を開くことが必要であると存する次第であります。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は別に政令で定める基準に従ひまして、積雪寒冷特別地域における道路交通確保が特に必要と認められる道路を指定し、これを公示することといたしております。

第二に、建設大臣は昭和三十二年以降毎五カ年を各一期として、除雪(除雪機械の整備を含む)、防雪及び凍雪害の防止に関する各事項を内容とした積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画(以下道路交通確保五箇年計画という)の案を作成して閣議の決定を求めるといたしました。

第三に、道路交通確保五カ年計画に基いて実施する事業に要する費用については、道路法(第八十八条を除く)及び道路の修繕に関

する法律の規定にかかわらず予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者に対し補助するものとしたりました。

第四に、この法律で規定するもの以外の事項につきましては一部読みかえを行い、道路法の規定の適用があるものとしたりました。

以上がこの法律案の提案理由及びこの要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月二十二日)

○荻野豊平君 たいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。積雪寒冷地域における道路は、冬季間長期にわたり交通の途絶を余儀なくされ、ために、産業経済活動の停止、生活の不安、文化の障害等、その影響するところ、きわめて広範かつ大なるものがあるのであります。これがため、積雪寒冷地域にあつては近代的な機械による除雪を励行し、防雪の施設を行い、さらにまた、凍上による路層の破損に対しては、排水施設及び路盤改良を施行すること等によつて、年間を通じ道路交通を確保いたさねばならぬのであります。が、これは、経費の点より見ても、また作業の内容より見ても、普通の道路維持とは全く趣きを異にし、地方公共団体に一任しては、その全きを期することははなはだ困難であります。従ひまして、こ

の際、本法に基き特に必要とする主要道路については、これらの事業に対し国庫補助の道を開き、もつて冬季数カ月間冬眠状態を余儀なくされつつある東北、北海道地方等の産業に活を入れんとする画期的法案であります。

本法案は、三月十日本委員会に付託せられたのであります。その内容の詳細は会議録に譲ることといたします。

次いで、自由民主党瀬戸山三男君より、本法案第三条における路線の指定に関し、あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上これを指定するものとする旨の修正案が提出されたのであります。

かくて、討論を省略して、修正案及び修正部分を除く原案につきましてそれぞれ採決をいたしましたところ、いずれも全会一致をもちつて可決せられ、よつて本法案は修正議決されたのであります。

次いで、自由民主党瀬戸山三男君より次のごとき附帯決議案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもちつて可決せられた次第であります。

附帯決議は次の通りであります。

#### 附帯決議

政府は、現に実施中の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基き道路整備五箇年計画の遂行に支障を与えないため、揮発油税収財源をこの法律の実施に要する経費の財源に充当しないこと。

右、御報告申し上げます。



### 三、参議院建設委員長報告(四月六日)

○石井桂君 ただいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案並びに官庁営繕法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案について申し上げます。

本法案は、衆議院議員の提出にかかるとして、北海道、東北等積雪寒冷地域において、除雪、防雪あるいは凍結融解時における路層の破損防止等による道路の交通確保のため、主要道路に一定の計画を樹立し、これらの事業に要する経費に対しまして、国庫補助の特別措置を講じようとするものであります。

その内容について申し上げますと、第一に、積雪寒冷特別地域の道路交通確保上特に必要と認められる道路は、建設大臣が運輸大臣の意見を聞いて指定することとし、その基準は別に政令で定めることになっております。第二に、建設大臣は、昭和三十二年以降毎五カ年を各一期として、当該地域の道路交通確保五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めることになっております。第三に、この五カ年計画に基いて実施する事業の費用については、国は予算の範囲内で三分の二以内を道路管理者に対して補助することになっております。

本法案は、去る三月十日、本委員会に付託されました、数回にわ

たり質疑を行なつて参つたのであります。そのおもなる点を申し上げますと、第一は、積雪寒冷特別地域の指定及び道路交通確保五カ年計画の内容に關してであります。これにつきまして提案者及び政府委員から、指定地域として北海道、東北、北陸及びその他地域を想定しているが、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等を勘案の上決定するようになりたい。また、五カ年計画案については、法案の成立に従つて研究し、立案したいとのことでありました。第二は、道路交通確保五カ年計画と道路整備五カ年計画との關係であります。この点につきましては、政府委員から、「凍雪害等の防止に關する道路の改良工事は、現在の道路整備五カ年計画の中に入れて実施しているが、その占める割合がきわめて少いこと、また現行道路法においては、除雪、防雪のうち、維持に属するものは北海道だけではできないが、その他の地域についてはできない」との答弁でありました。第三は、財源についてであります。この点につきましては、大蔵省、建設省並びに提案者の見解を詳細にたゞしたのであります。提案者及び建設当局は、「この道路交通確保五カ年計画に基く事業に要する費用は、揮発油税相当額以外の一般財源をもつて充当するようになりたい」との答弁でありました。

本案は四月四日、質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。次に、官庁営繕法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行官庁営繕法は、営繕計画の統一と、官庁建物の集約化、庁舎の不燃構造化を推進し、公衆の利便と公務の能率増進をはかる目的

をもつて、昭和二十六年、第十回国会において制定せられたものであります。本改正案は、衆議院議員の提出によるものであります。同法案の状況にかんがみ不備な点を改正し、さらに計画的、統一的な営繕を推進しようとするものであります。

その内容は、第一に、都市の一定地区に、国家機関の建築物と地方公共団体の建築物とを、それぞれの機能に応じて集中配置するよう、都市計画として決定する一団地の官庁施設の規定を設け、その区域内の官庁施設以外の建築物については、都道府県知事の許可を要することとし、建築制限の要件を明示したことでありました。第二は、建設省の施行する営繕工事の範囲を定め、営繕施行の原則的統一を行い、建設計画の統一調整等をはかったことであります。第三は、国家機関の建築物の保全の適正化をはかるため、その技術的基準を定め、各省庁の長をして勵行せしめるようにしたことでありました。

本案の審議における提案者並びに建設省に対する質疑のおもなる点を申し上げますと、第一は、建設省の施行する事業量の増大と定員との關係であります。この点は配置転換によつて調整して行きたい」ということでありました。第二は、一団地の官庁施設の境界の規模と私権の制限に關する点であります。この境界の規模については、幹線街路に区画された必要最小限の一ブロックを想定の上、できる限り国有地及び公有地を対象として、私有地は避ける方針であり、本法によつて直ちに私権を制限するようにはない」との

答弁でありました。

かくて質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。



◎輸出保険法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一六法七三)

一、提案理由(二月二十四日)

○政府委員(川野芳満君) たいま提出されました輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。御承知のように、昭和二十五年に輸出振興を目的といたしまして、輸出保険法が制定せられました以来、数度の改正により現在普通輸出保険のほか五種類の保険制度を実施しております。しかし、最近におきまして中南米、東南アジア等に対する本邦人の技術提供及び現物出資等による海外投資が盛んに行われる実情にかんがみまして、これらの対外取引において生じます危険の一部を、保険によつてカバーして本邦人の対外取引を促進いたすために、現行輸出保険法に所要の改正を加えるものであります。

次に、改正点の概要を御説明いたします。改正点の第一は、目的の拡大であります。現行法の目的は前にも申しました通り、物の輸出を振興することを中心としておりますので、前述のような物の輸出とは必ずしも関連のない対外取引の発達をはかるためにはこれを広げる必要があります。

改正点の第二は、輸出代金保険制度を拡大いたしまして、物の輸出に伴わない技術の提供及びこれに伴う労務の提供をこの保険の対象とし得ることとした点であります。これによりまして海外における建設事業の請負等が輸出代金保険の対象となり得る次第であります。

す。

改正点の第三は、海外投資保険の創設であります。この保険は、(一)海外投資を行なった者がその海外投資によって取得した株式その他の持分を外国政府またはこれに準ずる者により奪われたこと、(二)当該海外投資を受け入れた外国法人が、戦争、革命または内乱により損害を受けて解散した場合において、海外投資を行なった者が、当該株式等を処分したことまたは当該外国法人の清算が結了したこと、(三)当該外国法人が、戦争、革命または内乱により損害を受けて一定期間以上事業を休止した場合において、その事業の再開前に、海外投資を行なった者が当該株式等を処分したことによつて受ける損失を填補する保険制度であります。以上のほか、これらの改正に伴いまして若干の技術的改正を行なっております。

以上が今回の改正の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院商工委員長報告(三月三十一日)

○三輪貞治君 たいま議題となりました輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず政府の提案の理由を申し上げますと、現在では、普通輸出保険のほか五種類の保険制度が実施されておりますが、最近におきましては、中南米、東南アジア等に対する本邦人の技術提供及び現物出資等による海外投資が盛んに行われております実情からいた

特に填補率五〇％に定めた理由いかんとの質問に対しましては、政府は、「初めての制度でもあり、財政上の不測の負担を招くおそれを防ぐことも必要だから、着実に進みたいと思つて填補率を五〇％で出発することにした。しかし十分に自信を持ってこの目的を達成できる」という答弁があつたのであります。

質疑を終りまして、討論に入りましたところ、上林委員から修正案が提出されました。「本改正案の海外投資保険制度においては、事故発生事由も、填補額の算出方法もきわめて厳格に規制されてお

り、これで填補率を五〇％にしたのでは低きに過ぎ、保険の意味をなさない。せつかくの海外投資の機運を阻害することなく、あわせ

三、衆議院商工委員長報告(四月六日)

(特定物資輸入臨時措置法(昭三一―法一二七)の委員長報告と一括して掲載)

しまして、これらの対外取引において生ずる危険の一部をカバーいたしましたして、本邦人の対外取引を促進しようとするものであります。従いまして、その内容のおもな点は、第一に、現行法の目的を改正いたしまして、物の輸出を振興することを中心としておりますのを、物の輸出とは必ずしも関連のない対外取引の発達をはかるようにしたことあります。第二点は、海外投資保険制度の新設でございますが、この制度によりまして、海外投資を行なった者が、外国政府またはこれに準ずるものによりまして、海外投資によつて取得した株式その他持分を奪われたり、海外投資を受け入れた外国法人が、戦争、内乱、革命等によつて解散いたしましたり、または一定期間以上の事業の休止があつた場合に、海外投資を行なった者が、その株式等を処分したことによつて受けた損失の五〇％を限度として填補しようとするものであります。第三点は、現行の輸出代金保険の制度は、ブランドの輸出代金またはこれに伴う技術提供の対価を対象としておりますが、これを拡大いたしまして、物の輸出に伴わない技術の提供の対価及びこれに伴う労務の提供も、この保険の対象とし得ることとしたことあります。

以上の三点が本改正案の主要な点でございますが、本委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行われるとともに、参考人の意見を聴取いたしまして、慎重に審議を行なつたのでございませ

が、その詳細につきましては会議録に譲ることいたします。以下、そのおもなる質疑の点を申し上げますと、「本改正案における海外投資保険の填補率五〇％で本法案の目的を達成できるか、



## 計量法の一部を改正する法律

(昭三二、四、一八法七四)

### 一、提案理由(三月二十三日)

○政府委員(川野芳満君) ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が近年における計量器の著しい発達に即応して新しい計量器を大幅に取り入れ、また終戦後の法制民主化の線に沿った諸規定を盛りまして従来の度量衡法とは面目を一新した法律として施行されましたのは、昭和二十七年三月であります。以後現在までに約四年を経過いたしましたして、関係法令も整備され、計量行政も充実して参りました。

しかしながら計量法の四年間の運用の結果、同法が計量の正確性を保持するために設定した諸規定の中には、理想的ではあるが現状では早急に実施することが困難な点並びに計量器使用者の便をはかる上において不合理な点がありますので、これらの諸点につきまして、若干の修正と補完とをすることが生じてきたわけであり、このような事情からここに計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、正確に計量する義務の規定につきまして、量目の公差を、生活必需物資のような重要商品から

順次定め、正しい取引を促進することができるようにしたことであり、

第二は、容量検査を廃止し、これにかわる制度として容器の型式を定め、その型式に適合する容器で容量の正確なものを自動的に製造し得る設備を持った容器の製造事業者を指定いたしましたして、その指定事業者にはさらに自己検査をさせ、これに合格した容器にその旨の表示をさせて、正確な容器の使用により大量に取引されている商品の容量を正確にするようにしたことであり、

なお、そのほかにはかりの販売事業者に対し、はかりについて簡易な修理権限を与えること、自動制御等合理化に使用される計量器について、メーカーがアフターサービスを自由に行い得るようになること並びに定期検査にかわる検査を受けることのできる期間を広げること等若干の条文改正を行うこといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

### 二、参議院商工委員長報告(四月六日)

○三輪貞治君 ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、当商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案のおもなる改正点は次の通りでございます。その第一は、正確に計量する義務についての改正でございます。すなわち現行規定では、長さとか、質量とかいふものを政令で定めまして、た

行なつたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もございませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院商工委員長報告(四月十二日)

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

計量法は昭和二十七年三月に制定され、それまでの度量衡法とは面目を一新した法律として施行されて参つたのであります。しかしながら、四年間運用されて参りました結果、同法の規定の中で、理想的ではあるが、実際に運用することがきわめて困難であり、また、計量器使用者にとって不便な点が出て参つたのであります。従いまして、それらの諸点を改正し、補充して、真に計量法の目的を全うし得るようにならうというのが、本法律案の趣旨であります。

次に、本法律案の内容について簡単に申し上げます。

第一に、現行法第二十三条におきまして、計量器製造業者が工場、事業場外において計量器の修理をするときは都道府県知事に届け出ることとなっておりますが、この規定を改正いたしましたして、通商産業省令で定める計量器であつて、通商産業省令で定める用途に供さ

とせば質量により取引する場合は、すべて政令で定める誤差をこえないように計量する義務を課しているのでございます。この誤差を量目の公差と言っておりますが、現行規定のごとく、この量目の公差を全商品一律に定めるのはきわめて困難なため、とりあえず生活物資のような重要商品から順次定めるように改正してあるのでございます。第二の改正点は、現行の容量検査制度を廃止いたしました、これにかわる制度として、以下述べますような制度を代置したものであります。すなわち容器、それはおもにガラスびんであります。この容器の型式を定め、その型式に適合する容器で、容量の正確なものを自動的に製造し得る設備を持った容器の製造業者を指定いたします。さらに、その指定事業者に自己検査をさせ、これに合格した容器にその旨の表示を行わせるのであります。この表示をしながらある容器に、一定の高さまで商品を入れて販売する場合は、計量器が一々計量する必要がないこととしたのでございます。この制度の適用商品は政令で定めることになっておりますが、さしあたり酒、しょうゆ、ビール、牛乳等、ガラスびんに入れて大量に取引される商品を予定しておるのであります。その他の改正点は、棒はかり等の販売事業者に対し、簡易なはかりの修理権限を与えること、次に、自動制御等合理化に使用される計量器については、メーカーがアフターサービスを自由に行い得るようにしたこと、並びに定期検査にかわる検査を受けることのできる期間を広げること等であります。

本改正案につきましては、当委員会におきまして慎重なる審議を

計量法の一部を改正する法律



れるものについては、都道府県知事に届け出なくてもよいこととしたのであります。

第二に、現行法第五十四条において、はかりの販売業者は計量器の修理をしてはならないこととなっておりますが、この規定を改正いたしました。はかりの販売業者が基準器その他所要の設備を備えて都道府県知事に届け出れば、付帯事業として、棒はかり、その他通商産業省令で定めるはかり、おもりの簡単な修正をしてもよいこととして、規定の緩和をはかっているのであります。

第三に、現行法第七十二条では、対象の状態の量、すなわち、物の長さ、重さ、早さ等の量目公差をすべての商品について政令で定めることとなっているのであります。しかし、何十万という商品について、一つ一つ量目公差を定めることは、理想ではありませんが、実際にははなだ困難でありますので、現状では、この規定は全然働いていないのであります。従いまして、この規定を實際に運用せしめるために、必要な商品を政令で指定して、それらの商品について量目公差を定め得るようになしたのであります。

第四に、現行法第七十三条では、容器に入れて大量に取引される商品は、容量検査に合格した容器に一定の目盛りまで満たせば、自身の商品は計量しなくてもよいこととなっているのであります。すべての容器について容量検査を行いますことは、実際にははなだ困難でありますので、現状では、この規定も働いていないのであります。従いまして、通商産業省令で容器の型式を定め、この型式に属するかどうかの検査に合格いたしました容器には一定の表示を

させ、その容器に一定の高さまで商品を入れて販売する場合は、容量の容量検査はしなくてもよいこととしたこと等でありました。

本法案は、三月十六日提出され、同日当委員会に予備付託となり、同二十日川野通商産業政務次官より提案理由を聴取いたし、四月十二日質疑に入りました。質疑の詳細は委員会会議録に譲りますが、そのおもなる点を申し上げますと、電気測定法と本法との統一をはかるべきである。放射能についても測定基準を定めるべきであるなどでありました。これらの質疑に対しまして、政府より、目下その方向に向って研究中であり、早急に実現いたしたい旨の答弁がありました。

四月十二日、本法案に対する質疑を終了いたしましたので、討論を省略して採決に付したところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## ◎地代家賃統制令の一部を改正する法律

(昭三一、四、一九法七五)

### 一、提案理由(三月十五日)

○馬場国務大臣 たいだいま提案になりました都市公園法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかつたのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少くない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。次に本法案の要旨につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法は市街地の住民のための公園を規制の対象といたしまして、その範囲を都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地または都市計画の施設である公園もしくは緑

地で地方公共団体が設置するものとしたのであります。

第二に、公園は本来屋外における休息、観賞、散歩、遊戯、運動等を行う場所でありますので、公園施設として設けられる建築物の建築率を限定したのであります。

第三に、公園の管理が乱れる最も大きな原因は、公園の効用を阻害する工作物等によって公園が占用されることにありますので、これらの工作物等による都市公園の占用は、一定の要件を満たさない限り、許されないものとしたのであります。

第四に、公園管理者である地方公共団体に対して、法令違反者等に対する監督処分権限を付与してこの法律の実効を確保することとしたのであります。

第五に、わが国の人口一人当たりの都市公園の面積は諸外国に比較してきわめて狭く、かつ、都市公園は一たび廃止されますとこれにかわるべき都市公園を建設することは容易でありませぬので、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合または廃止されるべき都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の全部または一部を廃止してはならないこととしたのであります。

第六に、都市公園の使用関係を私法上の契約にまかせておきますと、とかくその関係が不明確になりがちでありますので、都市公園を構成する土地物件については、私権の行使を制限することとしたのであります。

以上が都市公園法案の提案理由及びその要旨であります。何と



ご慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

地代家賃の統制は、御承知の通り、昭和十三年以来、戦後の混乱期に引き続き物価政策の一環として行われ、国民の住生活の安定に役立って参りましたが、昭和二十五年に至り、一般物価の安定とともに統制対象は大幅に縮小されまして、今日におきましては、主として昭和二十五年七月以前に建築した住宅とその敷地について統制されております。以上のように、地代家賃の統制は、住居費の安定に役立っておりますが、その反面現行統制額が低水準に置かれておりますため、借家の老朽化、借家の再生産の阻害、借家敷地の減少等住宅対策上検討すべき問題を生じており、また統制の対象につきましても現在の社会的経済的情勢に即応するように再検討をする必要が生じて参りました。

従いまして、この際、統制借家の修繕を促進させてその老朽化を防止するとともに、統制対象につきましましては、現在の住宅事情、経済事情からいたしまして、これを必要最小限度にとどめ、統制令の適切かつ合理的な運営をはかる措置を講ずることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、借家老朽化防止のための措置といたしまして、借家につ

いて大修繕を行なった場合には、都道府県知事の認可によつて家賃の増額を認めることとし、借家の修繕を促進する道を開くことといたしました。

第二に、統制の適切な運営をはかるため、三十坪をこえる建物及びその敷地、または三十坪をこえる賃借部分を統制の対象から除外し、統制対象を現下の国民生活の安定に必要なもののみにとどめることといたしました。

なお、現在では都道府県知事が地代家賃の統制額を増減額する際には、都道府県地代家賃審査会の意見を聞くことになっておりますが、今回の修繕促進の措置により認可件数が相当増加することも予想されますので、事務の簡素化、経費の節約のために地代家賃審査会の諮問事項を整理いたしました。この際これを簡素化することといたしました。

以上がこの法律案の提出の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いする次第であります。

## 二、衆議院建設委員長報告(三月二十七日)

○大島秀一君 ただいま議題となりました地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

地代家賃の統制は、昭和十三年以来戦後の混乱期に引き続き、物価統制政策の一環として行われてきたのであります。現行統制令に至り、一般物価の安定とともに統制対象も大幅に縮小され、今日においては主として昭和二十五年七月以前に建築された住宅と敷地について適用されております。本法案は、統制借家の修繕を促進させ、その老朽化を防止するとともに、現在の住宅事情並びに経済事情を参酌して、統制対象範囲を必要最小限度にとどめんとする目的のものであります。

その内容は、家主が住家について大修繕を行なった場合には、都道府県知事の認可によつて家賃の増額を行うことができることにした。ことと、三十坪をこえる建物及びその敷地、または三十坪をこえる賃借部分は統制の対象から除外したこととであります。

本法律案は、三月二十七日、当建設委員会に付託せられ、以来、審議を重ねて参つたのであります。質問については、法に基き取締りを行い、やみ家賃に対する処置につきましては、法に基き取締りを行いたい旨の答弁がありました。また大修繕の範囲、老朽化防止対策等につき質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表し、田中委員から、「家賃の老朽化を防止するのは家主の義務であるにもかかわらず、この不履行を容認し、家賃修繕のしわ寄せを借家人に転嫁するものであるから反対する。」、また自由民主党を代表し、石井委員からは、「この改正案は、住宅の老朽化の防止対策として当を得たものであるから賛成である」との発言がありました。これをもつて討論を終局し、採決に入りましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

額の水準が低いため、借家の老朽化、借家の減少等、住宅対策上再検討すべき問題を生じて参つたのであります。従つて、この際借家について大修繕がなされた場合には、都道府県知事の認可によつて家賃の増額を認め、また、三十坪以上の建物及びその敷地を統制の対象から除外すること等の点について改正を行わんとするものが、本法案の要旨であります。

本法案は、去る三月十四日本委員会に付託され、慎重に審議いたしました。が、質疑の内容は速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて討論に入り、自由民主党を代表して廣瀬正雄君より賛成の意見が述べられ、日本社会党を代表して中島巖君より反対の意見が述べられました。が、採決の結果、多数をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院建設委員長報告(四月十三日)

○石井桂君 ただいま議題となりました地代家賃統制令の一部を改正する法律案並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地代家賃統制令の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

地代家賃の統制は、昭和十三年以来実施せられ、戦後においても引き続き物価政策の一環として行われて参りましたが、昭和二十五



次に、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

現行法は、国、地方公共団体等の発注する公共工事の適正な施行に寄与することを目的として、昭和二十七年、第十三回国会において制定せられたものでありまして、現在同法に基く保証事業会社は三社ありまして、その前払金保証額は、昨年度約二百六十五億円に達しております。

本法案は、本事業の発展に伴い、保証事業会社の保証能力を確保する必要があるため、責任準備金及び支払備金の算出方法を改正しようとするものであります。

すなわち第一に、責任準備金に関しまして、現行法は未経過保証方式をとっておりますが、今回、収支残高方式を取り入れ、その両方式による計算額の多い額を責任準備金として計上することといたしました。

第二は、支払備金についてであります。すなわち現行法では、支払備金として積み立てる額は、当該事業年度において締結せられた保証契約に関するものであります。これを当該年度以前に締結されたものについても支払い義務が発生している保証金等がある場合には、その金額を支払備金として積み立てることとしたものであります。

本法案は、三月三十日建設委員会に付託され、慎重審議をいたして参つたものであります。本改正案に関連して、本法施行以後、現在に至るまでの実績及び運用状況等についての質疑がありました。

次いで討論を省略し採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### ◎公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

(昭三二、四、一九法七六)

#### 一、提案理由(三月二十三日)

○馬場國務大臣 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

現在公共工事の前払金保証事業に関する法律に基き保証事業を営んでいる保証事業会社は三社でありまして、その前払金保証額は昨年度約二百六十五億円に達し、公共工事における前払金の支出を円滑にし、公共工事の適正な施工に顕著な効果をおさめているのであります。しかしながら、本事業の発展に伴い、その反面において、保証事故の増加も予想され、この場合における保証事業会社の保証能力を確保する必要がありますので、この際保証事業会社の保証金の支払い能力を増大する措置として、その責任準備金及び支払備金の算出方法を改めようとするものであります。

以下本法案の要旨について御説明申し上げます。  
まず第一に、責任準備金の規定に関する改正でありまして、現行法におきましては、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるとき、そのまだ経過していない保証期間に対応する保証料の総額に相当する金額を積み立てるといふ方法を規定し、いわゆる

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律

未経過保証料方式のみをとっておりますが、この方式のほかいわゆる収支残高方式すなわち当該事業年度における正味収入保証料からその年度の事業費及び支払った保証金等を控除した残額を積み立てる方法を取り入れ、これらの方式により計算した額のいずれか多い額を責任準備金として計上させることとするものでありまして、この方法は、損害保険会社における責任準備金の算出方法と同様のものであります。

第二は、支払備金の規定に関する改正でありまして、現在支払備金として積み立てる額は、当該事業年度において締結された保証契約に関するものであります。これを当該事業年度前において締結されたものについても、支払い義務が発生している保証金等がある場合にはその金額を支払備金として積み立てることとしたものであります。

以上、公共工事の前払金の保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

#### 二、衆議院建設委員長報告(三月三十日)

○荻野豊平君 ただいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。



現在公共工事の前払金保証事業に関する法律に基き保証事業を営んでいる保証事業会社は全国で三社でありまして、前払金の円滑なる支出により公共工事の適正な施工に顕著な効果をおさめているのであります。しかしながら、本事業の発展に伴い、その反面において保証事故の増加も予想され、この場合における保証事業会社の保証能力を確保する必要がありますので、この際その責任準備金及び支払い備金の算出方法を改めようとするものであります。

本法案は三月十六日本委員会に付託されたのであります。その詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて、三月三十日討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り決すべきものと決定した次第であります。

次に、官庁営繕法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。官庁営繕につきましては、さきに第十国会において成立いたしました現行官庁営繕法に基いて、営繕計画の統一とその合理化をはかっているのがありますが、官庁建築物の災害の防除、公衆の利便と公務の能率の増進等をはかるという本法の目的を推進するには、なお不十分な点が少ないのであります。従って、この際、現行法の一部改正し、新たに官公庁施設の集団的建設を実施すること、官庁建築物の保全に関する技術的基準を設けること等の点について規定を設け、さらに統一的、計画的な営繕を推進しようというのが本法案の要旨であります。

本法案は、去る三月二十六日本委員会付託せられ、三月三十日に

至るまで前後数回にわたって審査を行なったのであります。その詳細につきましては会議録に譲ることにいたします。

次いで、自由民主党の内海安吉君より、原案の字句の一部につき修正案が提出されました。

かくて、質疑を終り、討論を省略して、修正案並びに修正部分を除く原案についてそれぞれ採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院建設委員長報告(四月十三日)

(地代家賃統制令の一部を改正する法律(昭三一―法七五)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

(昭三一、四、二〇法七七)

### 一、提案理由(二月十五日)

○船田國務大臣 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、現下の情勢に対処し、国力に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛庁の職員を一万九千九百九十三人増加し、現在の定員十九万五千八百十人を二十一万五千三百三十三人といたしました。この一万九千九百九十三人の増加のうち、一万七千四百十三人が自衛官で、残りの千七百八十人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、一万人が陸上自衛官、三千三百二十五人が海上自衛官で、残りの四千八十八人が航空自衛官であります。陸上自衛官にあっては混成団一の増設その他に充てる要員であり、海上自衛官にあっては艦艇の増強等に伴い必要となる人員であり、航空自衛官にあっては航空団の新設等のため必要な要員であります。

また自衛隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き教育訓練等の援助を受ける便宜を考慮し、同協定附属書第二

防衛庁設置法の一部を改正する法律

項による日本国政府の現物提供に関する事務については、労務提供に関するものを除き、防衛庁が行うことを適当であると認め所要の規定を整備することいたしました。

次に自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に陸上防衛力の整備のため東北地方北部に陸上自衛隊の長官直轄部隊として混成団一を新設するとともに、航空自衛隊については、既存の航空団一に加えてさらに一航空団を増設することとし、所要の改正を行うこといたしました。

第二に、自衛官の募集等の事務を行なっている地方連絡部の長は、従来自衛官をもって充てることとなっておりましたのを、その事務の性質にかんがみ、事務官をもって充てることもできることといたしました。

最後に、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の航空機が着陸した場合においては、一定の条件のもとに便宜所要の燃料を無償で貸付けることができることといたし、また駐留米軍と自衛隊とが隣接して所在する場合においては、自衛隊は米軍に対し、一定の条件のもとに、必要に応じ給水その他の役務を適正な対価で提供することができることといたしました。

以上両法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二日)



○山本象吉君 ただいま議題となりました防衛関係二法案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現下の諸情勢に対処し、わが国の防衛力を国力に応じて整備充実するため、防衛庁の職員の定員を一万九千九百九十三人増加し、現在定員十九万五千八百十人を二十一万五千三百三人に改めるのが、その骨子であります。この一万九千九百九十三人の定員増加のうち、一万七千四百十三人が自衛官であり、残りの千七百八十人が自衛官以外の職員の増加となっております。自衛官一万七千四百十三人の増加分の内訳について申し上げますと、陸上自衛隊において一万人、海上自衛隊において三千三百二十五人、航空自衛隊において四千八十八人をそれぞれ増員することにいたしております。

以上の増員される自衛官は、陸上自衛官については、新設の第九混成団、特科大隊三、東北地区補給処等の要員であり、海上自衛官については、艦船及び航空機の増強に伴う要員であり、航空自衛官については、新設の第二航空団並びに教育訓練の充実及び補給その他の支援業務等の要員であります。また、自衛官以外の職員千七百八十人の増加の内訳について申し上げますと、防衛大学の学年進行に伴い二百三十九人、技術研究所の機能拡充に伴い七十一人、調達実施本部の整備に伴い二十八人増加するほか、陸海空の各自衛隊を通じて一千四十七人の増員がおもなるものであります。

す。

第四点は、米駐留軍が自衛隊と隣接して所在する場合において、総理府令の定めるところにより、自衛隊の施設による給水等の役務を適正な対価をもって提供することができることにいたしました点であります。

なお、附則において、混成団及び航空団の設置の時期が施設等の事由であらかじめ規定することが困難でありますので、公布の日から起算して十カ月をこえない範囲内で、政令をもって定める日から施行することといたしております。

これらの二法案は、二月十四日本委員会に付託され、翌十五日政府の説明を聴取し、引き続き質疑を行い、前後九日間にわたって、自衛権の限界、長期防衛計画と米駐留軍撤退との関係、防衛分担金、自衛隊増強の理由、部隊配置の原則、防衛庁予算の執行及びその不当使用問題等について、防衛庁長官及び政府委員に対し活発なる質疑を重ね、慎重に審議を行なったのであります。その詳細については、何とぞ会議録によつて御承知をお願い申し上げます。

昨三月一日、質疑を打ち切つた後、自衛権の範囲について、鳩山総理は、わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として、わが国土に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨であるといふことは、私どもは考えられないと思ふのであります。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の処置をとると、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに他に手段がない

防衛庁設置法の一部を改正する法律

以上の定員増加のほか、自衛隊は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き、米国のいわゆる軍事顧問団から教育訓練等の援助を受けておりますが、その便宜を考慮して、同援助協定附属書G第二項の現物提供業務については、労務提供に関するものを除き、調達庁の所管にかかわらず、当分の間これを防衛庁の経理局等で実施することにしておるのであります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、部隊の新設並びに自衛隊運営上の経験にかんがみ、所要の規定を整備するものであります。

その第一点は、陸上自衛隊の長官直轄部隊として、新たに東北地方に第九混成団を新設し、その本部を青森市に置き、また、航空自衛の防衛力整備の一環として第二航空団を新設し、その司令部を浜松市に置くこととし、これに伴い、従来の航空団は第一航空団と改称することにいたしました点であります。

第二点は、自衛官の募集等に関する事務を所業する地方連絡部は現在二十三府県に置かれていたのでありますが、昭和三十一年度において全都道府県に設置するため、さらに二十六カ所増置することとし、地方連絡部長には事務官をもつて充てることができることにいたしました点であります。

第三点は、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の飛行機が着陸した場合において、総理府令の定めるところにより、ガソリン等の需品を無償で貸し付けることができることといたしましたこととあります。

と認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるといふべきものと思ふのであります。と、政府の見解を直接明らかにいたしました。

かくて、討論を省略し、採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告(四月十六日)

○小柳牧衛君 ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、現下の情勢に対処し、国力に応じて防衛力を整備充実するため、防衛庁の職員の定員を一万九千九百九十三人増員して、現在の定員十九万五千八百十人を二十一万五千三百三人に改めようとするものであります。この増加分のうち、一万七千四百十三人が自衛官で、残りの千七百八十人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、一万人が陸上自衛官、三千三百二十五人が海上自衛官で、残りの四千八十八人が航空自衛官であります。この増員された自衛官は、陸上自衛官にありましては、混成団一の増設その他に充てる要員であり、海上自衛官にありましては、艦艇の増強等に伴う要員であり、航空自衛官にありましては、航空団の新設等のため